

生物多様性国家戦略の見直しに関する懇談会

第2回会合

平成18年9月26日（火）

14：00～17：00

会場：航空会館 702・703 会議室

議事次第

- 1 野生生物の保護管理について**
- 2 沿岸・海洋域の保全について**

資料一覧

議題1 関係 別紙「野生生物の保護管理について資料一覧」のとおり

議題2 関係 別紙「沿岸・海洋域の保全について資料一覧」のとおり

参考資料1 「知床世界遺産の豊かな海と漁業を守る」

参考資料2 「地球温暖化－僅かな水温変化が海洋生物資源を変える」

参考資料3 生物多様性国家戦略の見直しに関する懇談会第1回会合発言概要

第2回生物多様性国家戦略の見直しに関する懇談会 出席者名簿

1. 委員名簿

石坂 匡身	(社) 日本損害保険協会副会長 (座長)
岩槻 邦男	東京大学名誉教授
小野寺 浩	(財) 休暇村協会常務理事
中道 宏	(財) 日本水土総合研究所顧問 (ご欠席)
林 良博	東京大学教授
鷺谷いづみ	東京大学教授

2. ゲストスピーカー

(1) 野生生物の保護管理

坂田 宏志	兵庫県立大学助教授
-------	-----------

(2) 沿岸・海洋域の保全

桜井 泰憲	北海道大学教授
-------	---------

(敬称略)

議題 1 野生生物の保護管理について

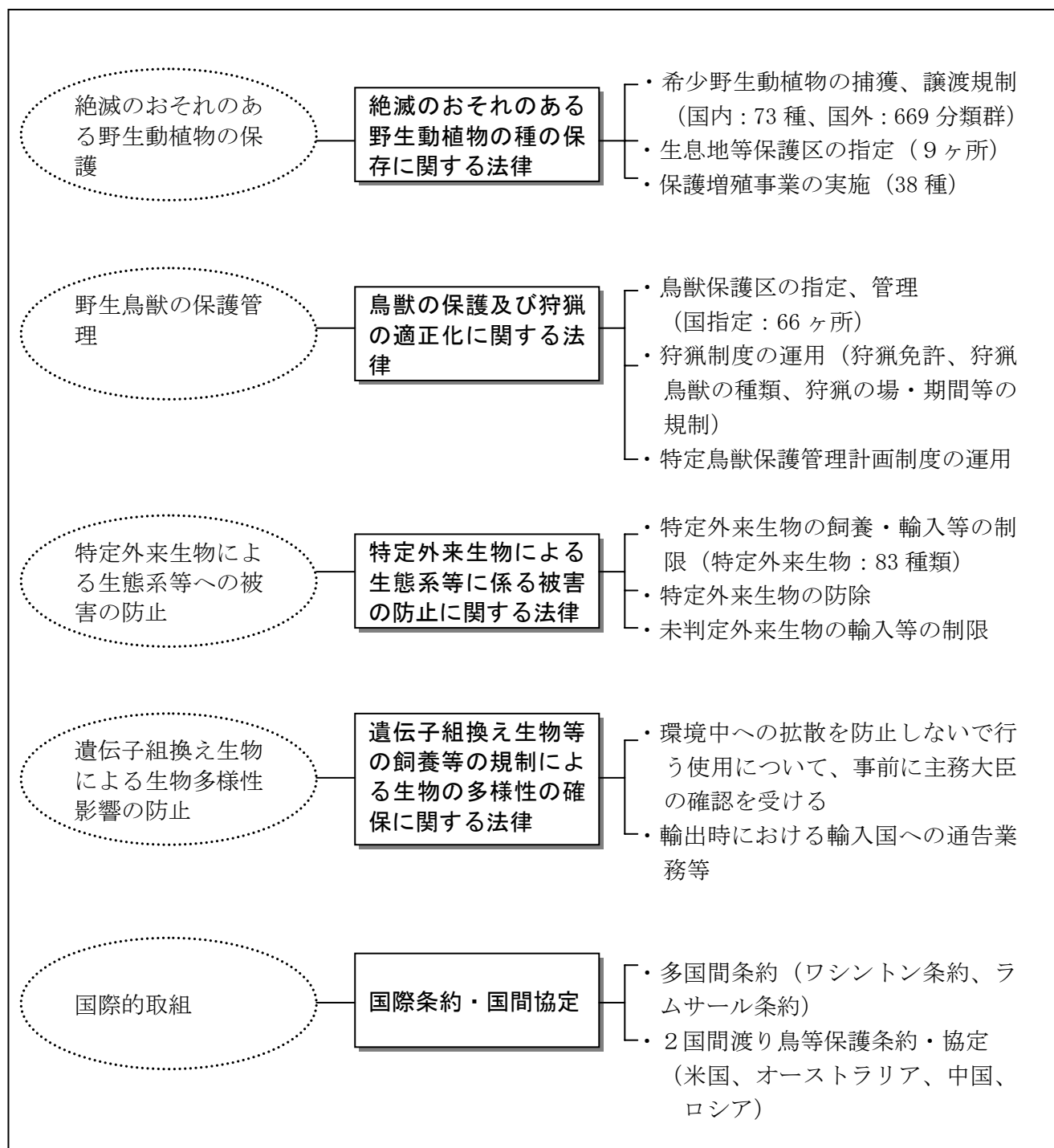
資料一覧

- 資料 1－1 野生生物の保護管理に係る施策の体系
- 資料 1－2 絶滅のおそれのある野生動植物の保護
- ・ 絶滅のおそれのある野生生物の保全施策の概要
 - ・ 絶滅のおそれのある野生動植物種のリスト(レッドリスト)の公表状況
 - ・ 国内希少野生動植物種一覧表
 - ・ 国内希少野生動植物種の生息地等保護区と保護増殖事業
 - ・ 保護増殖事業計画における各種の飼育下繁殖及び野生復帰の記述
 - ・ 猛禽類保護への対応
 - ・ 都道府県版レッドデータブック及び希少種の保存に関する条例作成状況
- 資料 1－3 野生鳥獣の保護管理
- ・ 鳥獣保護施策の概要
 - ・ 国指定鳥獣保護区指定状況
 - ・ 大型哺乳類の生息分布等
 - ・ 野生鳥獣による農作物被害面積の推移
 - ・ 国内の自然公園等におけるニホンジカによる生態系への影響
 - ・ 特定鳥獣保護管理計画の策定状況
 - ・ カワウ問題に関する環境省の取組
 - ・ 主な鳥獣の捕獲数の推移
 - ・ 鳥獣保護管理に関わる人材
 - ・ 改正鳥獣保護法の概要
 - ・ 鳥インフルエンザ等の感染症対応の概要
- 資料 1－4 外来生物による生態系等への被害の防止
- ・ 外来生物被害防止施策の概要
 - ・ 特定外来生物一覧表
 - ・ 都道府県別飼養等許可申請件数
 - ・ 環境省の特定外来生物防除事業の概要
 - ・ 種類別防除の確認・認定状況一覧
 - ・ 都道府県版外来生物リスト作成・外来生物対策条例等策定の状況
- 資料 1－5 遺伝子組換え生物による生物多様性影響の防止
- ・ 「カルタヘナ議定書」及び「カルタヘナ法」について
 - ・ 第一種使用規程の承認状況
- 資料 1－6 国際的取組
- ・ 野生生物に係る国際的取組の概要
 - ・ 各ラムサール条約湿地における湿地タイプと保護の形態
- 資料 1－7 野生生物の保護管理に係る進捗状況と課題

野生生物の保護管理に係る施策の体系

多種多様な動植物の種を保存し、人と野生生物との共存を図っていくためには、野生生物の乱獲の防止、生息・生育環境の保全、絶滅のおそれのある種の保護増殖、適切な管理施策の実施など様々な取組が必要です。

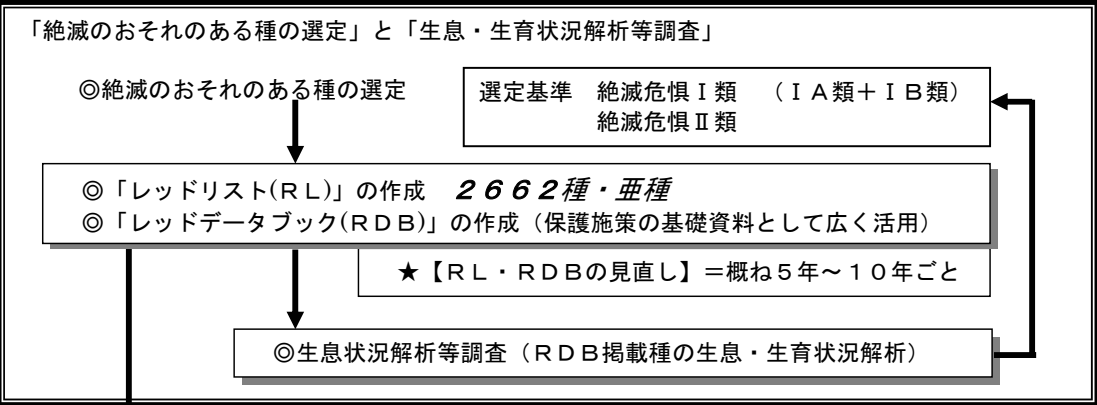
環境省では、下記の法律や条約・協定により、野生生物保護のための取組を実施しています。



絶滅のおそれのある野生生物の保全施策の概要 (平成18年9月現在)

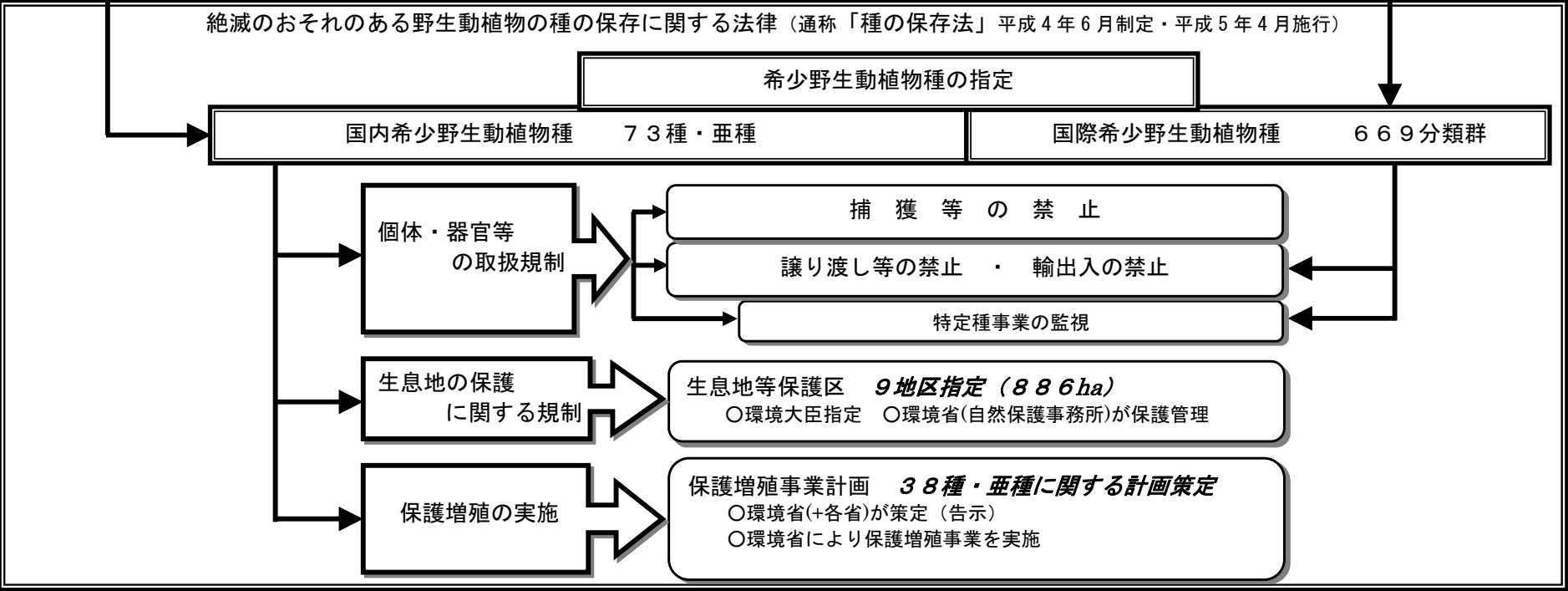
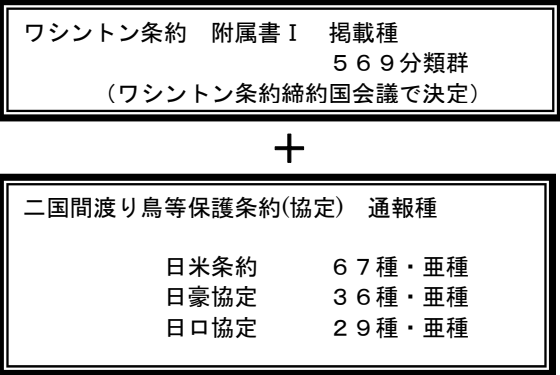
(国内に生息・生育する希少種の保護)

我が国に生息・生育する動植物種 約9万種・亜種



(外国産の希少種の保護)

地球上の野生動植物種 約140万種



絶滅のおそれのある野生動植物の保護

絶滅のおそれのある野生動植物種のリスト(レッドリスト)の公表状況



*2006年度改訂を予定しているレッドリストは、動物においては3回目、植物においては2回目の公表となる。

*1991年はレッドリストと、レッドリストに基づき生息状況等を取りまとめ編纂した書物であるレッドデータブックを同時に発表している。

1997年～2000年にかけて公表したレッドリストに対応するレッドデータブックは2000年～2006年にかけて刊行された。

*植物については、日本自然保護協会、世界自然保護基金等が「我が国における保護上重要な植物種の現状」を1989年に出版している。

*植物Ⅱは維管束植物以外の植物で、蘚苔類・藻類・地衣類・菌類を対象としている。

国内希少野生動植物種一覧表

平成16年7月現在（全73種）

* 鳥類（39種）

科名	種名		指定期	特定国内希少野生動植物種
	和名	学名		
あほうどり科	アホウドリ	テ・イオメ・ア・アルバ・トルス	H5. 2. 10 政令第17号 (H5. 4. 1施行) 以下同上	
う	チシマウガラス	ファラク・ロウ・ウス・ウリ		
こうのとり科	コウノトリ	キコ・ア・ホ・イ・ア		
と	トキ	ニホ・ニア・ニホ・ン		
がんかも科	シジュウカラガン	プ・ラン・タ・カ・テン・ス・イス・レウ・コ・バ・レイ・ア		
わしたか科	オオタカ	ア・キ・ビ・テル・ケ・ン・テ・イ・ス・フ・ジ・ヤマ・エ		
	イヌワシ	ア・ク・イ・ラ・ク・リ・サ・エ・ト・ス・ヤ・ホ・ニ・カ		
	ダイトウノスリ	プ・オ・ブ・テ・オ・オ・ス・イ・ロ・イ		
	オガサワラノスリ	プ・オ・ブ・テ・オ・ト・ヨ・ス・イ・マ・イ		
	オジロワシ	ハ・リ・ア・エ・ト・ス・ア・ル・ビ・キ・ル・ア・アル・ビ・キ・ル・ウ		
	オオウシ	ハ・リ・ア・エ・ト・ス・ベ・ラ・キ・ク・ス・ヘ・ラ・キ・ク・ス		
	カンムリワシ	ス・ビ・ロ・ニ・ス・ケ・エ・ラ・ベ・ル・ブ・レ・ク・ス		
	クマタカ	ス・ビ・ザ・エ・ト・ス・ニ・ハ・レ・ン・ス・イ・ス・オ・リ・エン・タ・リ・ス		
はやぶさ科	シマハヤブサ	ファ・ル・コ・ベ・レ・グ・リ・ス・フル・イ・イ		
	ハヤブサ	ファ・ル・コ・ベ・レ・グ・リ・ス・ヤ・ホ・ネ・ン・ス・イ・ス		
き	ライチョウ	ラ・コ・フ・ス・ム・ト・ウ・ス・ヤ・ホ・ニ・ク・ス		
つ	タンチョウ	ケ・ル・ス・ヤ・ホ・ネ・ン・ス・イ・ス		
く	ヤンバルクイナ	ラ・ル・ス・オ・キ・ナ・ウ・エ		
し	アマミヤマシギ	ス・コ・ロ・バ・ク・ス・ミ・ウ		
	カラフトアオアシシギ	ト・リ・ン・ガ・グ・テ・イ・フ・エル		
うみすずめ科	エトビリカ	ル・ン・タ・キ・ル・タ		
	ウミガラス	ウ・リ・ア・アル・ゲ・イ・ノ・ル・ナ・タ		
は	キンバト	カ・ル・コ・フ・ア・プ・ス・イン・テ・イ・カ・ヤ・マ・ス・イ・ナ・イ		
	アカガシラカラスバト	コ・ル・ン・バ・ヤ・ン・テ・イ・ナ・ニ・ン・ス		
	ヨナクニカラスバト	コ・ル・ン・バ・ヤ・ン・テ・イ・ナ・ス・テ・イ・ネ・ゲ・リ		
ふくろう科	ワシミミズク	プ・ホ・ブ・ホ	H9. 11. 27 政令第338号 (H9. 12. 28施行) H5. 2. 10 政令第17号 (H5. 4. 1施行) 以下同上	
	シマフクロウ	ケ・ト・ウ・バ・ブ・ラ・キ・スト・ニ・ブ・ラ・キ・スト・ニ		
き	オーストンオオアカゲラ	テ・ン・ト・ロ・ホ・ス・レ・ウ・コ・ト・ス・オ・ウ・スト・ニ		
つ	ミユビゲラ	ヒ・コ・イ・テ・ス・ト・リ・タ・ケ・ル・ス・イ・ウ・イ・イ		
つ	ノグチゲラ	サ・フ・エ・オ・ヒ・ホ・ノ・グ・キ・イ		
やいろちょう科	ヤイロチョウ	ヒ・タ・ブ・ラ・キ・ウ・ラ・ニ・ン・フ・ア		
ひ	アカヒゲ	エ・リ・タ・ク・ス・コ・マ・ト・リ・コ・マ・ト・リ		
た	ホントウアカヒゲ	エ・リ・タ・ク・ス・コ・マ・ト・リ・ナ・ミ・イ・イ		
き	ウスアカヒゲ	エ・リ・タ・ク・ス・コ・マ・ト・リ・ス・フ・ル・フ・ス		
	オオトラツグミ	ト・ウ・ル・ト・ウ・ス・ダ・ウ・マ・ア・マ・ミ		
	オオセッカ	メ・ガ・ル・ル・ス・ブ・リ・エ・リ・ブ・リ・エ・リ		
みつすい科	ハハジマメグロ	ア・ハ・ロ・フ・テ・ロ・ン・フ・ア・ミ・リ・ア・レ・ハ・ス・イ・マ		
あ	オガサワラカワラヒワ	カ・ル・ト・ウ・エ・リ・ス・ス・イ・ニ・カ・キ・ト・リ・ト・ス・イ		
か	ルリカケス	ガ・ル・ル・ス・リ・ト・テ・イ		

* 哺乳類（4種）

科名	種名	学名	備考	
おおこうもり科	ダイトウオオコウモリ	プ・テ・ロ・フ・ス・ダ・ス・マ・ル・ス・ダ・イ・ン・ス・イ・ス	H16. 7. 政令第222号 (H16. 7. 15施行)	
う	アマミノクロウサギ	ベ・ン・タ・ラ・グ・ス・フル・ネ・イ	同 上	
ね	ツシマヤマネコ	フェ・リス・エ・ウ・フ・テ・イル・ウ	H6. 1. 28 政令第13号 (H6. 3. 1施行)	
	イリオモテヤマネコ	フェ・リス・イ・リ・オ・モ・テ・ン・ス・イ・ス	同 上	

* 爬虫類（1種）

科名	種名	学名	備考	
へ	キクザトサワヘビ	ホ・ス・ト・ロ・ヒ・ス・キ・ザ・ト・イ	H7. 2. 8 政令第18号 (H7. 4. 1施行)	

* 両生類（1種）

科名	種名	学名	備考	
さんしょううお科	アベサンショウウオ	ヒ・ノ・ヒ・ウ・ス・ア・ベ・イ	H7. 2. 8 政令第18号 (H7. 4. 1施行)	

* 魚類 (4種)

科 名	種 名	備 考
こ い 科	イタセンバラ	H7. 2. 8 政令第18号 (H7. 4. 1施行)
	スイゲンゼニタナゴ	H14. 8. 7 政令第276号 (H14. 9. 1施行)
	ミヤコタナゴ	H6. 1. 28 政令第13号 (H6. 3. 1施行)
ど じ ょ う 科	アユモドキ	H16. 7. 政令第222号 (H16. 7. 15施行)

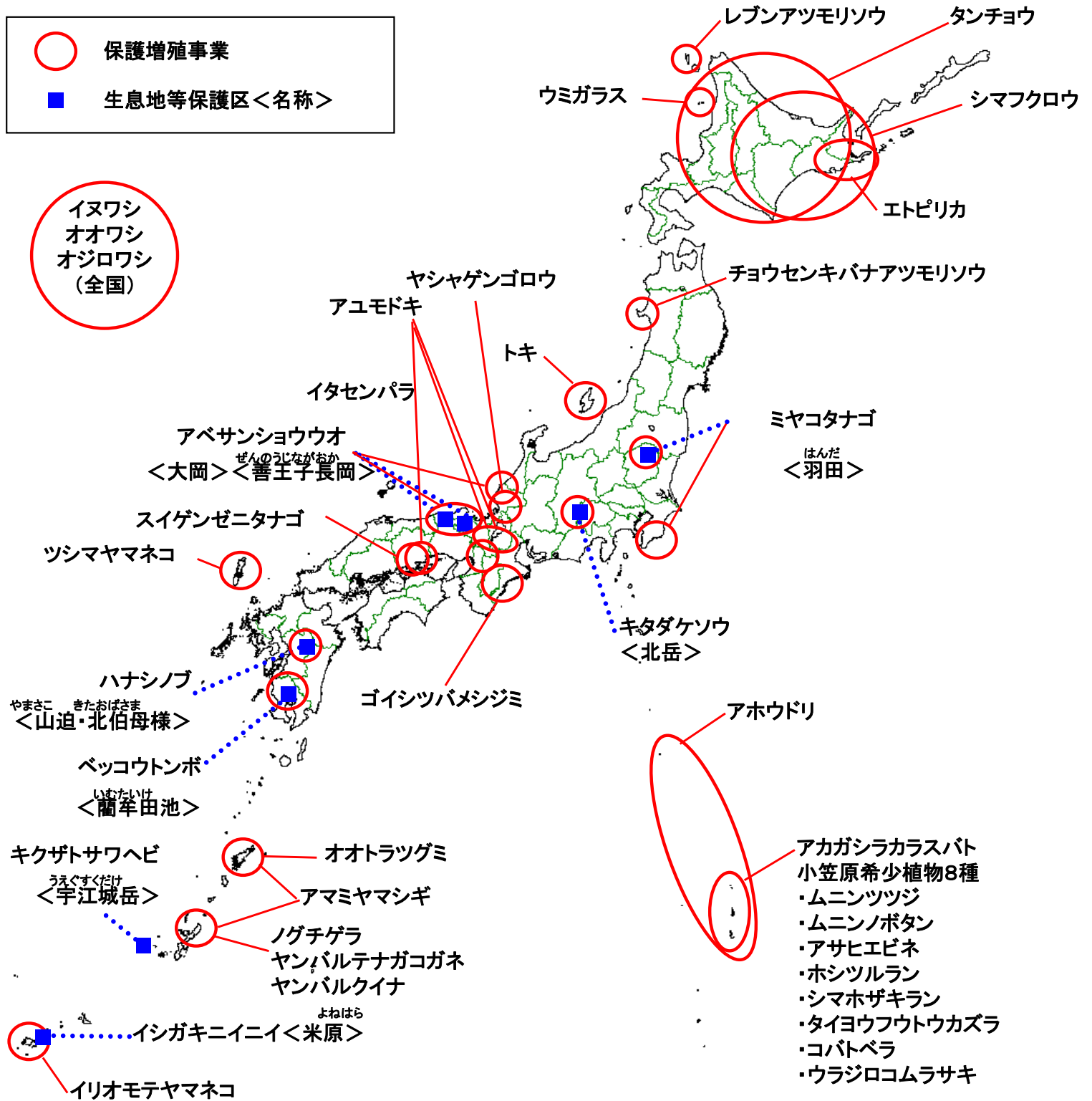
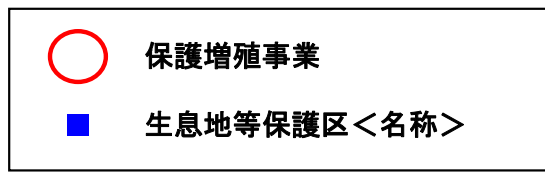
* 昆虫類 (5種)

科 名	種 名	備 考
と ん ぼ 科	ベッコウトンボ	H6. 1. 28 政令第13号 (H6. 3. 1施行)
せ み 科	イシガキニイニイ	H14. 8. 7 政令第276号 (H14. 9. 1 施行)
げ ん ご ろ う 科	ヤシヤゲンゴロウ	H8. 1. 18 政令第4号 (H8. 2. 1施行)
こ が ね む し 科	ヤンバルテナゴコガネ	同 上
し じ み ち ょ う 科	ゴイシツバメシジミ	同 上

* 植物 (19種、うち特定国内希少野生動植物種6種)

科 名	種 名	備 考
お し だ 科	アマミデンダ	H11. 11. 25 政令第380号 (H12. 1. 4施行)
つ つ じ 科	ムニンツツジ	H16. 7. 政令第222号 (H16. 7. 15施行)
	ヤドリコケモモ	H11. 11. 25 政令第380号 (H12. 1. 4施行)
の ぼ た ん 科	ムニンノボタン	H16. 7. 政令第222号 (H16. 7. 15施行)
ら ん 科	アサヒエビネ	同 上
	ホシツルラン	同 上
	チョウセンキバナアツモリソウ	H14. 8. 7 政令第276号 (H14. 9. 1 施行)
	ホテイアツモリ	H9. 9. 5 政令第276号 (H9. 11. 1施行)
	レブンアツモリソウ	H6. 1. 28 政令第13号 (H6. 3. 1施行)
	アツモリソウ	H9. 9. 5 政令第276号 (H9. 11. 1施行)
	オキナワセッコク	H14. 8. 7 政令第276号 (H14. 9. 1 施行)
	コゴメキノエラン	同 上
	シマホザキラン	H16. 7. 政令第222号 (H16. 7. 15施行)
	クニガミトンボソウ	H14. 8. 7 政令第276号 (H14. 9. 1 施行)
こ し ょ う 科	タイヨウフウトウカズラ	H16. 7. 政令第222号 (H16. 7. 15施行)
と べ ら 科	コバトベラ	同 上
は な し の ぶ 科	ハナシノブ	H7. 2. 8 政令第18号 (H7. 4. 1施行)
き ん ぼ う げ 科	キタダケソウ	H6. 1. 28 政令第13号 (H6. 3. 1施行)
く ま つ づ ら 科	ウラジロコムラサキ	H16. 7. 政令第222号 (H16. 7. 15施行)

国内希少野生動植物種の生息地等保護区と保護増殖事業



平成18年8月現在

保護増殖事業計画における各種の飼育下繁殖及び野生復帰の記述

	飼育下繁殖		野生復帰	
	技術確立、検討	実施	検討	実施
アベサンショウウオ				
アホウドリ				
アマミノクロウサギ	○			
アマミヤマシギ	○			
アユモドキ	○	○	○	
イタセンバラ	○			
イヌワシ		○	○	
イリオモテヤマネコ	○			
ウミガラス	○		○	
エトピリカ	○		○	
オオトラツグミ	○			
小笠原植物 8 種	○	○	○	○
キタダケソウ				
ゴイシツバメシジミ		○	○	
シマフクロウ		○		○
スイゲンゼニタナゴ	○	○	○	
タンチョウ		○	○	
チョウセンキバナアツモリソウ	○	○	○	
ツシマヤマネコ		○		○
トキ（変更後）		○		○
ノグチゲラ	○			
ハナシノブ				
ベッコウトンボ				
ミヤコタナゴ		○	○	○
ヤンバルクイナ	○	○	○	
ヤンバルテナガコガネ		○	○	
ヤシャゲンゴロウ	○		○	
レブンアツモリソウ		○		

トキ保護増殖事業について

1. トキについて

(1) 学名・分類

Nipponia nippon (Temminck, 1835)

コウノトリ目 トキ科 トキ

(2) 保護に関する指定等

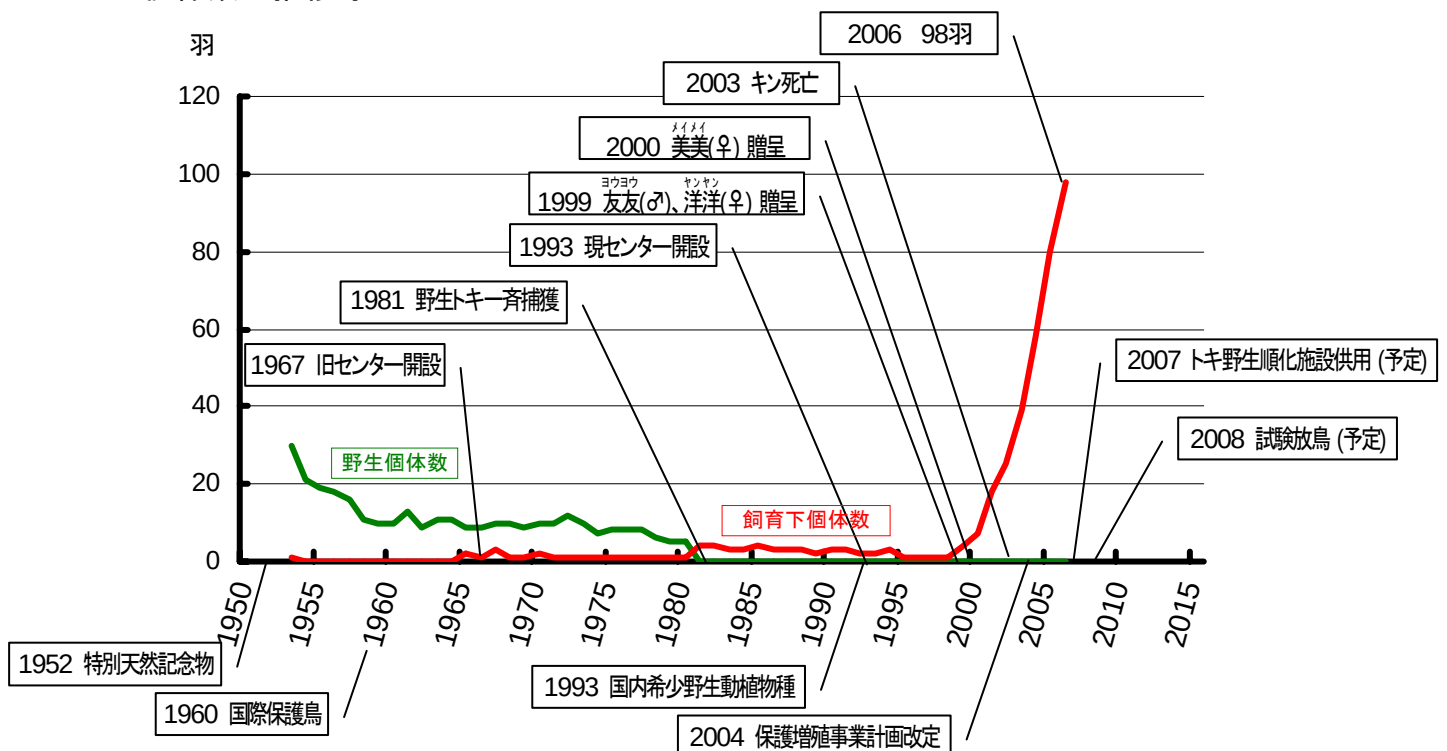
- ・ 特別天然記念物
- ・ 種の保存法に基づく「国内希少野生動植物種」
- ・ 日本版レッドリスト 野生絶滅に掲載
- ・ 国際保護鳥
- ・ IUCN版レッドリスト 絶滅危惧に掲載
- ・ ワシントン条約 附属書 I に掲載



2. トキ保護増殖事業計画 (H16年1月29日 農林水産省 国土交通省 環境省)

- (1) 個体の繁殖及び飼育
- (2) 生息環境の整備
- (3) 再導入の実施
- (4) 飼育個体の分散
- (5) 中国との相互協力の推進
- (6) その他

3. 個体数の推移等



猛禽類保護への対応

1. 猛禽類を保護する意味

猛禽類は、生態系において食物連鎖の頂点に位置していることから、被食者に比べ個体数が少なく、環境の変化の影響を受けやすく絶滅のおそれのある種を多く含んでいる。また、猛禽類の存在は、猛禽類が生態系を構成する多様な生物相に支えられていることから、生態系の健全性を示す指標として考えられている。猛禽類を保護することは、地域の生態系、生物多様性の保全を図っていく上で象徴的な意味がある。

2. 猛禽類保護への対応

(1) 分布、個体数、生態などの知見の収集

猛禽類は、個体数が少ない上に、行動圏が広く、繁殖が年に1回、育雛までに時間がかかる等のため、分布、個体数、生態等の知見の収集に長期間を要する。

これらの知見を収集するため、イヌワシ、クマタカ、オオタカについての調査を実施し、推定個体数、分布図等を公表してきた。推定個体数については、イヌワシは約400～650羽、クマタカは最低約1,800羽、オオタカは最低約1,800～2,200羽である。これら3種の分布図は別紙1～3のとおりである。また、今年度においても引き続きこの3種について、調査を実施しているところである。

(2) 開発行為による生息・繁殖への影響等の回避、低減

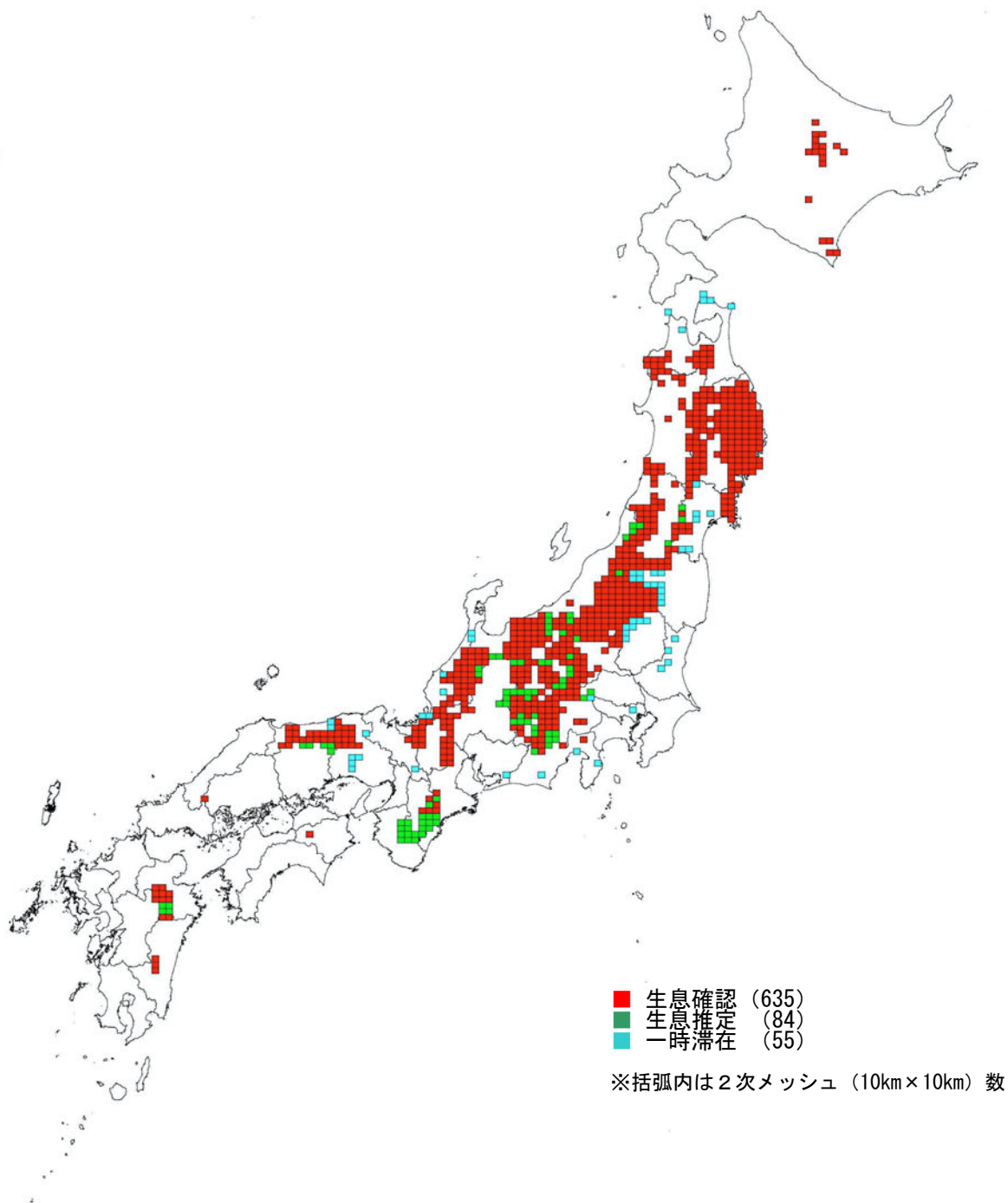
開発行為による生息・繁殖への影響等を回避、低減するため、平成8年に開発行為における猛禽類保護への配慮方法等をマニュアル化した「猛禽類保護の進め方」(特にイヌワシ・クマタカ・オオタカを中心として)を示した。

また、(1)の調査結果等を踏まえ、今後「猛禽類保護の進め方」の改訂を検討していくこととしている。

(3) 個別種の保護増殖事業

イヌワシについては、平成8年に保護増殖事業計画を策定したところであるが、平成17年にはオオワシ、オジロワシについて、各々の種毎に保護増殖事業計画を策定した。環境省としては、これらの計画に基づいて、生息・繁殖状況等の把握、繁殖地等における繁殖環境等の維持及び改善等の保護増殖事業に取り組んでいる。

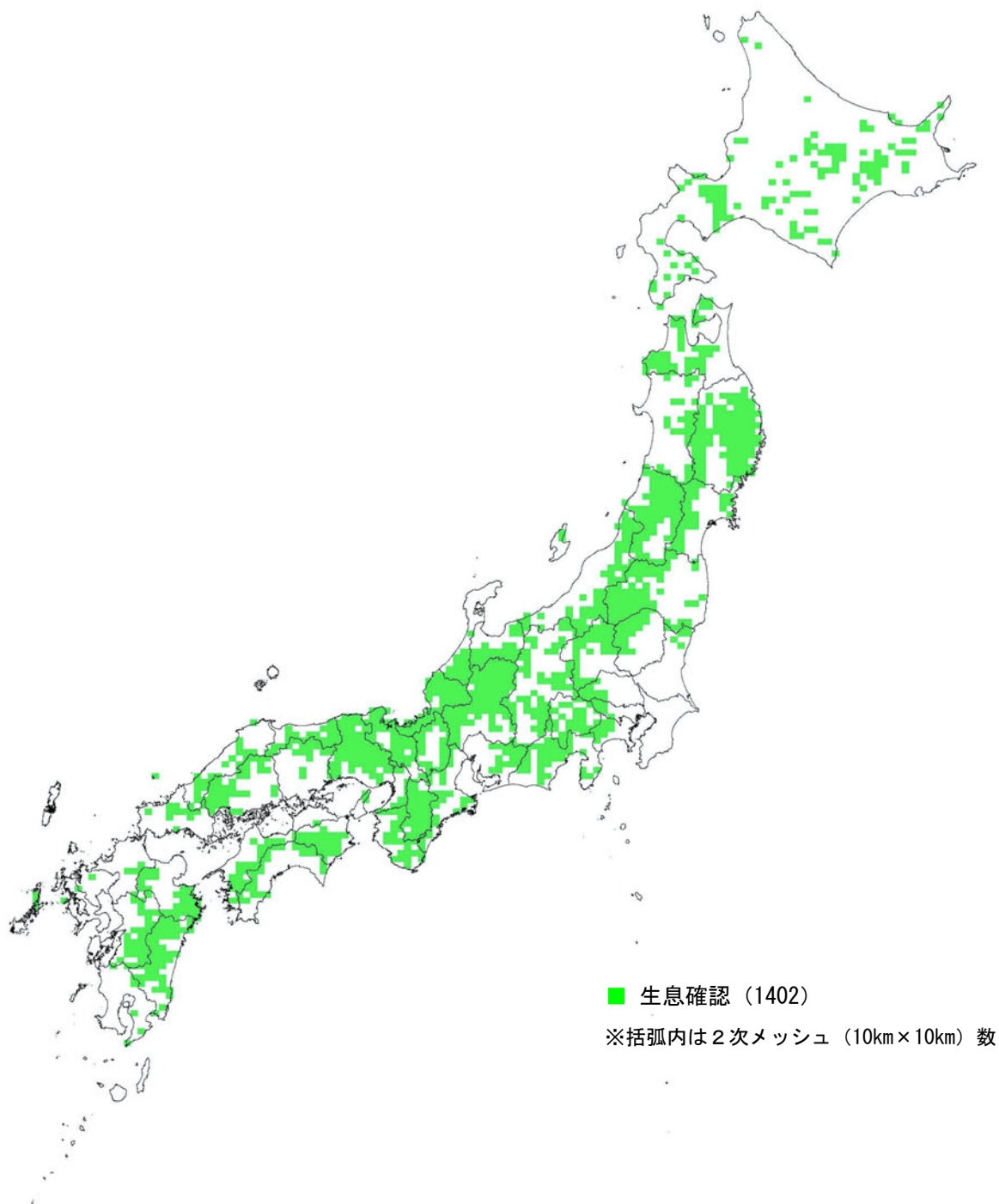
日本におけるイヌワシの生息分布（1990～2002 年 3 月）



注 1 「生息確認」は既存資料調査、現地調査、アンケート調査から実際に生息が確認されたメッシュ、「生息推定」はアンケート調査から生息が推定されたメッシュ、「一時滞在」は既存資料調査、現地調査、アンケート調査から実際に生息が確認されたが一時的な滞在だと思われるメッシュを表している。

注 2 生息が確認されていないメッシュには、まだ調査が行われていないメッシュが含まれているため、今後の調査の進展によって、新たな生息が確認される可能性がある。

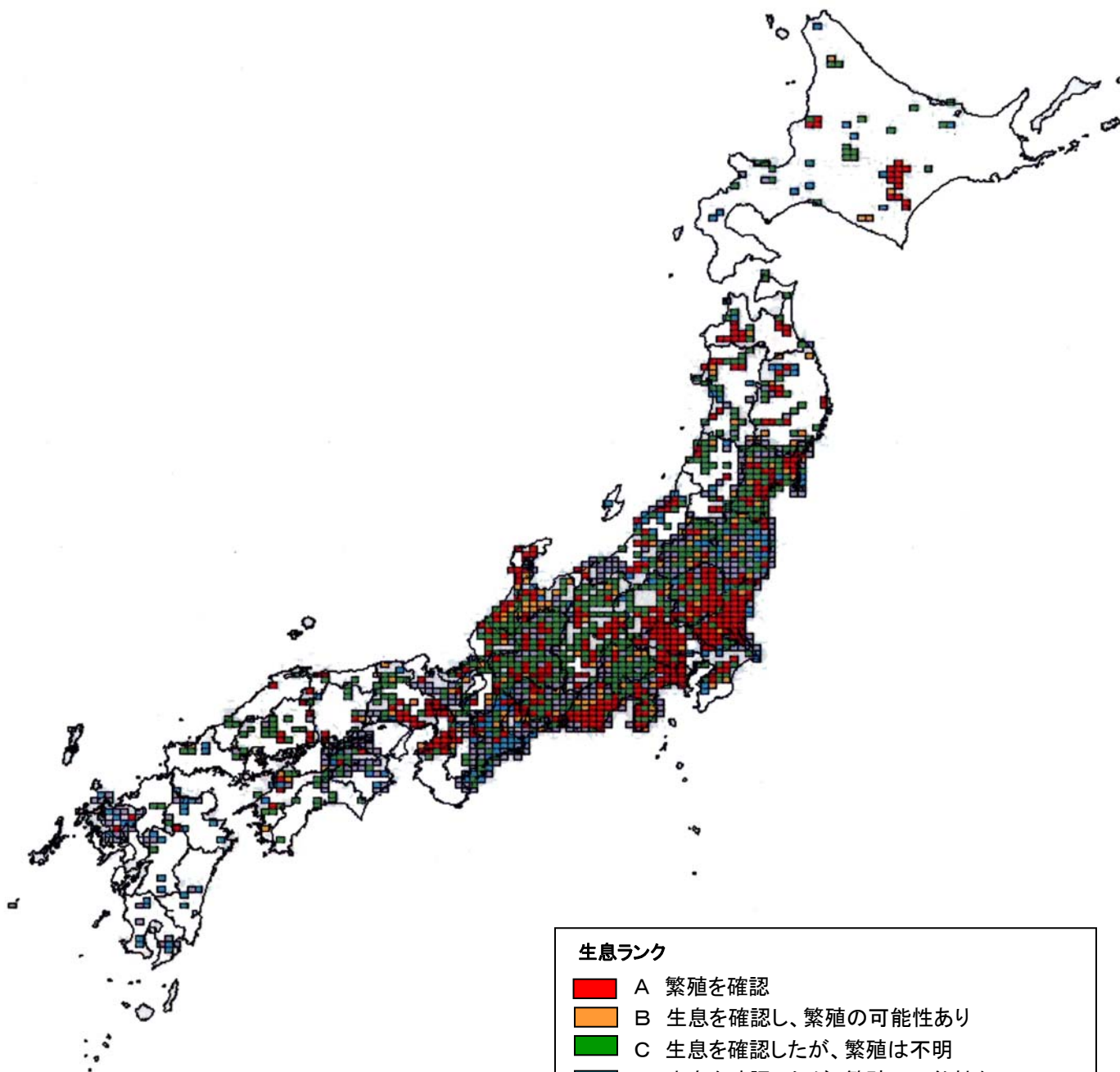
日本におけるクマタカの生息分布（1990～2002 年 3 月）



注1 「生息確認」は既存資料調査、現地調査、アンケート調査から実際に生息が確認されたメッシュを表しており、イヌワシの生息分布図における「生息確認」と「一時滞在」の両方を含んでいる（「生息確認」と「一時滞在」を区別できなかったため）。

注2 生息が確認されていないメッシュには、まだ調査が行われていないメッシュが含まれているため、今後の調査の進展によって、新たな生息が確認される可能性がある。

日本におけるオオタカの生息分布 (1996年～2000年)



生息ランク

- A 繁殖を確認
- B 生息を確認し、繁殖の可能性あり
- C 生息を確認したが、繁殖は不明
- D 生息を確認したが、繁殖の可能性なし
- E 生息記録がなく、生息の可能性は低い

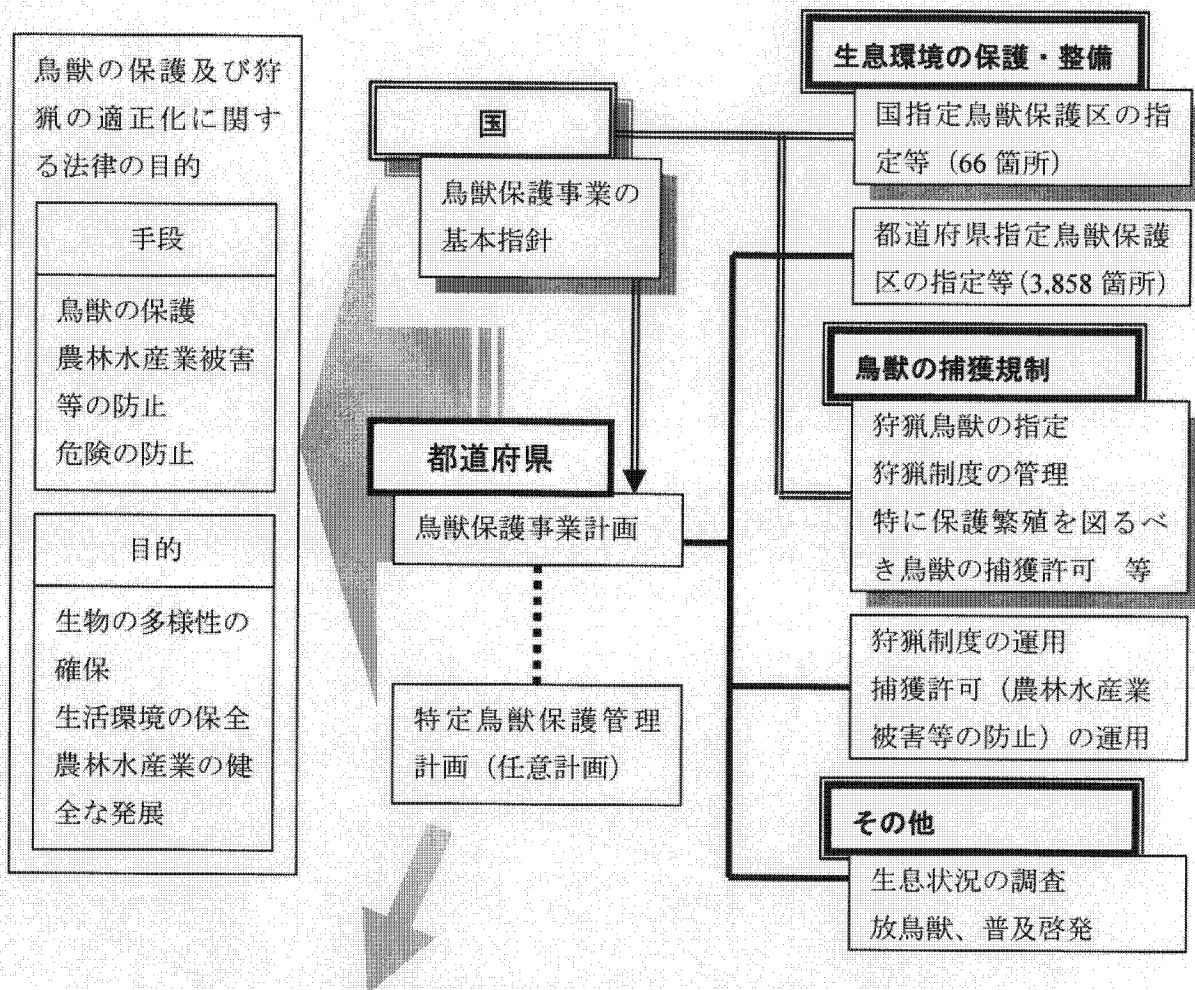
※メッシュがないところは、生息情報が得られなかったところ

都道府県版レッドデータブック及び希少種の保護・種の保存に関する条例作成状況

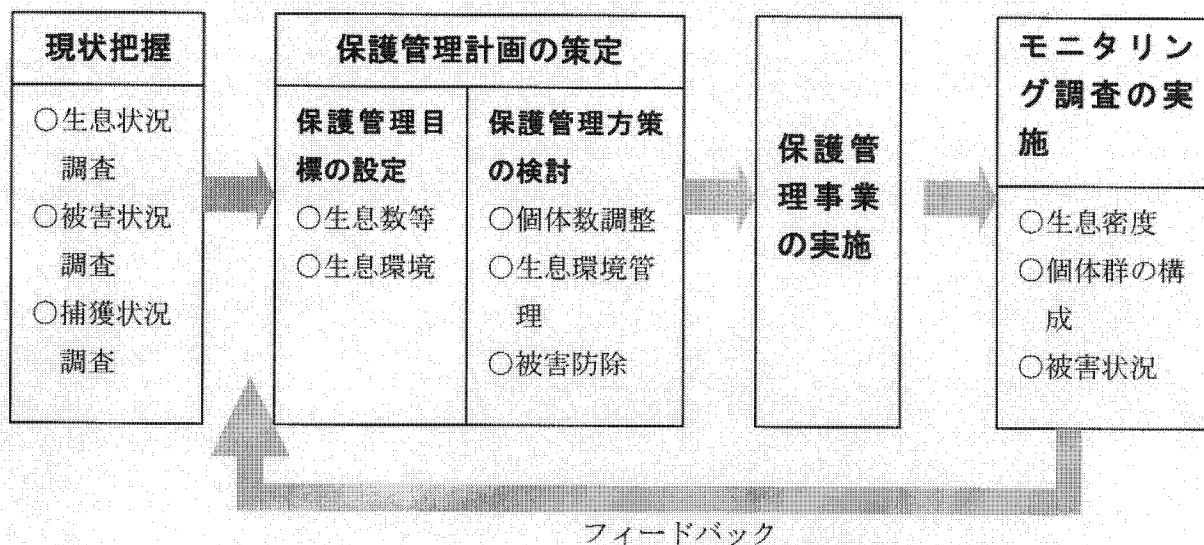
(平成18年9月現在)

都道府県名	レッドデータブック 作成状況	希少種の保護・種の保存に関する都道府県条例		
		策定状況 (△は作成中)	条例名	施行日
北海道	○	○	北海道希少野生動植物の保護に関する条例	平成13年12月1日
青森県	○			
岩手県	○	○	岩手県希少野生動植物の保護に関する条例	平成14年12月16日
宮城県	○			
秋田県	○			
山形県	○			
福島県	○	○	福島県野生動植物の保護に関する条例	平成17年4月1日
茨城県	○			
栃木県	○	○	自然環境の保全及び緑化に関する条例	昭和49年3月30日
群馬県	○			
埼玉県	○	○	埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例	平成12年3月24日
千葉県	○			
東京都	○	○	東京における自然の保護と回復に関する条例	平成13年4月1日
神奈川県	○			
新潟県	○			
富山県	○			
石川県	○	○	ふるさと石川の環境を守り育てる条例	平成16年4月1日
福井県	○			
山梨県	○	○	山梨県高山植物の保護に関する条例	昭和61年4月1日
長野県	○	○	長野県希少野生動植物保護条例	平成16年1月1日
岐阜県	○	○	岐阜県希少野生生物保護条例	平成15年8月1日
静岡県	○	○	静岡県自然環境保全条例	平成13年9月1日改正
愛知県	○			
三重県	○	○	三重県自然環境保全条例	平成15年4月1日
滋賀県	○	○	ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例	平成18年3月30日
京都府	○			
大阪府	○			
兵庫県	○	○	環境の保全と創造に関する条例	平成7年8月1日
奈良県	○			
和歌山県	○			
鳥取県	○	○	鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例	平成13年12月21日
島根県	○			
岡山県	○	○	岡山県希少野生動植物保護条例	平成15年12月19日
広島県	○	○	広島県野生生物の種の保護に関する条例	平成6年3月29日
山口県	○	○	山口県希少野生動植物種保護条例	平成17年12月1日
徳島県	○	○	徳島県希少野生生物の保護及び継承に関する条例	平成18年3月30日
香川県	○	○	香川県希少野生生物の保護に関する条例	平成18年4月1日
愛媛県	○	△	愛媛県希少野生動植物保護条例（仮称）	未定
高知県	○	○	高知県希少野生動植物保護条例	平成18年7月1日
福岡県	○			
佐賀県	○	○	佐賀県環境の保全と創造に関する条例	平成15年4月1日
長崎県	○			
熊本県	○	○	熊本県希少野生動植物の保護に関する条例	平成2年12月22日
大分県	○	○	大分県希少野生動植物の保護に関する条例	平成18年3月30日
宮崎県	○	○	宮崎県野生動植物の保護に関する条例	平成18年4月1日
鹿児島県	○	○	鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例	平成15年4月1日
沖縄県	○	△	沖縄県希少野生動植物種保護条例（仮称）	平成19年11月予定
合計	47	26		

鳥獣保護施策の概要

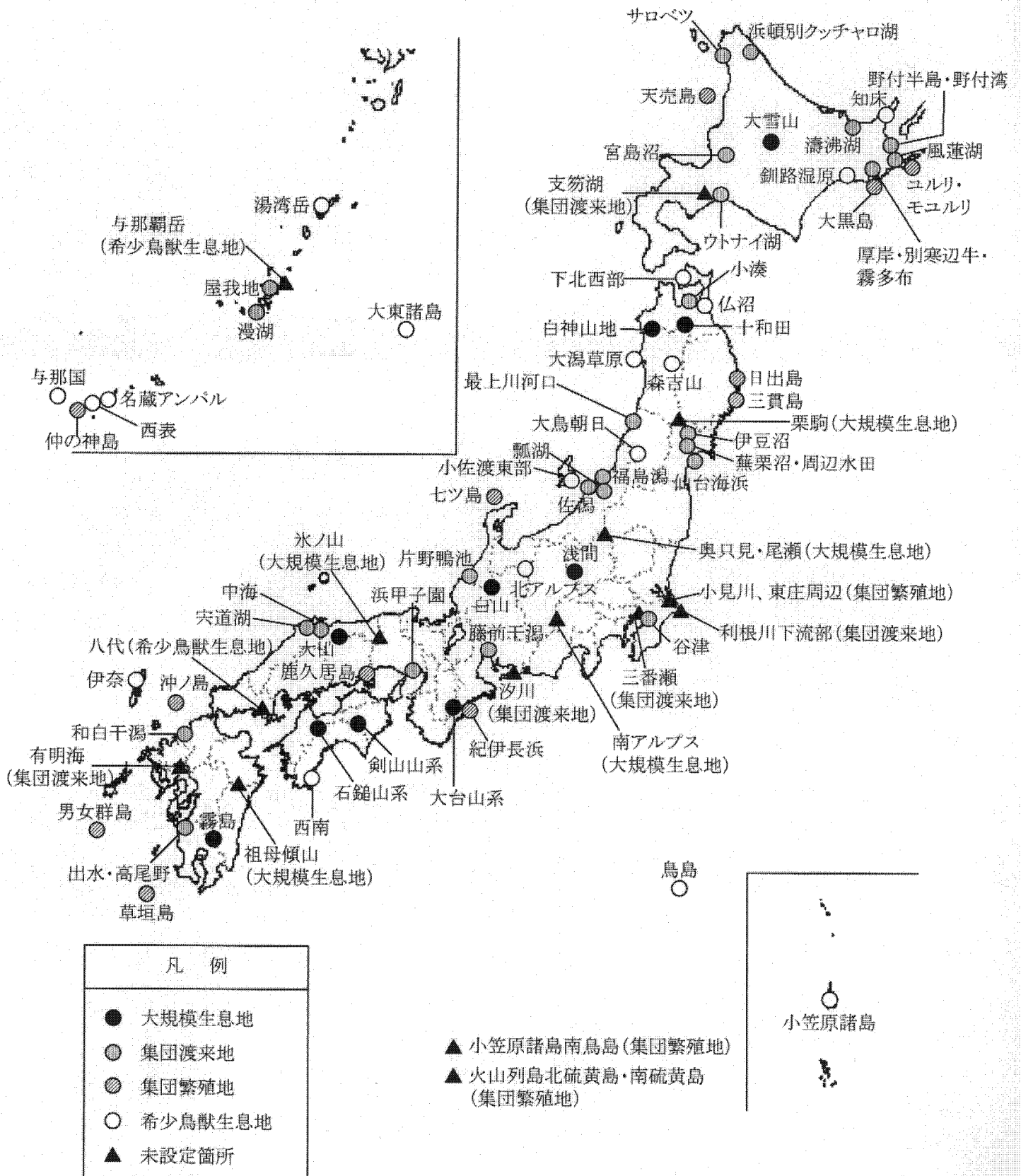


特定鳥獣保護管理計画の策定及び実行の流れ



国指定鳥獣保護区指定状況

(平成18(2006)年3月末現在)



国指定鳥獣保護区指定状況 (平成18年3月31日現在)

() 内は特別保護地区

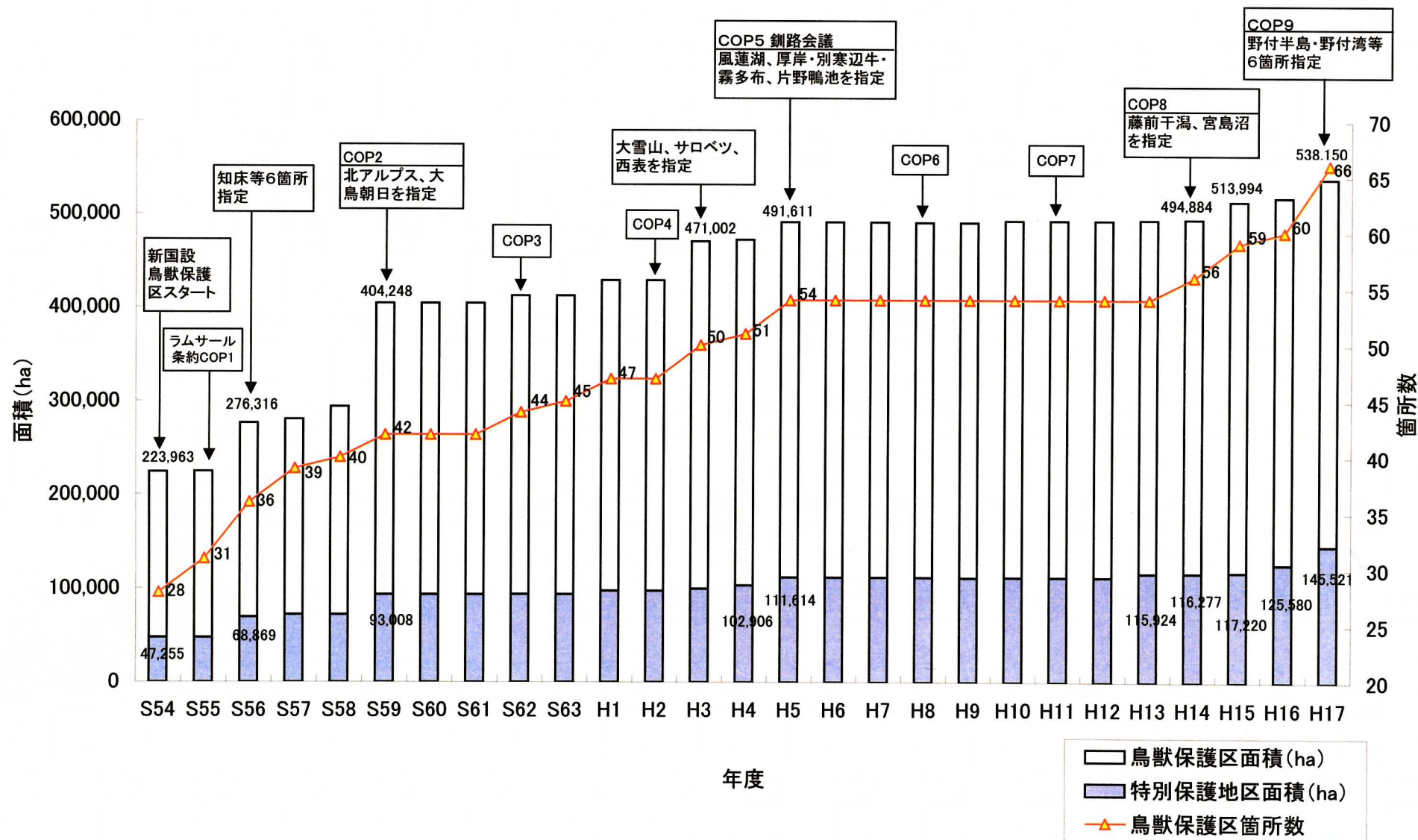
類別	番号	名 称	面積(ha)	当初設定 年 月 日	存続期間	所 在 地	主 な 対 象 鳥 獣
大規模生息地	1	大雪山	35,534	H 4. 3. 1	H 4. 3. 1 H 23. 9. 30	北海道	ギンザンマシコ、クマゲラ、エゾミユビゲラ、ナキウサギ、ヒグマ
	2	十和田	38,772 (19,419)	S 28.10.10 (S 28.10.10)	H 9.11. 1 H 19.10.31	青森県、秋田県	オオルリ、ミンサザイ、カワガラス、キセキレイ
	3	白神山地	17,157	H 16. 3. 1	H 16. 3. 1 H 25.10.31	青森県、秋田県	イヌワシ、クマタカ、オオダカ、ツキノワグマ、ニホンカモシカ
	4	浅間	32,218 (947)	S 26. 5. 1 (S 26. 5. 1)	H 13.11. 1 H 23.10.31	群馬県、長野県	ホトトギス、サンショウクイ、ヤブサメ、クロツグミ
	5	白山	38,061	S 44. 3. 31	H 10.11. 1 H 20.10.31	石川県、岐阜県	イヌワシ、ホシガラス、カモシカ、ツキノワグマ
	6	大台山系	18,054 (1,403)	S 47.11. 1 (S 47.11. 1)	H 4.11. 1 H 24.10.31	三重県、奈良県	オオルリ、コルリ、コマドリ、キビタキ、コノハズク
	7	剣山山系	10,139 (1,189)	H 1.11. 1 (H 1.11. 1)	H 1.11. 1 H 21.10.31	徳島県、高知県	クマタカ、ツキノワグマ、カモシカ
	8	大山	5,984 (2,266)	S 32.12. 1 (S 32.12. 1)	H 9.11. 1 H 19.10.31	鳥取県	ヤマガラ、ヒガラ、ツツドリ、サンコウチョウ
	9	石鎚山系	10,858 (802)	S 52.11. 1 (S 52.11. 1)	H 9.11. 1 H 19.10.31	愛媛県、高知県	ホシガラス、カヤクグリ、コノハズク、トラツグミ
	10	霧島	11,364 (1,884)	S 53.11. 1 (S 53.11. 1)	H 10.11. 1 H 20.10.31	宮崎県、鹿児島県	ホオジロ、エナガ、コガラ、アオゲラ、コシジロヤマドリ
集団渡来地	11	浜頓別クッチャロ湖	2,803 (1,607)	S 58. 3. 31 (S 58. 3. 31)	H 15. 3. 31 H 35. 3. 30	北海道	コハクチョウ
	12	サロベツ	2,560 (2,560)	H 4. 3. 1 (H 4. 3. 1)	H 4. 3. 1 H 23. 9. 30	北海道	ヒシクイ、オオハクチョウ、ミコアイサ、アカエリカイツブリ
	13	津波湖	2,051 (900)	H 4.10.16 (H 4.10.16)	H 4.10.16 H 24. 9. 30	北海道	オオハクチョウ、ヒシクイ、マガモ、オジロワシ
	14	野付半島・野付湾	6,146 (6,053)	H 17.11. 1 (H 17.11. 1)	H 17.11. 1 H 37.10.31	北海道	コクガン、オオワシ、オジロワシ
	15	風蓮湖	7,806 (6,139)	H 5. 7. 24 (H 5. 7. 24)	H 5. 7. 24 H 25. 7. 23	北海道	タンチョウ、オオハクチョウ、ヒシクイ、オジロワシ、クマゲラ
	16	厚岸・別寒辺牛・霧多布	11,271 (7,781)	H 5. 6. 1 (H 5. 6. 1)	H 5. 6. 1 H 24. 9. 30	北海道	タンチョウ、ヒシクイ、オオハクチョウ、ミコアイサ
	17	宮島沼	41 (41)	H 14.11. 1 (H 14.11. 1)	H 14.11. 1 H 34.10.31	北海道	マガン、ヒシクイ、コハクチョウ
	18	ウトナイ湖	510 (510)	S 57. 3. 31 (S 57. 3. 31)	H 3.11. 1 H 23. 9. 30	北海道	マガン、オオハクチョウ、コハクチョウ
	19	小湊	4,518	S 46.11. 1	H 13.11. 1 H 33.10.31	青森県	オオハクチョウ
	20	伊豆沼	1,450 (920)	S 57.11. 1 (S 57.11. 1)	H 14.11. 1 H 34.10.31	宮城県	マガン、ヒシクイ、オオハクチョウ、コハクチョウ
	21	仙台海浜	7,790 (228)	S 62. 4. 1 (S 62. 4. 1)	S 62. 4. 1 H 19. 3. 31	宮城県	ハマシギ、ミユビシギ、ツルシギ、コクガン
	22	蕨栗沼・周辺水田	3,061 (423)	H 17.11. 1 (H 17.11. 1)	H 17.11. 1 H 27.10.31	宮城県	マガン、オオヒシクイ、オオハクチョウ、カモ類、コジュリシ
	23	最上川河口	1,537	H 17.11. 1	H 17.11. 1 H 27.10.31	新潟県	ハクチョウ、コクガン、ヒシクイ
	24	福島潟	163	S 49.11. 1	H 16.11. 1 H 26.10.31	新潟県	ヒシクイ、オオハクチョウ、コハクチョウ
	25	瓢湖	281 (8)	H 17.11. 1	H 17.11. 1 H 27.10.31	新潟県	ハクチョウ
	26	佐潟	251	S 56. 3. 31	H 2.11. 1 H 22.10.31	新潟県	ヒシクイ、ハクチョウ類
	27	谷津	41 (40)	S 63.11. 1 (S 63.11. 1)	S 63.11. 1 H 20.10.31	千葉県	ハマシギ、キアシシギ、ダイシャクシギ、ホウロクシギ
	28	片野鴨池	10 (10)	H 5.11. 1 (H 5.11. 1)	H 15.11. 1 H 35.10.31	石川県	マガン、ヒシクイ、マガモ、コガモ、カワウ、アオサギ
	29	藤前干潟	770 (323)	H 14.11. 1 (S 14.11. 1)	H 14.11. 1 H 24.10.31	愛知県	ハマシギ、トウネン、ダイゼン、オオソリハシシギ、メダイチドリ
	30	浜甲子園	30 (12)	S 53.11. 1 (S 53.11. 1)	H 10.11. 1 H 20.10.31	兵庫県	オオソリハシシギ、ハマシギ、ツルシギ、キアシシギ
	31	中海	8,724 (8,043)	S 49.11. 1 (S 49.11. 1)	H 16.11. 1 H 26.10.31	鳥取県、島根県	コハクチョウ
	32	矢道湖	7,851 (7,652)	H 17.11. 1 (H 17.11. 1)	H 17.11. 1 H 27.10.31	島根県	ガン・カモ類
	33	和白干潟	254	H 15.11. 1	H 15.11. 1 H 25.10.31	福岡県	シロチドリ、トウネン、ハマシギ、ツクシガモ、クロツラヘラサギ
	34	出水・高尾野	842 (54)	S 62.11. 1 (H 9.11. 1)	H 9.11. 1 H 19.10.31	鹿児島県	ナベヅル、マナヅル
	35	屋我地	3,280 (1,001)	S 51.11. 1 (S 51.11. 1)	H 8.11. 1 H 18.10.31	沖縄県	ハマシギ、シロチドリ、セイタカシギ、キアシシギ
	36	漫湖	250 (58)	S 52.11. 1 (H 9.11. 1)	H 9.10.31 H 19.10.31	沖縄県	セイタカシギ、ハマシギ、シロチドリ、トウネン
集団繁殖地	37	天売島	546 (117)	S 57. 3. 31 (S 57. 3. 31)	H 3.11. 1 H 23. 9. 30	北海道	ウミガラス、ケイマフリ、ウミスズメ
	38	ユルリ・モユルリ	200 (31)	S 57. 3. 31 (S 57. 3. 31)	H 3.11. 1 H 23. 9. 30	北海道	チシマウガラス、オオセグロカモメ、ウミガラス、エトビリカ
	39	大黒島	107 (107)	S 47.11. 1 (S 47.11. 1)	H 4.11. 1 H 24. 9. 30	北海道	エトビリカ、ウトウ、コシジロウミツバメ、ケイマフリ
	40	日出島	8 (8)	S 57.11. 1 (S 57.11. 1)	H 14.11. 1 H 34.10.31	岩手県	クロコンジロウミツバメ、オオミズナギドリ、ウミネコ
	41	三貫島	25 (25)	S 56.11. 1 (S 56.11. 1)	H 13.11. 1 H 33.10.31	岩手県	ケイマフリ、ウミツバメ、オオミズナギドリ
	42	七ツ島	24 (24)	S 48.11. 1 (H 15.11. 1)	H 15.11. 1 H 35.10.31	石川県	オオミズナギドリ、カンムリウミスズメ

類別	番号	名 称	面積 (ha)	当初指定 年 月 日	存続期間	所 在 地	主 な 対 象 鳥 獣
集 団 繁 殖 地	4 3	紀伊長島	7,452 (71)	S 44.11. 1 (S 44.11. 1)	H 11.11. 1 H 21.10.31	三重県	カンムリウミスズメ
	4 4	鹿久居島	662	S 28.10. 1	H 15.11. 1 H 35.10.31	岡山県	アオサギ
	4 5	沖ノ島	97 (94)	S 59. 3.31 (S 59. 3.31)	S 16. 3.30 H 35.10.31	福岡県	ヒメクロウミツバメ、カンムリウ ミスズメ
	4 6	男女群島	416 (416)	S 48.11. 1 (S 48.11. 1)	H 5.11. 1 H 25.10.31	長崎県	オオミズナギドリ、カンムリウミスズ メ
	4 7	草垣島	21 (21)	S 48.11. 1 (S 48.11. 1)	S 15.11. 1 H 35.10.31	鹿児島県	オオミズナギドリ、カツオドリ
	4 8	仲の神島	18 (18)	S 56. 3.31 (S 56. 3.31)	H 10.11. 1 H 30.10.31	沖縄県	エリグロアジサシ、クロアジサシ
	4 9	知床	44,053 (23,630) (*1,156)	S 57. 3.31 (S 57. 3.31) (* H 13.11.1)	H 13.11. 1 H 33.10.31	北海道	エゾシマフクロウ (*: 特別保護指定区域)
希 少 鳥 獣 生 息 地	5 0	釧路湿原	11,523 (6,962)	S 33.11. 1 (S 54. 3.31)	H 10.11. 1 H 20.10.31	北海道	タンチョウ
	5 1	下北西部	5,281 (1,068)	S 59.11. 1 (S 59.11. 1)	H 16.11. 1 H 26.10.31	青森県	サル
	5 2	仏沼	737 (222)	H 17.11. 1 (H 17.11. 1)	H 17.11. 1 H 27.10.31	青森県	オオセッカ、コジュリン、シマクイ ナ、オジロワシ
	5 3	大潟草原	135 (48) (* 48)	S 52. 3.31 (S 52. 3.31) (* S 54.5.1)	H 9. 3.31 H 19.10.30	秋田県	オオセッカ (*: 特別保護指定区域)
	5 4	森吉山	6,616 (1,573)	S 48.11. 1 (S 48.11. 1)	H 15.11. 1 H 25.10.31	秋田県	クマガラ
	5 5	大島朝日	38,285 (8,611)	S 59.11. 1 (S 59.11. 1)	H 16.11. 1 H 26.10.31	山形県、新潟県	ニホンイヌワシ
	5 6	鳥島	453	S 29.11. 1	H 6.11. 1 H 26.10.31	東京都	アホウドリ
	5 7	小笠原諸島	5,899 (1,331)	S 55. 3.31 (S 55. 3.31)	H 11.11. 1 H 21.10.31	東京都	オガサワラノスリ、アカガシラカラス バト、オガサワラカワラヒワ、ハバジ マメグロ
	5 8	小佐渡東部	734 (734)	S 57. 3.31 (S 57. 3.31)	H 13.11. 1 H 23.10.31	新潟県	トキ
	5 9	北アルプス	110,306 (25,349)	S 59.11. 1 (S 59.11. 1)	H 16.11. 1 H 26.10.31	富山県、長野県、 岐阜県	ニホンライチョウ
	6 0	西南	1,533	S 64.11. 1	H 11.11. 1 H 21.10.31	高知県	カワウソ
	6 1	伊奈	1,173	H 1.11. 1	H 1.11. 1 H 21.10.31	長崎県	ツシマヤマネコ
	6 2	湯湾岳	320 (103)	S 40.11. 1 (S 52.11. 1)	H 17.11. 1 H 37.10.31	鹿児島県	オーストンオオアカゲラ、ナミアカヒ ゲ、オオトラツグミ、ルリカケス、ア
	6 3	名蔵アンバル	1,145 (74)	H 15.11. 1 (H 15.11. 1)	H 15.11. 1 H 35.10.31	沖縄県	アカアシシギ、セイタカシギ、カンム リワシ、リュウキュウツミ、 チュウヒ、キンバト、オオクイナ
	6 4	大東諸島	4,251 (234)	H 16.11. 1 (H 16.11. 1)	H 16.11. 1 H 36.10.30	沖縄県	ダイトウオオコウモリ、ダイトウノス リ、コアホウドリ、オオヨシゴイ、セ イタカシギ、ダイトウカイツブリ、ダ イトウコノハズク、ダイトウヒヨドリ ダイトウメジロ
	6 5	与那国	187	S 56. 3.31	H 12.11. 1 H 22.10.31	沖縄県	ヨナクニカラスバト、キンバト
	6 6	西表	3,841 (2,306)	H 4. 3. 1 (H 4. 3. 1)	H 13.11. 1 H 23.10.31	沖縄県	カンムリワシ、ヨナクニカラスバト、 キンバト、イリオモテヤマネコ
合 計			538,150 (145,521) (1,204)				

未 指 定 箇 所

名 称	設定区分	所 在 地	主 な 対 象 鳥 獣
支笏湖	大規模生息地	北海道	クマガラ、ヒグマ、エゾシカ
栗駒	大規模生息地	岩手県、宮城県、 秋田県、山形県	イヌワシ、ツキノワグマ、カモシカ
奥只見・尾瀬	大規模生息地	福島県、新潟県、群馬県	イヌワシ、ツキノワグマ、ニホンジカ
南アルプス	大規模生息地	長野県、山梨県、静岡県	ライチョウ、イヌワシ、カモシカ
氷ノ山	大規模生息地	兵庫県、鳥取県	イヌワシ、クマタカ、ツキノワグマ
祖母領山	大規模生息地	大分県、宮崎県	クマタカ、カモシカ
利根川下流部	集団渡来地	茨城県	シロチドリ、チュウシャクシギ
三番瀬	集団渡来地	千葉県	スズガモ
汐川	集団渡来地	愛知県	オオメダイチドリ、タカブシギ、ホウロク シギ、チュウシャクシギ
有明海	集団渡来地	福岡県、佐賀県	オオソリハシシギ、ダイシャクシギ、ツバ メチドリ、セイタカシギ
小見川、東庄周辺	集団繁殖地	茨城県、千葉県	オオセッカ
小笠原諸島南鳥島	集団繁殖地	東京都	アカオネツタイチョウ
火山列島北硫黄島・南硫黄島	集団繁殖地	東京都	クロウミツバメ
八代	希少鳥獣生息地	山口県	ナベヅル
与那覇岳	希少鳥獣生息地	沖縄県	ノグチグマ、ホントウアカヒゲ、ヤンバル クイナ

国指定鳥獣保護区(新国設)の面積・箇所数の変遷



○都道府県指定鳥獣保護区の指定等の現況

(単位: 箇所、ha)

	都道府県名	鳥獣保護区		特別保護地区		特別保護指定区域	
		箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)
1	北海道	310	275,364	89	17,420		
2	青森県	83	71,415	8	1,552		
3	岩手県	138	143,230	14	8,827		
4	宮城県	94	139,346	9	8,653		
5	秋田県	171	133,655	40	7,943		
6	山形県	55	82,689	9	5,568		
7	福島県	145	151,953	21	12,965		
8	茨城県	77	60,426	8	1,280		
9	栃木県	110	82,976	18	6,398		
10	群馬県	52	58,248	7	1,226		
11	埼玉県	64	29,956	1	591		
12	千葉県	61	41,567	6	428		
13	東京都	38	47,735	9	2,657		
14	神奈川県	102	43,870	6	4,266		
15	新潟県	88	151,081	8	8,139		
16	富山県	39	42,594	7	1,196	1	3
17	石川県	46	28,574	7	446		
18	福井県	45	30,681	14	1,346		
19	山梨県	42	77,802	10	5,787		
20	長野県	145	163,126	13	8,373		
21	岐阜県	131	76,168	33	6,682		
22	静岡県	113	146,294	4	6,041		
23	愛知県	66	25,714	4	439		
24	三重県	92	55,378	8	683		
25	滋賀県	45	99,306	14	1,380		
26	京都府	68	28,905	2	142		
27	大阪府	15	10,596	1	70		
28	兵庫県	97	43,597	11	1,397		
29	奈良県	23	39,766	3	526		
30	和歌山県	101	33,142	9	1,050		
31	鳥取県	20	19,310	3	368		
32	島根県	84	39,925	13	675		
33	岡山県	72	31,131	11	1,220		
34	広島県	113	65,346	8	7,962	1	6,230
35	山口県	80	52,558	33	1,723		
36	徳島県	55	15,433	22	1,822		

	都道府県名	鳥獣保護区		特別保護地区		特別保護指定区域	
		箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)
37	香川県	24	8,955	4	579		
38	愛媛県	58	57,603	11	1,375		
39	高知県	61	32,174	9	562		
40	福岡県	43	64,755	5	1,538		
41	佐賀県	39	17,673	4	324		
42	長崎県	98	38,985	20	1,416		
43	熊本県	107	92,641	6	613		
44	大分県	72	50,764	10	713		
45	宮崎県	109	60,965	8	1,996		
46	鹿児島県	137	68,359	3	1366		
47	沖縄県	18	10,304	9	707		
合計		3,846	3,142,035	572	148,430	2	6,233

(平成18年3月31日現在)

再掲(指定区分別箇所数及び面積ー全国)

	鳥獣保護区		特別保護地区	
	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)
森林鳥獣生息地	2,111	1,920,584	397	61,840
大規模生息地	28	433,221	32	45,059
集団渡来地	236	411,307	35	25,497
集団繁殖地	40	31,442	19	2,106
希少鳥獣生息地	62	40,965	20	9,625
生息地回廊	11	7,335	1	220
身近な鳥獣生息地	1,358	297,181	68	4,083

大型哺乳類の生息分布等

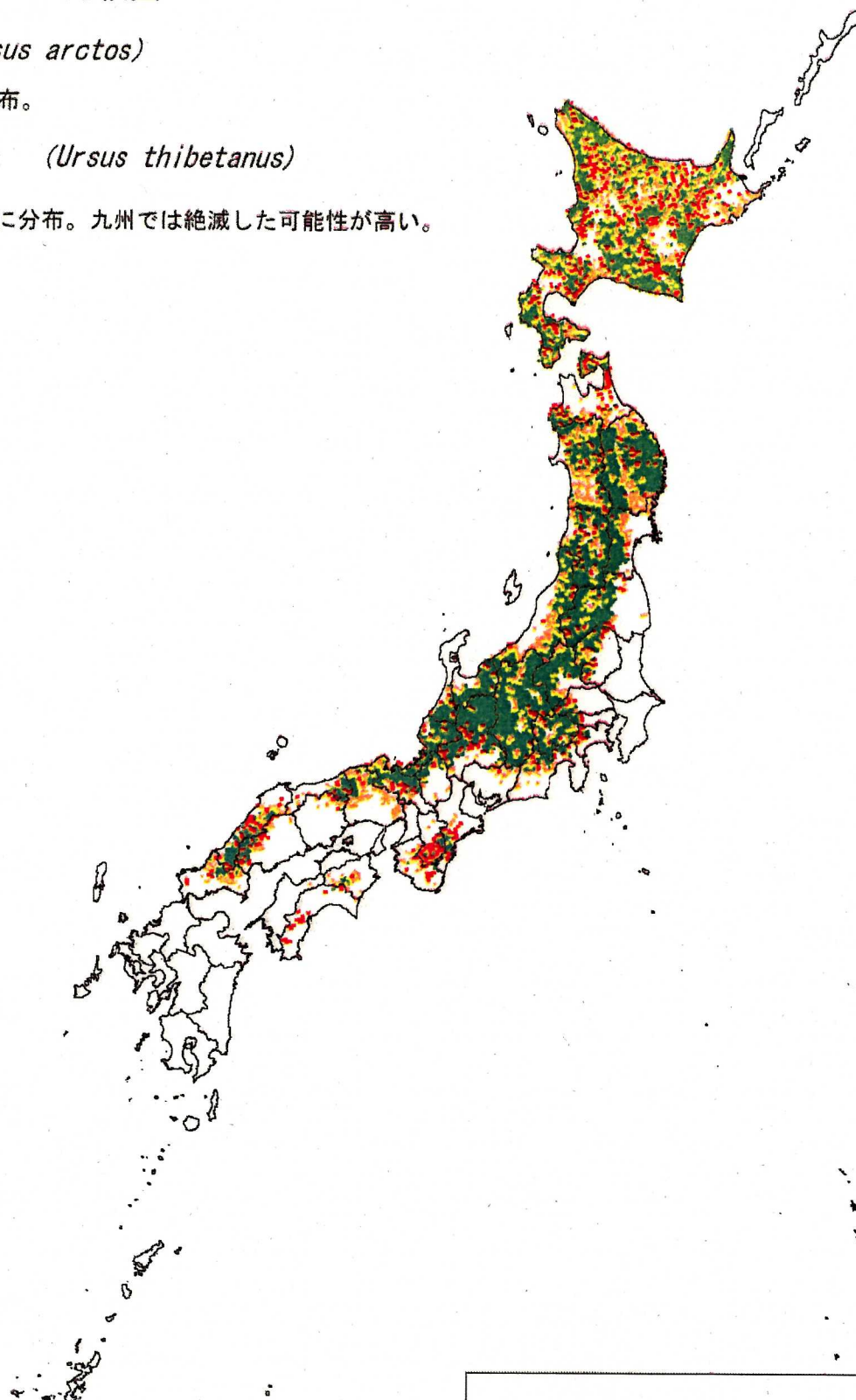
全国分布メッシュ比較図

ヒグマ (*Ursus arctos*)

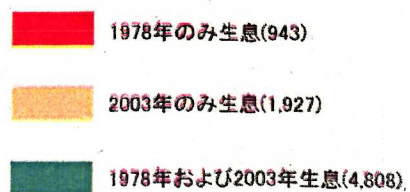
北海道に分布。

ツキノワグマ (*Ursus thibetanus*)

本州、四国に分布。九州では絶滅した可能性が高い。



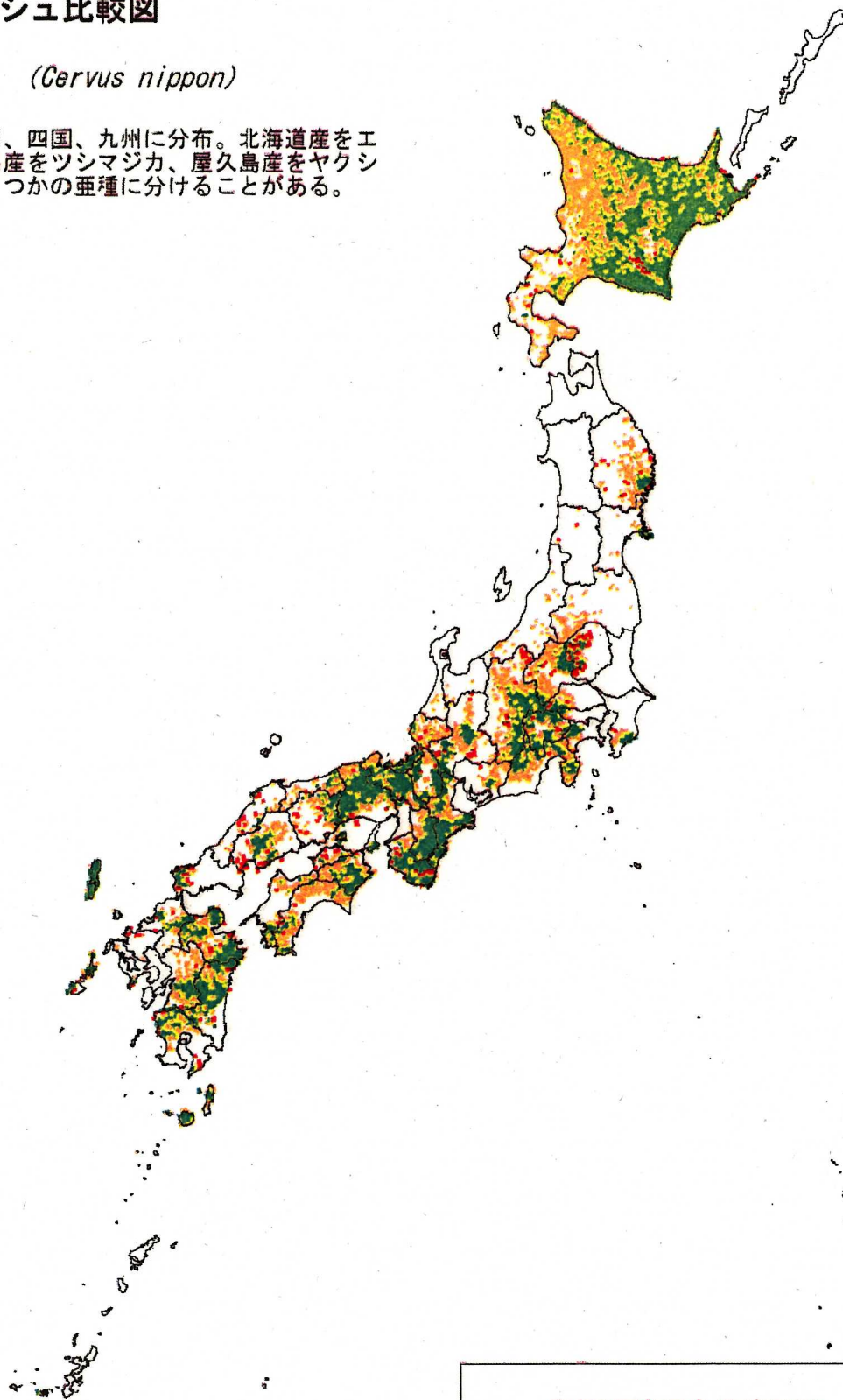
自然環境保全基礎調査
哺乳類分布調査(生息メッシュ数)



全国分布メッシュ比較図

ニホンジカ (*Cervus nippon*)

北海道、本州、四国、九州に分布。北海道産をエゾシカ、対馬産をツシマジカ、屋久島産をヤクシカなど、いくつかの亜種に分けることがある。



自然環境保全基礎調査

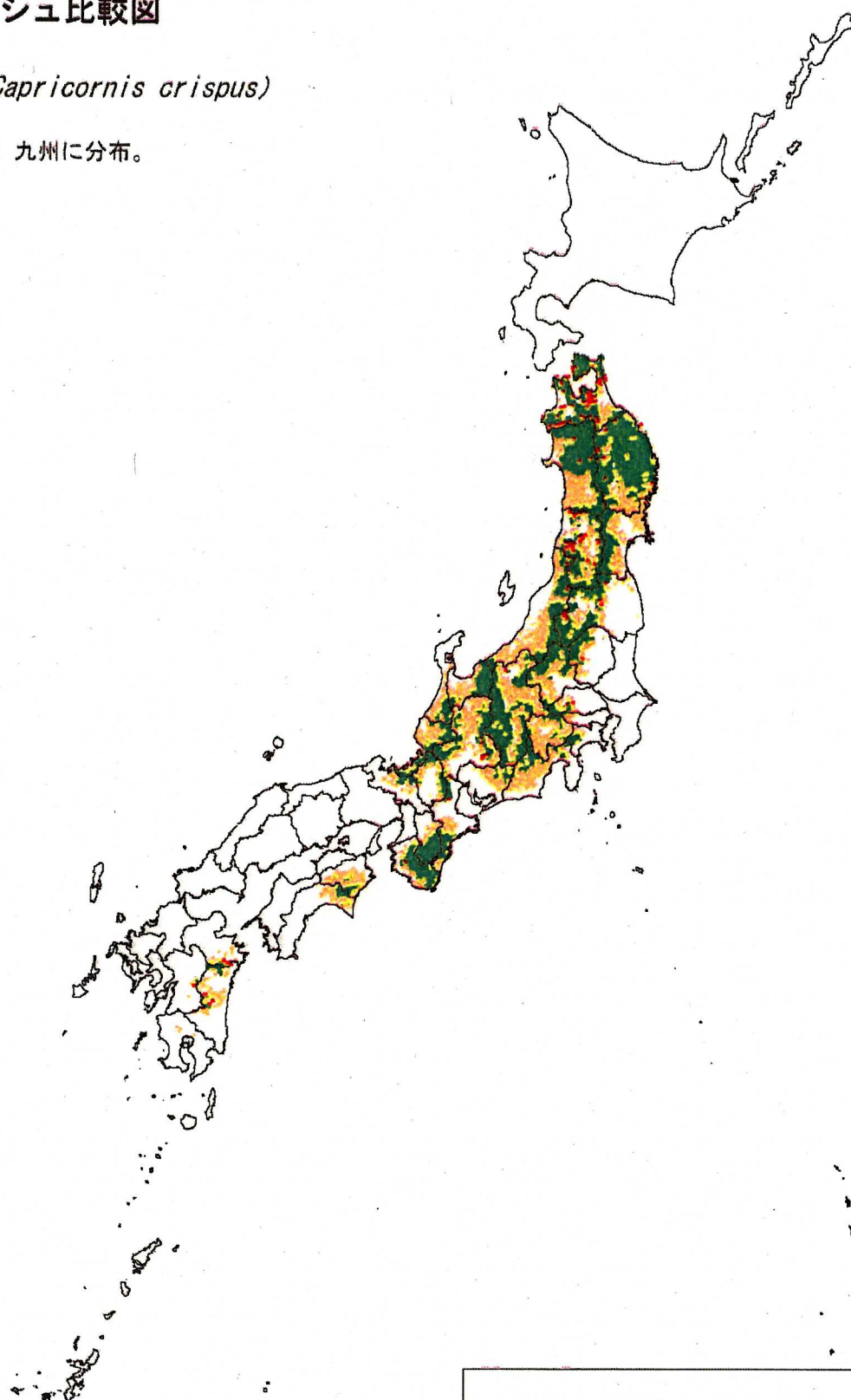
哺乳類分布調査(生息メッシュ数)

- 1978年のみ生息(292)
- 2003年のみ生息(3,416)
- 1978年および2003年生息(3,928)

全国分布メッシュ比較図

カモシカ (*Capricornis crispus*)

本州、四国、九州に分布。



自然環境保全基礎調査 哺乳類分布調査(生息メッシュ数)

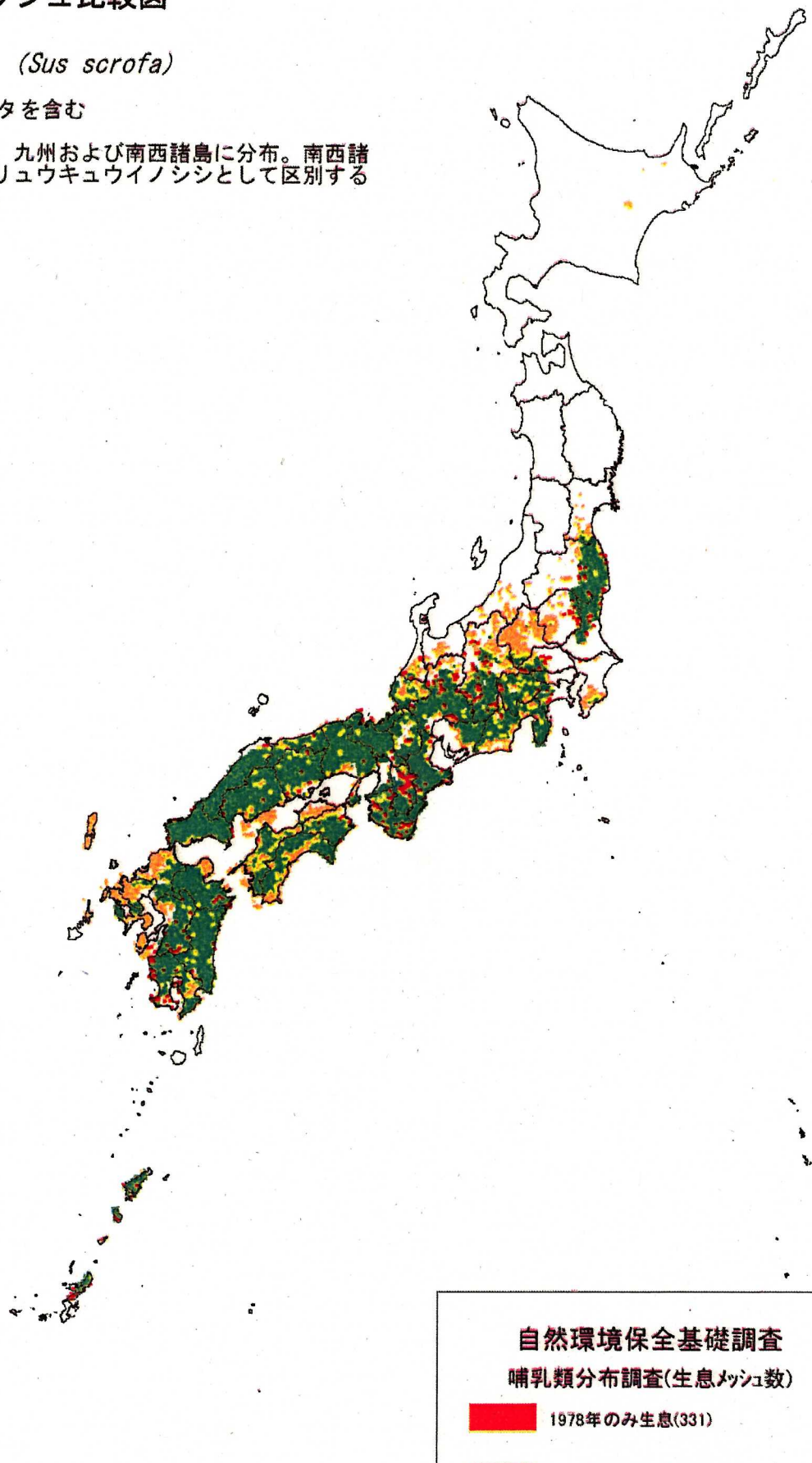
- 1978年のみ生息(139)
- 2003年のみ生息(2,202)
- 1978年および2003年生息(2,808)

全国分布メッシュ比較図

イノシシ (*Sus scrofa*)

※イノブタを含む

本州、四国、九州および南西諸島に分布。南西諸島産を亜種リュウキュウイノシシとして区別することがある。



自然環境保全基礎調査

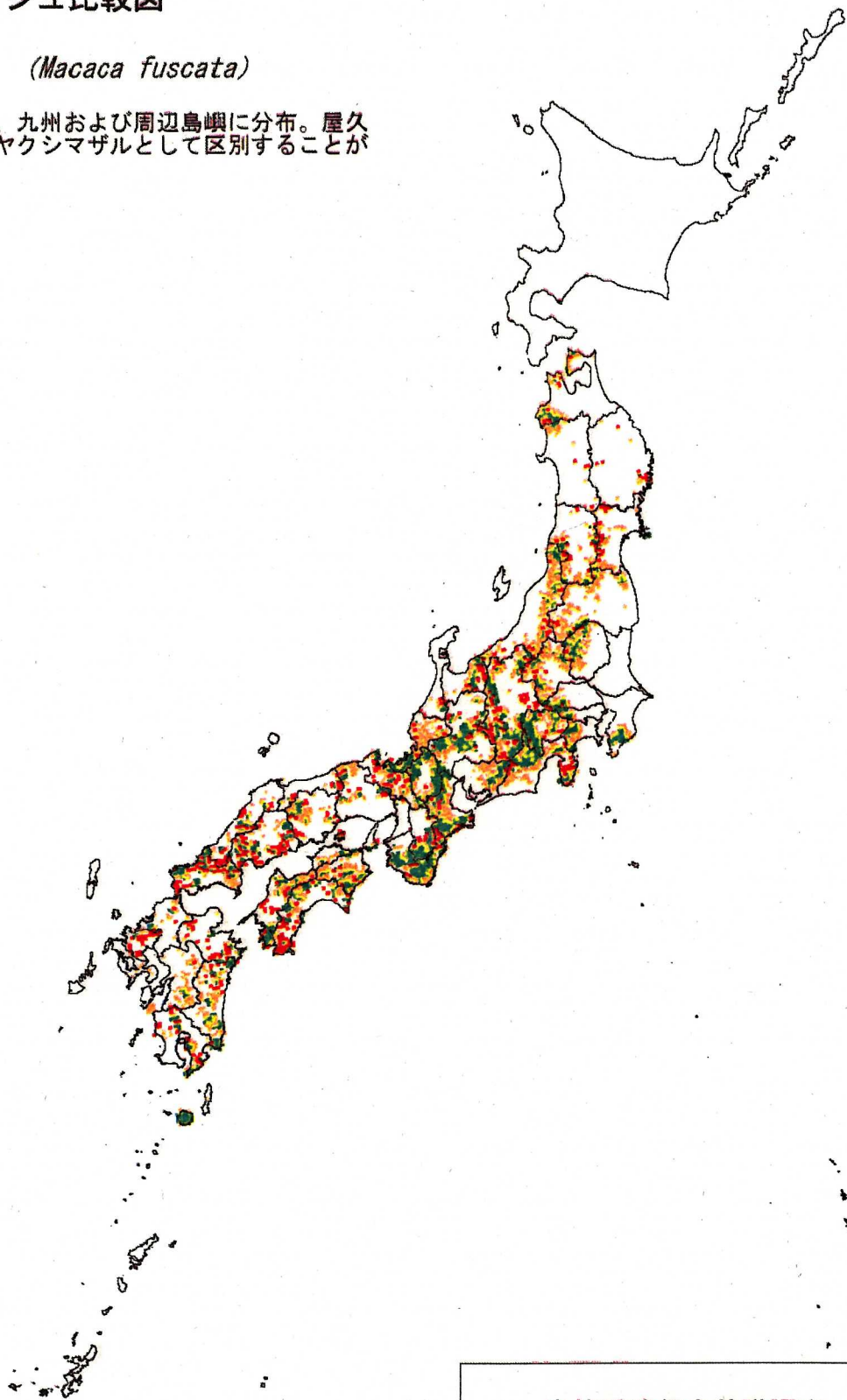
哺乳類分布調査(生息メッシュ数)

- 1978年のみ生息(331)
- 2003年のみ生息(1,836)
- 1978年および2003年生息(4,857)

全国分布メッシュ比較図

ニホンザル (*Macaca fuscata*)

本州、四国、九州および周辺島嶼に分布。屋久島産を亜種ヤクシマザルとして区別することがある。



自然環境保全基礎調査 哺乳類分布調査(生息メッシュ数)

- 1978年のみ生息(640)
- 2003年のみ生息(1,823)
- 1978年および2003年生息(1,648)

カワウ

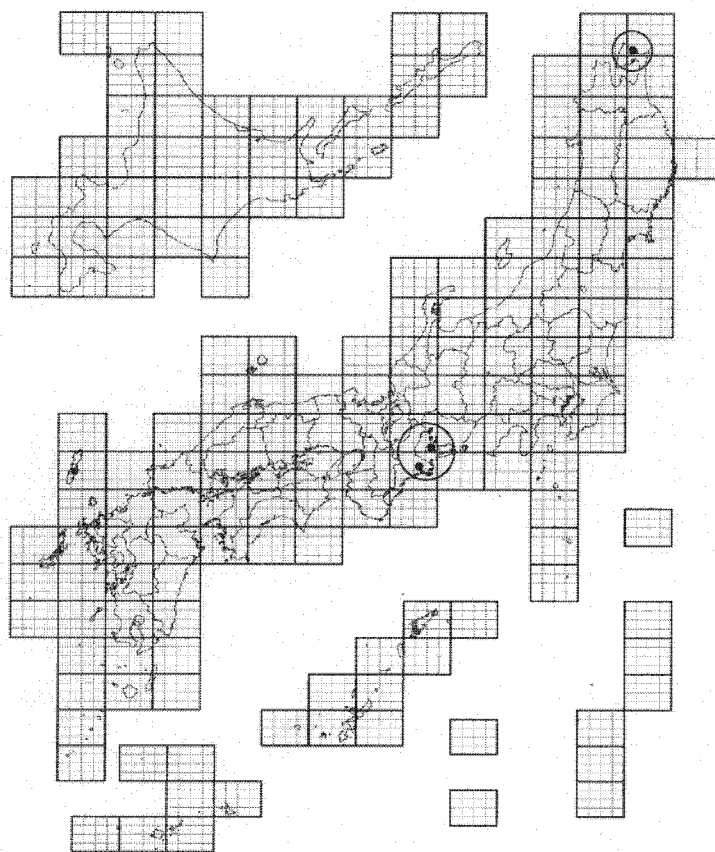
(分類) ペリカン目ウ科 *Phalacrocorax carbo*

(環境省 RDB 種) -

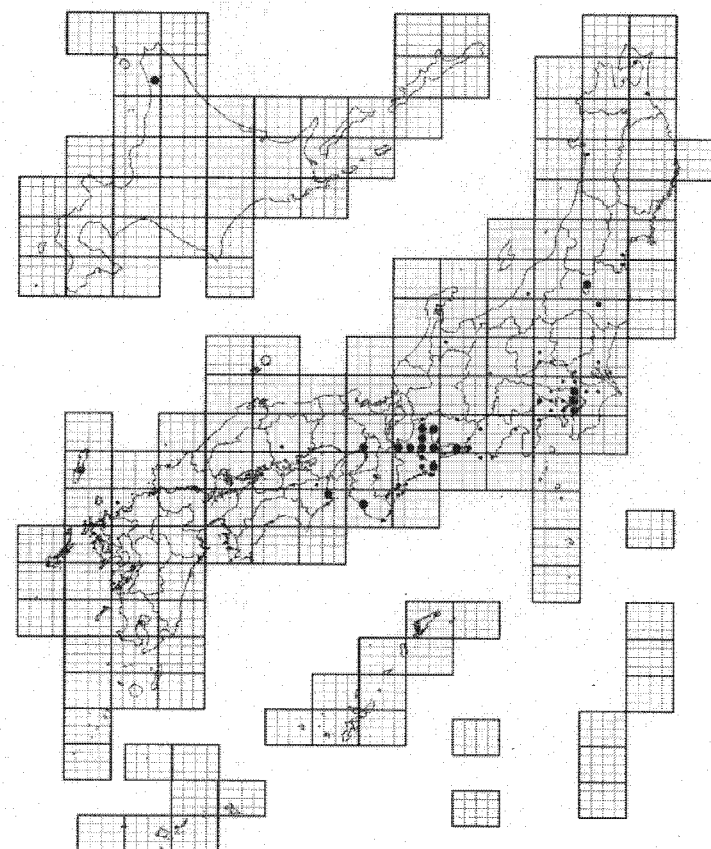
(分布) おもに本州以南の水域で留鳥。世界の水域に広く分布。

(生態) 水辺の樹木で集団で営巣する。3～4卵を約30日抱卵し、約45日齢で巣立つ。おもに潜水して小～中型の魚類を採食する。夏は浅い海水域に多く、冬は内陸の水域を利用することがわかってきた。

1974年－1978年 メッシュ数 A=3 B=0 C=2



1997年－2002年 メッシュ数 A=17 B=6 C=39



中大型哺乳類の分布拡大と植生自然度との関係

(生物多様性センター調べ)

1. 解析手法

調査対象7種について、第5回基礎調査(1997年まで現地調査)のデータで作成された植生自然度データと、分布情報のあったメッシュの重なりについて解析した。

[植生自然度]

植生調査を元に、土地の自然性がどの程度残されているかを示す一つの指標であり、以下の基準により10区分している。

(注; 植生調査対象外の内水面等は、「その他」として別区分)

植生自然度区分基準

植生自然度	区分基準
10	自然草原(高山植物群落、自然草原など)
9	自然林(針葉樹、広葉樹の自然林)
8	二次林の自然林に近いもの(広葉樹の再生林などで特に自然植生に近い林)
7	二次林(ブナ林など一般に二次林と呼ばれる林)
6	植林地(常緑針葉樹、落葉針葉樹、常緑広葉樹等の植林地)
5	背の高い二次草原(ササ群落、ススキ群落等の背丈の高い草原)
4	背の低い二次草原(シバ群落等の背丈の低い草原)
3	樹園地(果樹園、桑園、茶畑、苗圃等)
2	農耕地・緑の多い住宅地(畑地、水田等の耕作地や、住宅地で林が散在する地区)
1	市街地、造成地(植生のほとんど存在しない地区)

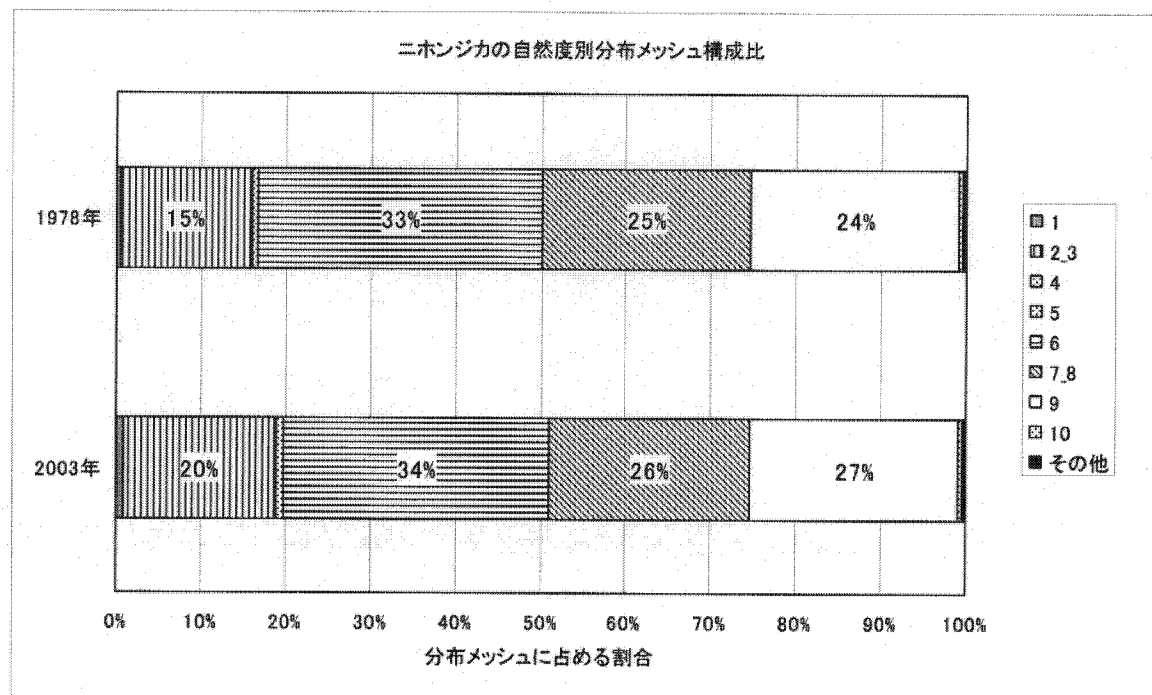
なお、本解析では、上記の10区分を、中大型哺乳類の生息状況に照らして、2及び3、7及び8は、通常地域的に混在するためそれぞれまとめ、区分としては、「その他」も含め9区分として比較した。

2. 結果

サル、ツキノワグマ、イノシシなどのいずれの種においても、植生自然度2-3(耕作地・緑の多い住宅地及び樹園地)で拡大しており、また、6(植林地)及び7-8(二次林)でも拡大が見られる。

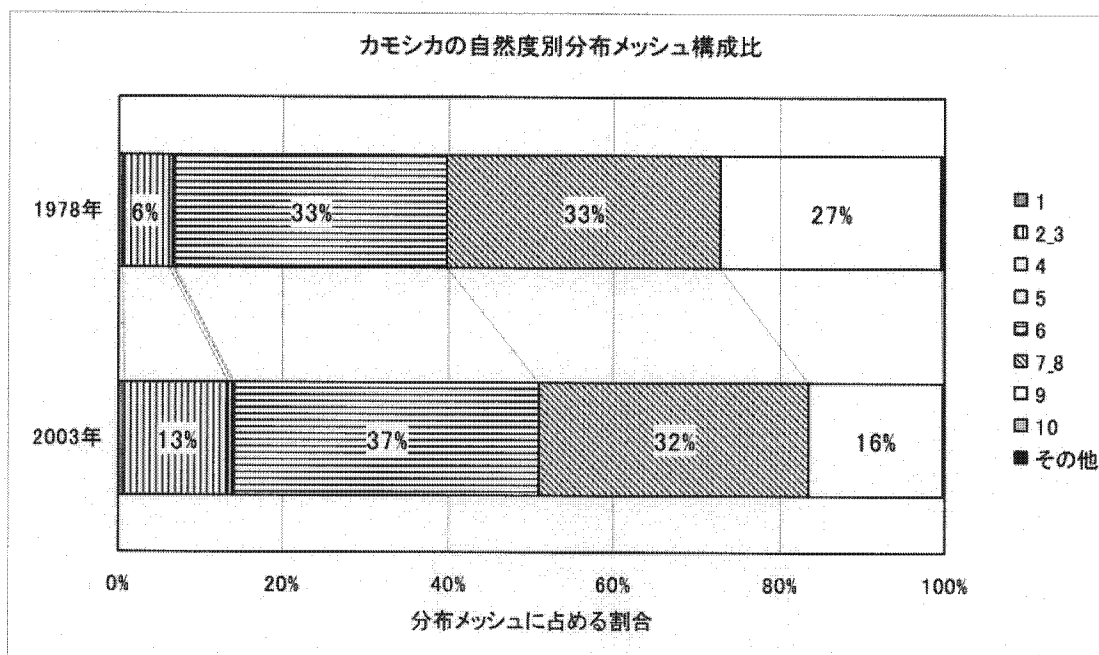
1. ニホンジカ

植生自然度 2 - 3（耕作地・緑の多い住宅地及び樹園地）が増加している。



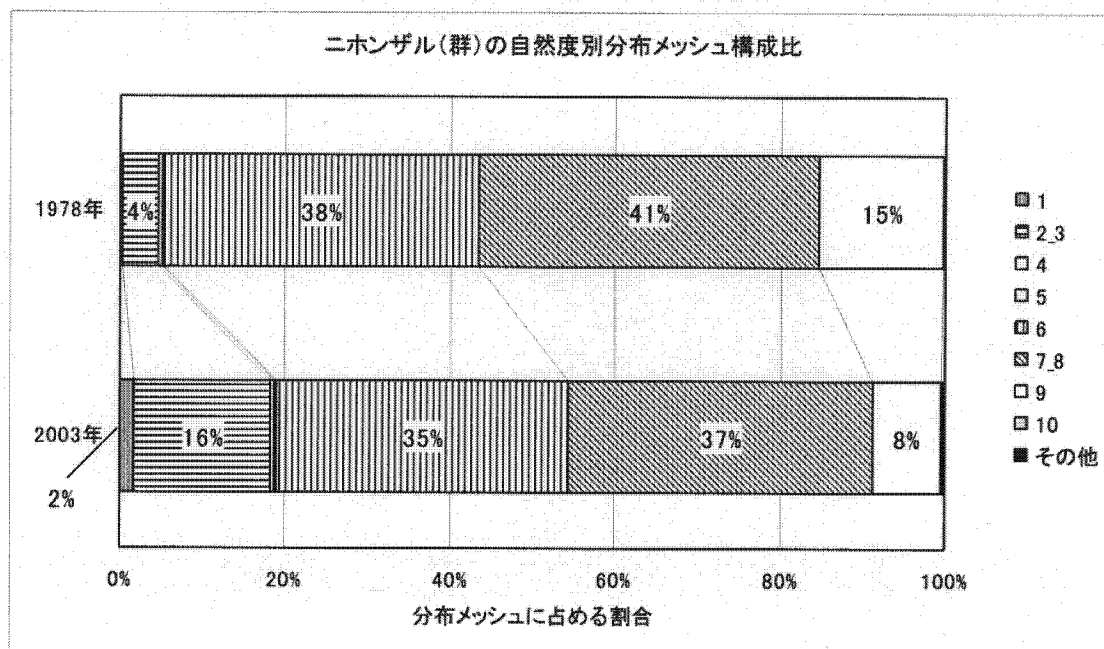
2. カモシカ

植生自然度 2 - 3（耕作地・緑の多い住宅地及び樹園地）及び、6（植林地）が増加している。



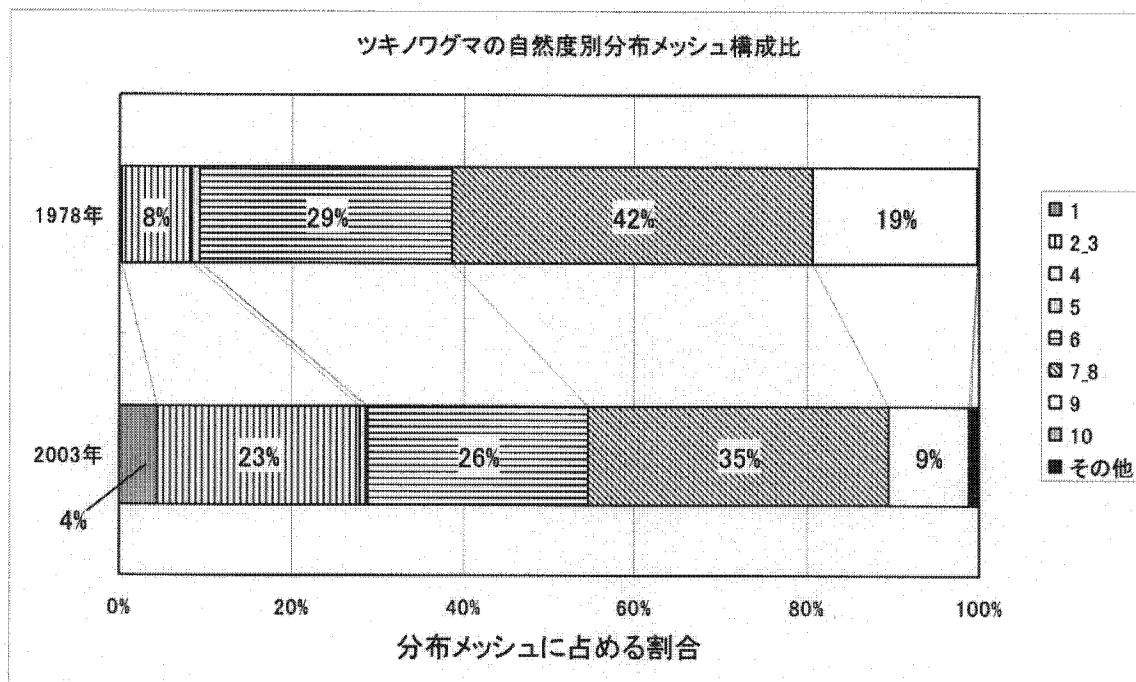
3. ニホンザル

植生自然度 2－3（耕作地・緑の多い住宅地及び樹園地）が増加している。



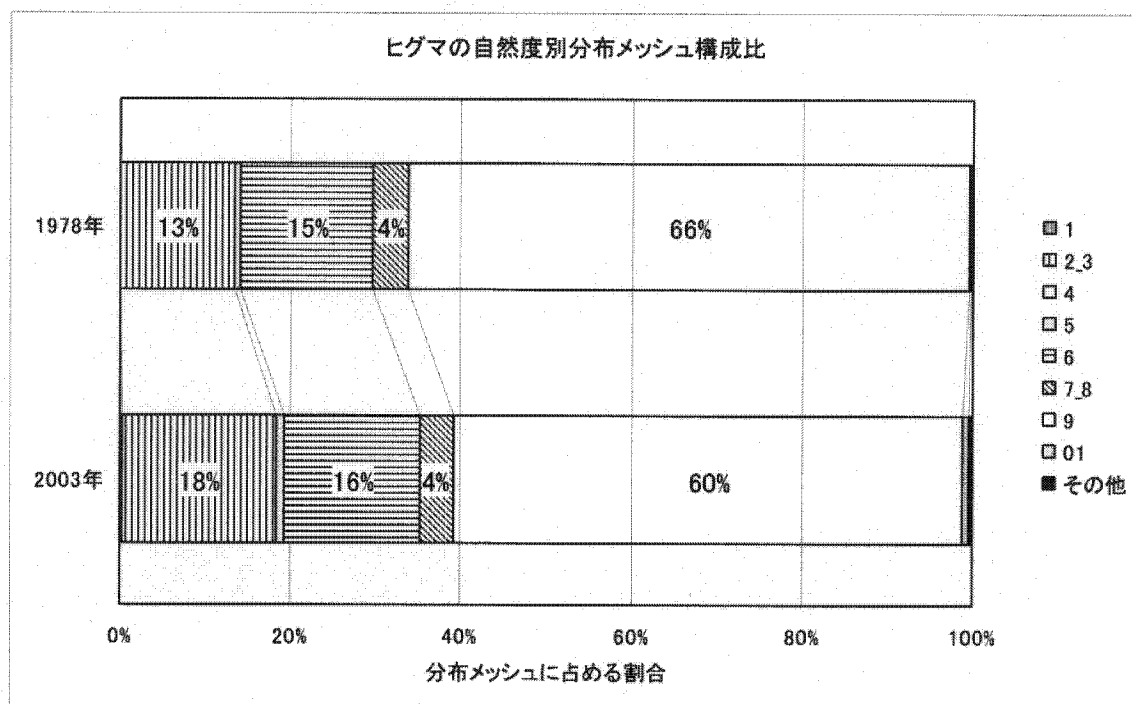
4. ツキノワグマ

植生自然度 1（市街地）、及び 2－3（耕作地・緑の多い住宅地及び樹園地）が増加している。



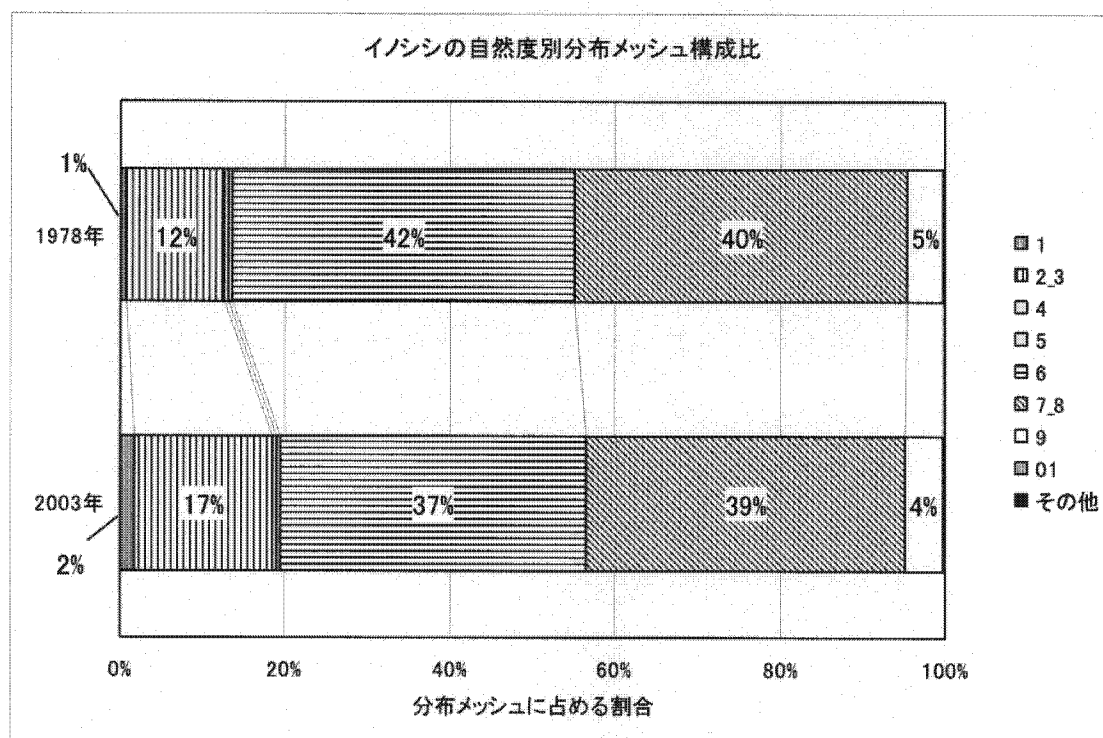
5. ヒグマ

植生自然度 2 - 3（耕作地・緑の多い住宅地及び樹園地）が増加している。



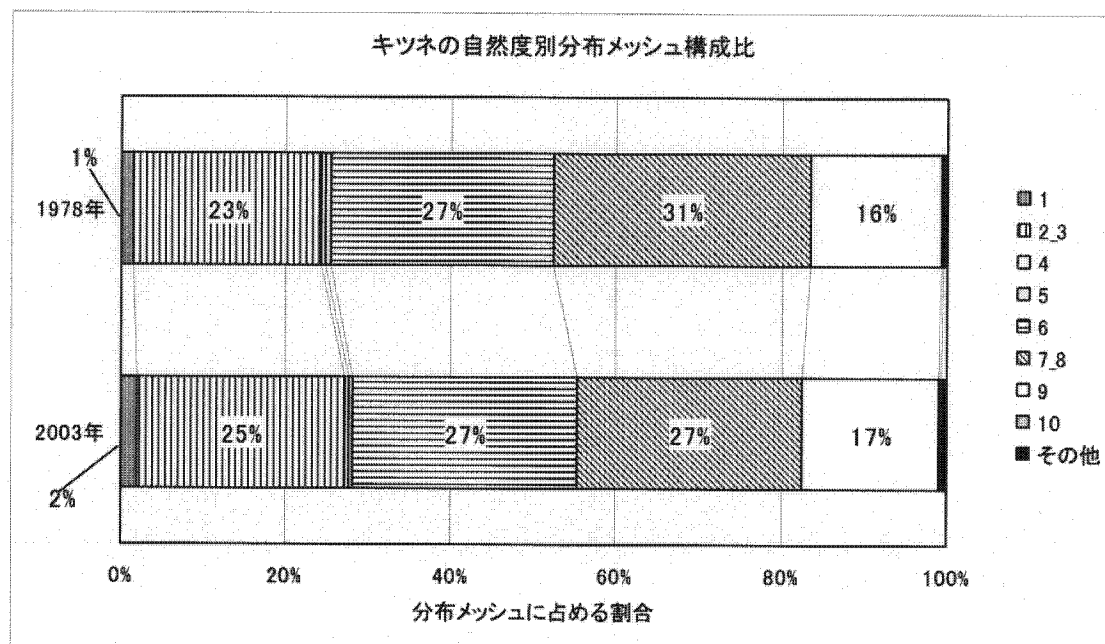
6. イノシシ

植生自然度 2 - 3（耕作地・緑の多い住宅地及び樹園地）が増加している。



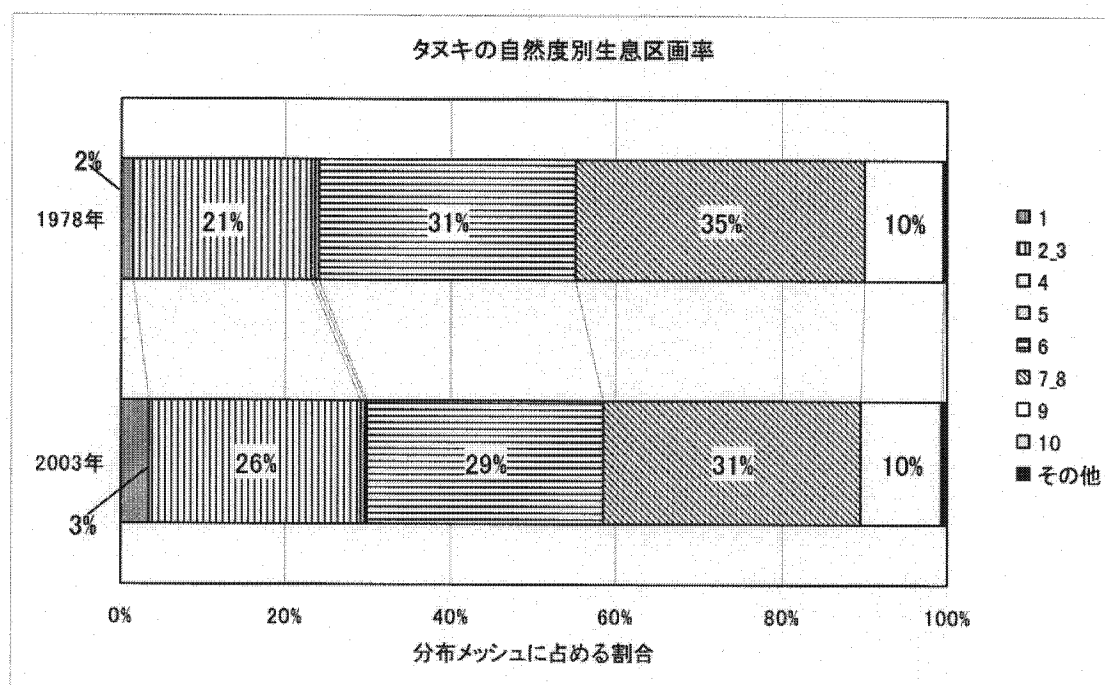
7. キツネ

植生自然度 2－3（耕作地・緑の多い住宅地及び樹園地）がやや増加している。

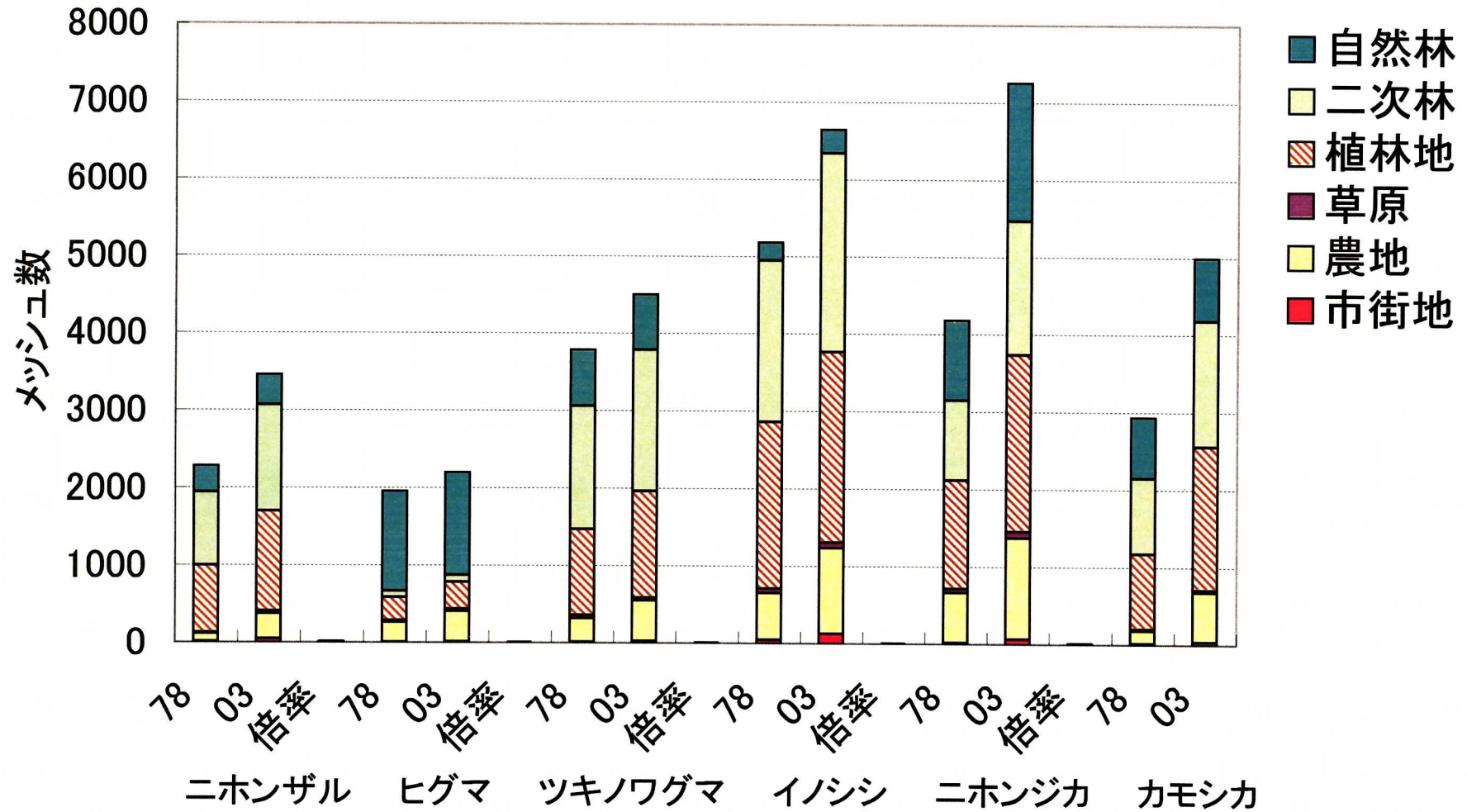


8. タヌキ

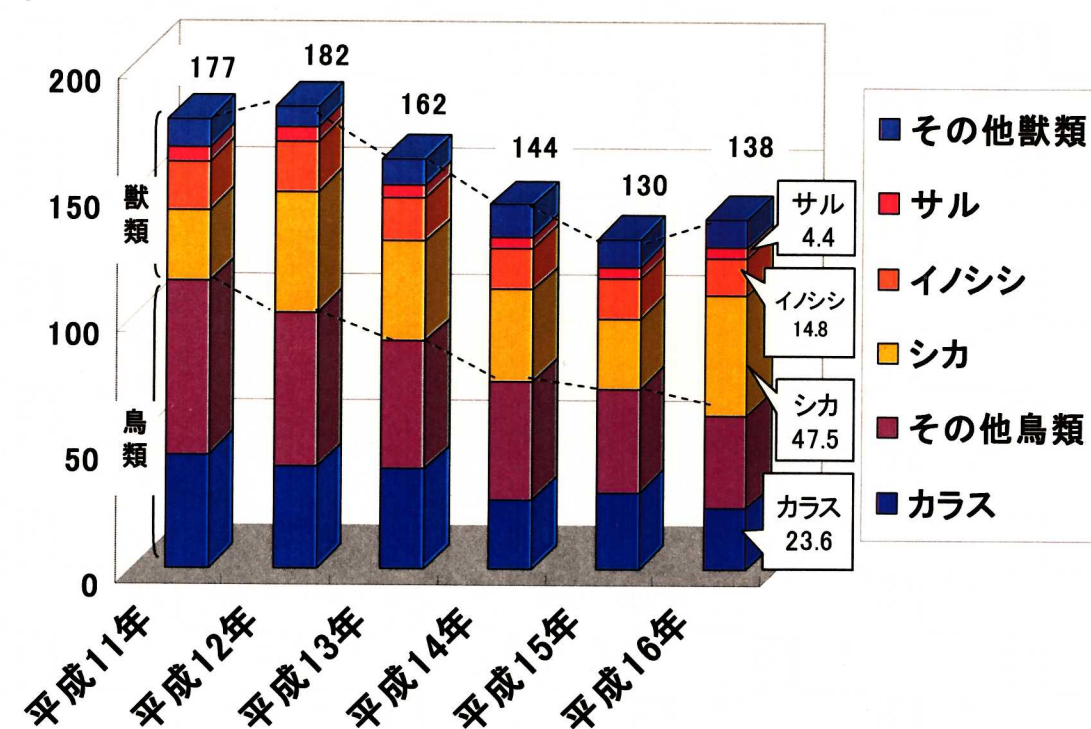
植生自然度 1（市街地）、2－3（耕作地・緑の多い住宅地及び樹園地）がやや増加している。



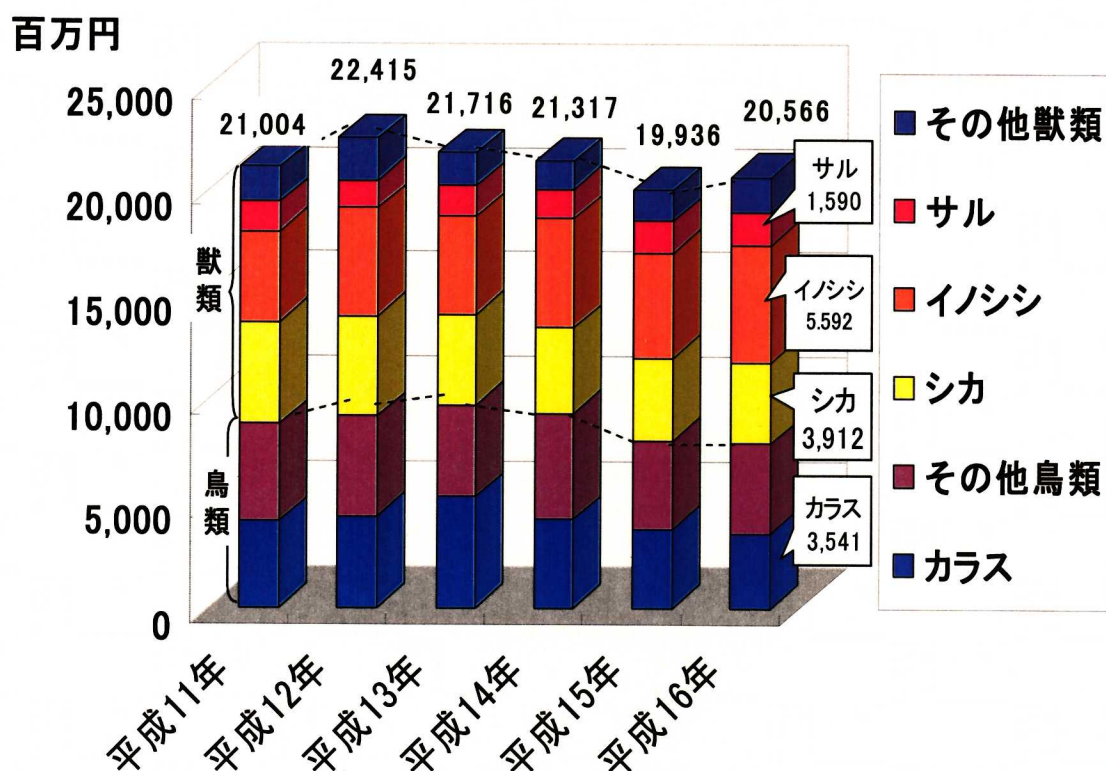
大型哺乳類の分布変化と植生との関係



野生鳥獣による農作物被害面積の推移



野生鳥獣による農作物被害額の推移



国内の自然公園等における ニホンジカによる生態系への影響

表 アンケート調査結果

国立公園名	生態系影響の有無	特定植物の退行	特定植物の繁茂	特定動物の減少	特定動物の増加	土壌の流出	水質の悪化	脆弱な植生の変化
利尻礼文サロベツ	無							
知床	有	○	○	○	○			
阿寒	有	○	○					
釧路湿原	有	○						
大雪山	有	○						○
支笏洞爺	有	○						
十和田八幡平	—							
陸中海岸	有	○				○		
磐梯朝日	—							
日光	有	○	○	○			○	○
上信越高原	無							
秩父多摩甲斐	有	○	○					
小笠原	—							
富士箱根伊豆	有							
中部山岳	無							
白山	—							
南アルプス	有							
伊勢志摩	有							
吉野熊野	有	○		○				
山陰海岸	—							
瀬戸内海	有	○						
大山隠岐	無							
足摺宇和海	有	○				○		
西海	有	○				○		
雲仙天草	無							
阿蘇くじゅう	無							
霧島屋久	有	○						
西表	—							

—：生息なし

注：生態系への影響には林業への影響についての回答は除いて記載した。

特定鳥獣保護管理計画の策定状況

平成18年9月1日現在

	ニホンジカ	ツキノワグマ	ニホンザル	イノシシ	ニホンカモシカ
北海道	◎				
青森			◎		
岩手	◎	◎			◎
宮城			◎		
秋田		◎	◎		◎
山形					
福島					
茨城				◎	
栃木	◎	◎	◎		
群馬	◎		◎		◎
埼玉				◎	
千葉	◎		◎		
東京	◎				
神奈川	◎		◎		
新潟					
富山			◎		
石川		◎	◎		
福井	◎				
山梨	◎			◎	
長野	◎	◎	◎		◎
岐阜					◎
静岡	◎				◎
愛知	◎		◎	◎	◎
三重	◎				
滋賀	◎		◎		
京都	◎	◎			
大阪	◎				
兵庫	◎	◎			
奈良	◎				
和歌山			(◎)		
鳥取				◎	
島根	◎	◎		◎	
岡山	◎	◎		◎	
広島	◎	◎		◎	
山口	◎	◎		◎	
徳島	◎			◎	
香川	◎			◎	
愛媛				◎	
高知	◎			◎	
福岡	◎			◎	
佐賀				◎	
長崎	◎(2地域)			◎	
熊本	◎				
大分	◎			◎	
宮崎	◎		◎		
鹿児島	◎				
沖縄					
計画数	32	11	13	17	7

注) 1 42都道府県、80計画が策定されている。

2 和歌山県については、特定鳥獣保護管理計画の計画期間は終了しているが、その趣旨を踏まえた保護管理が継続されている。

カワウ問題に関する環境省の取り組み

1. カワウの生態・被害対策等に係る調査の実施（H12～14 年度）

カワウの生息状況等の生態や被害や管理に関する研究事例の収集等を行い、保護管理対策のあり方について検討。

2. 特定鳥獣保護管理計画技術マニュアル（カワウ編）の作成（H15 年度）

上記調査結果を踏まえ、カワウの適切な管理を行うために、主に都道府県の行政担当者向けに考え方等を整理したもの。カワウの広域保護管理の必要性等について解説。各都道府県等に配布。

※環境省HPでも公開 (<http://www.env.go.jp/nature/report/h17-03/index.html>)

3. 野生鳥獣保護管理技術者研修会におけるカワウ研修の開催（H16 年度～）

本研修会は主に都道府県鳥獣保護行政担当者を対象にしたものであるが、昨年度よりカワウも対象に追加。

平成 16 年度はカワウに係る研修会は 11 月に開催、全国より水産担当者なども含む 36 名が参加。

平成 17 年度は 8 月 31 日～9 月 2 日に滋賀県米原市にて開催 31 名が参加。

4. カワウの広域保護管理対応（H16 年度～）

カワウの広域的な管理に係る取組を関東ブロック及び中部・近畿ブロックにおいて推進。

関東ブロック（10 都県^{*1}）については、専門家、関係都県、関係省庁、利害関係者等から構成される広域協議会を平成 17 年 4 月に設立し、11 月に広域的な保護管理指針を策定。

中部・近畿ブロック（15 府県^{*2}）については、平成 18 年 5 月に広域協議会を設立して専門家、関係県、関係省庁等とともに広域的な保護管理指針を策定するため準備を進めつつ、情報の共有を推進。

^{*1} 福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県（東部）

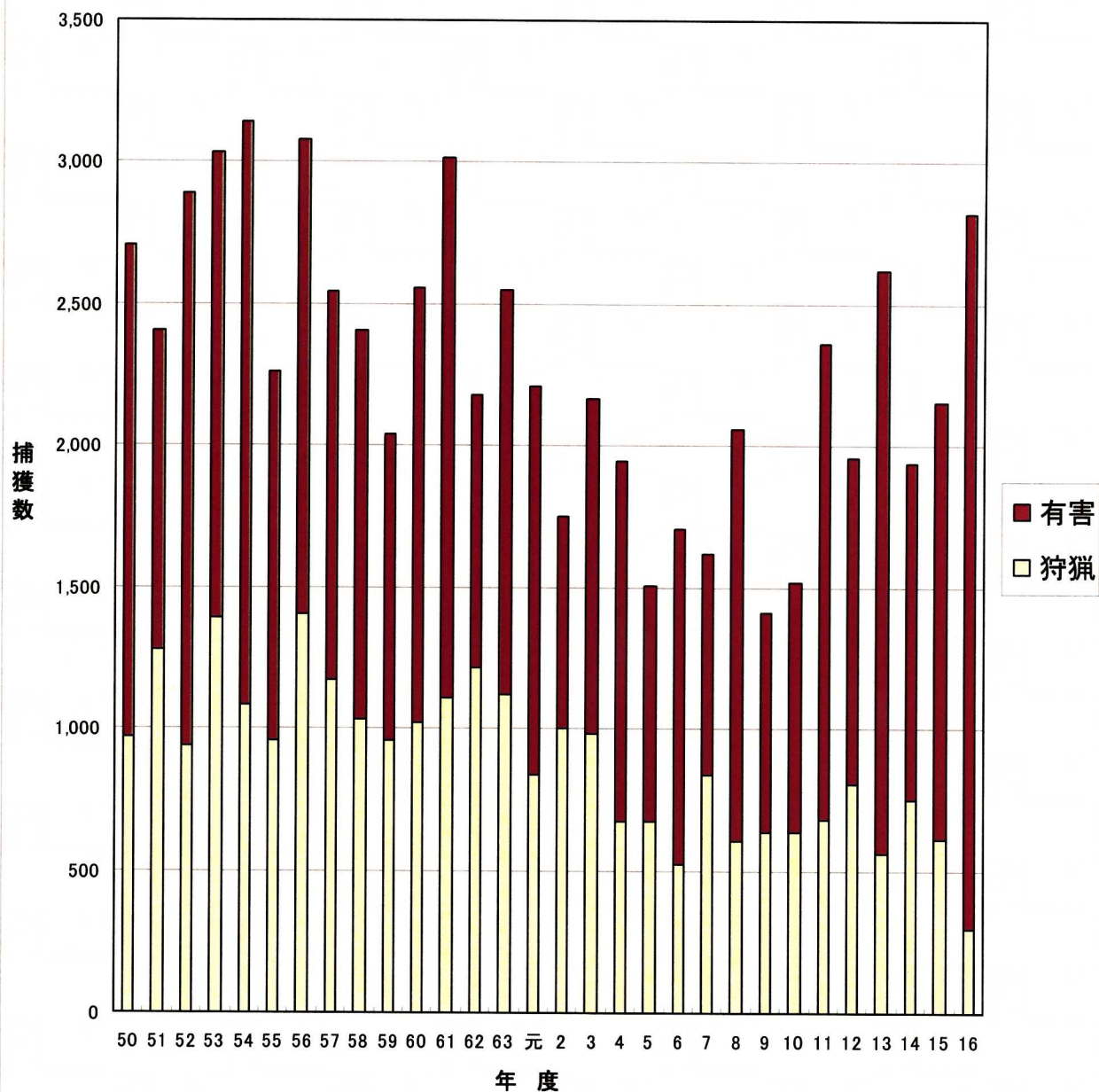
^{*2} 富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県（西部）、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県

（参考：H18 年度の事業）

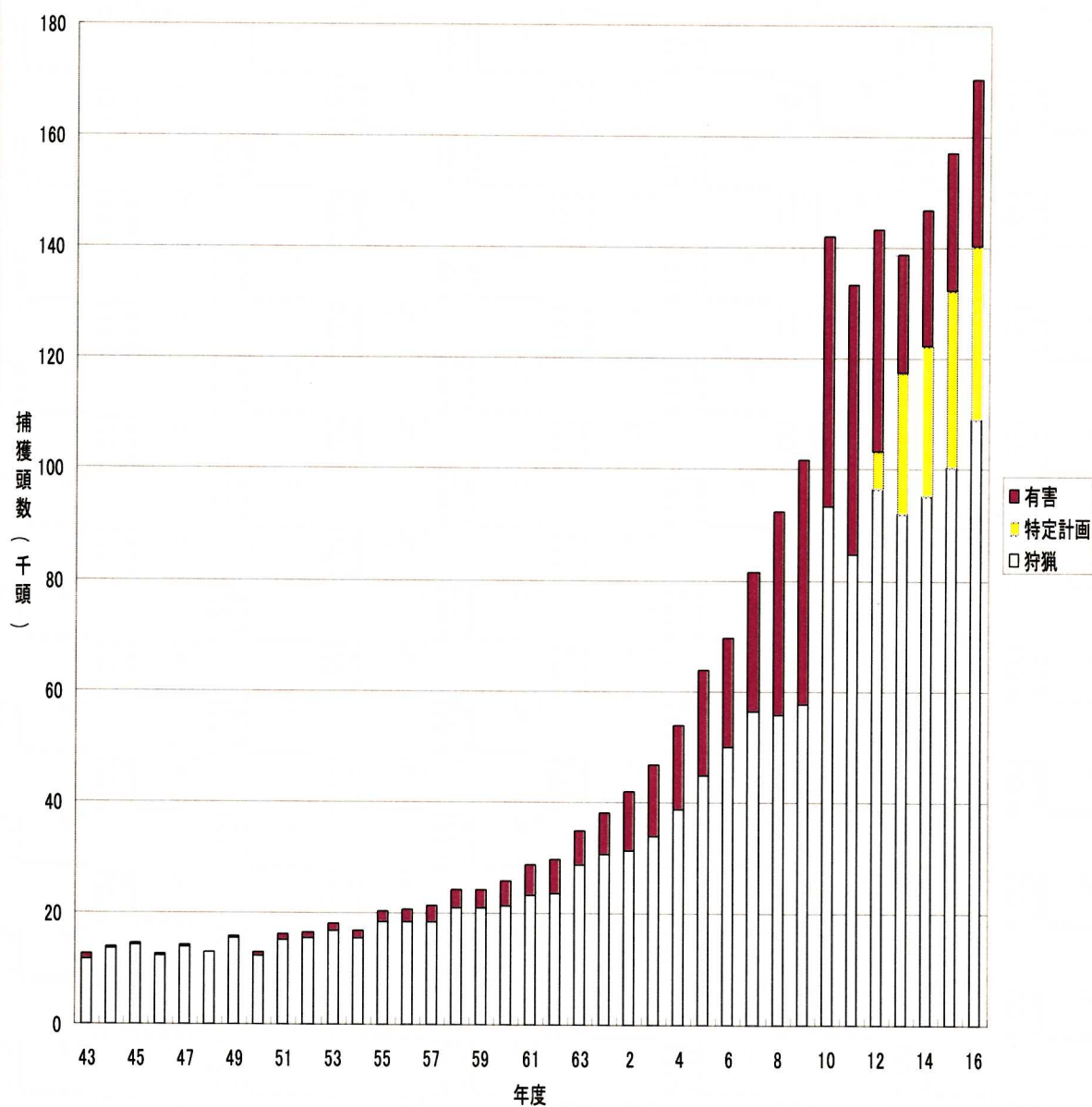
- ・広域協議会の運営及び研修を引き続き実施するとともに、必要な調査を実施。
- ・H18 年度より 3 カ年の予定で、カワウの広域的な移動実態を解明するため、GPS 発信器を活用した調査を実施。

主な鳥獣の捕獲数の推移

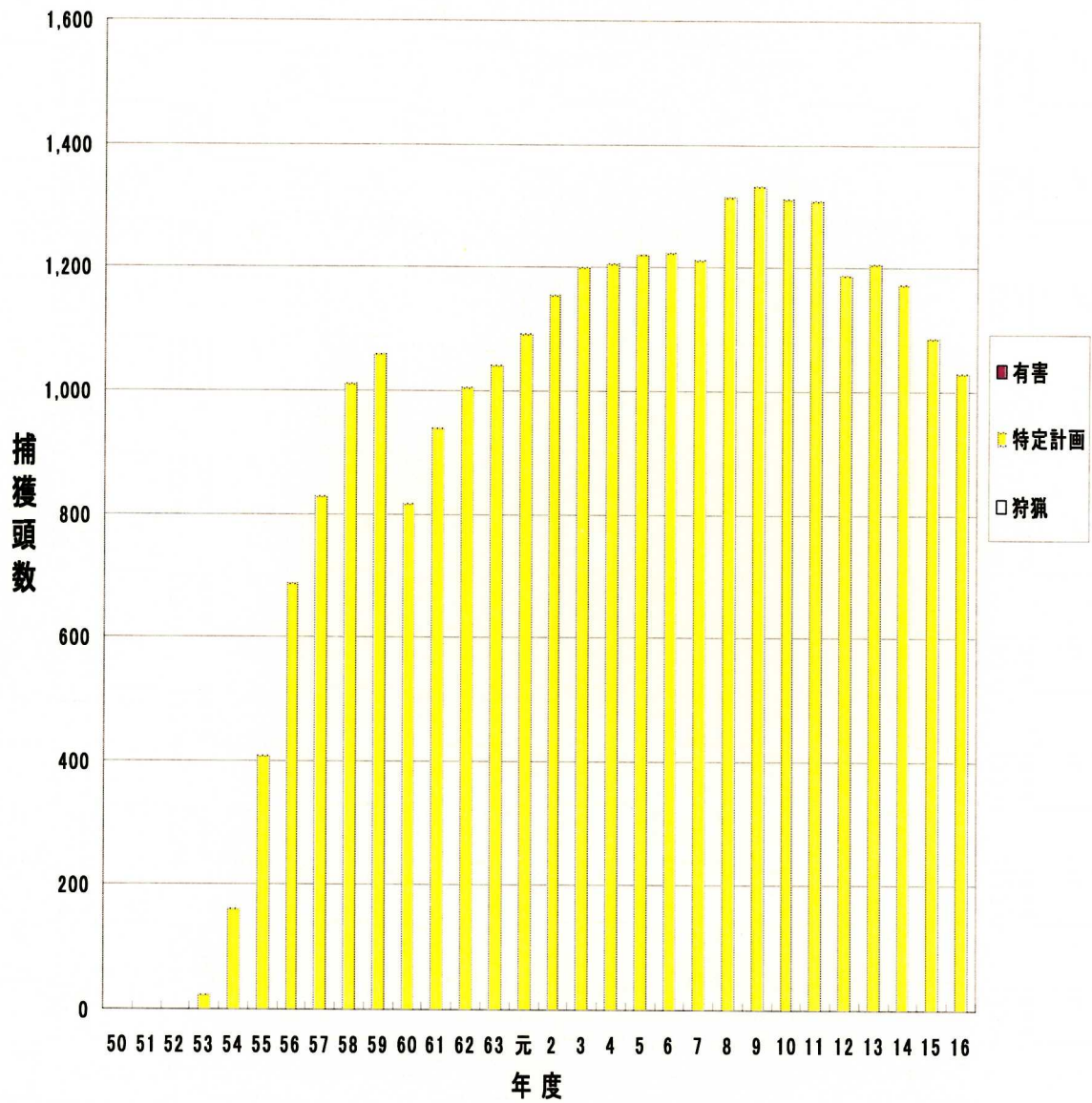
クマの捕獲数の推移



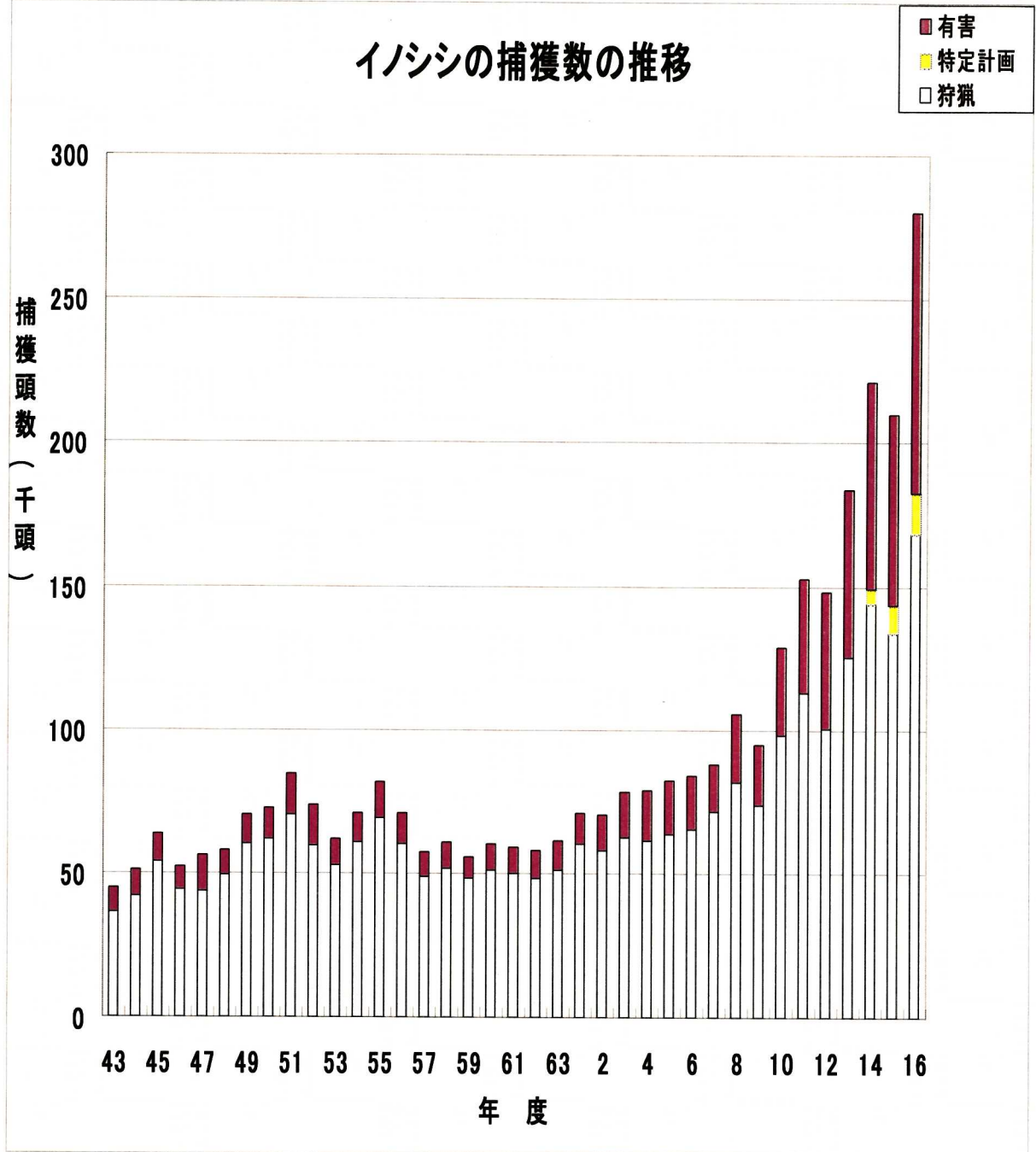
シカの捕獲数の推移



カモシカの捕獲数の推移



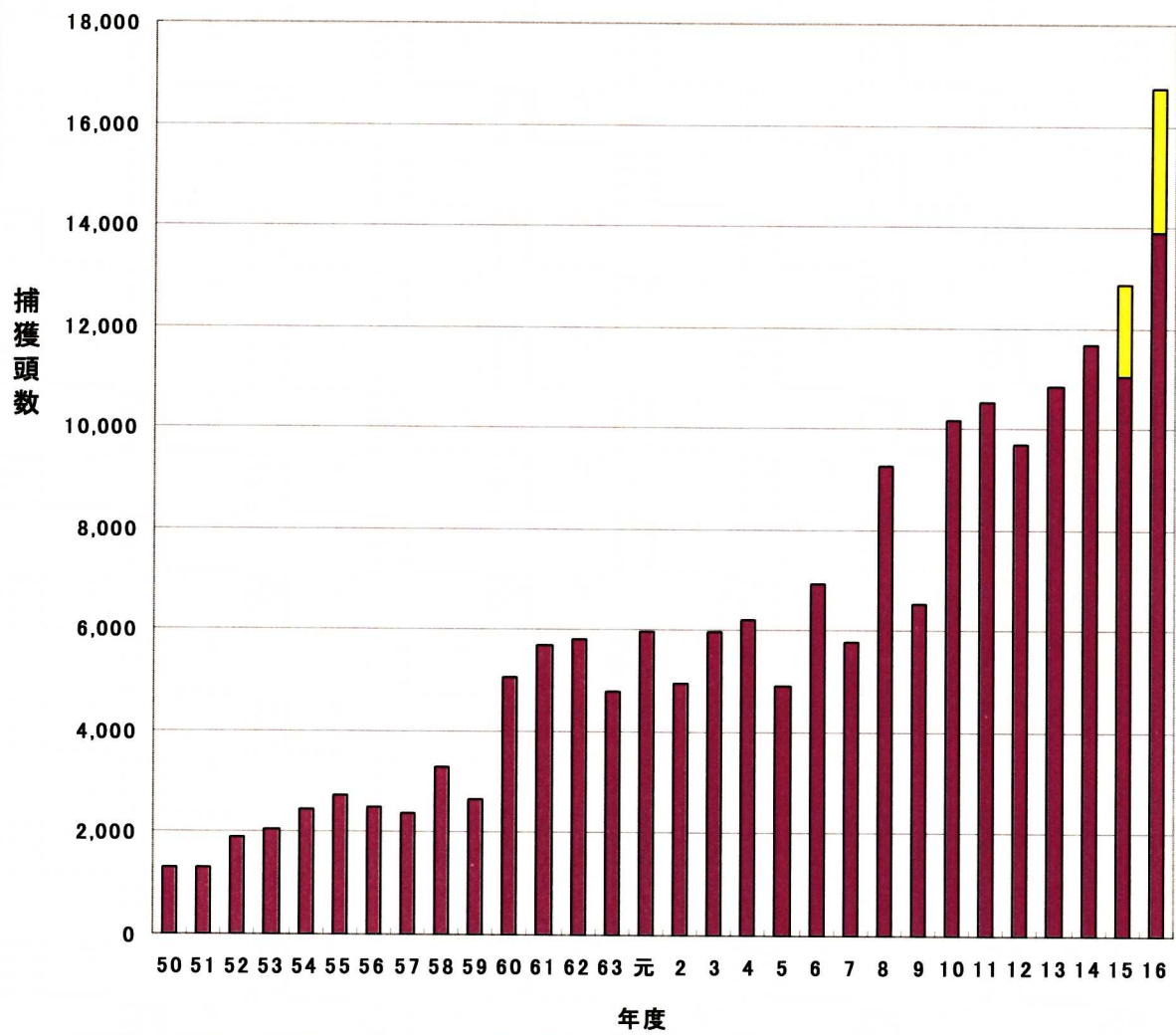
イノシシの捕獲数の推移



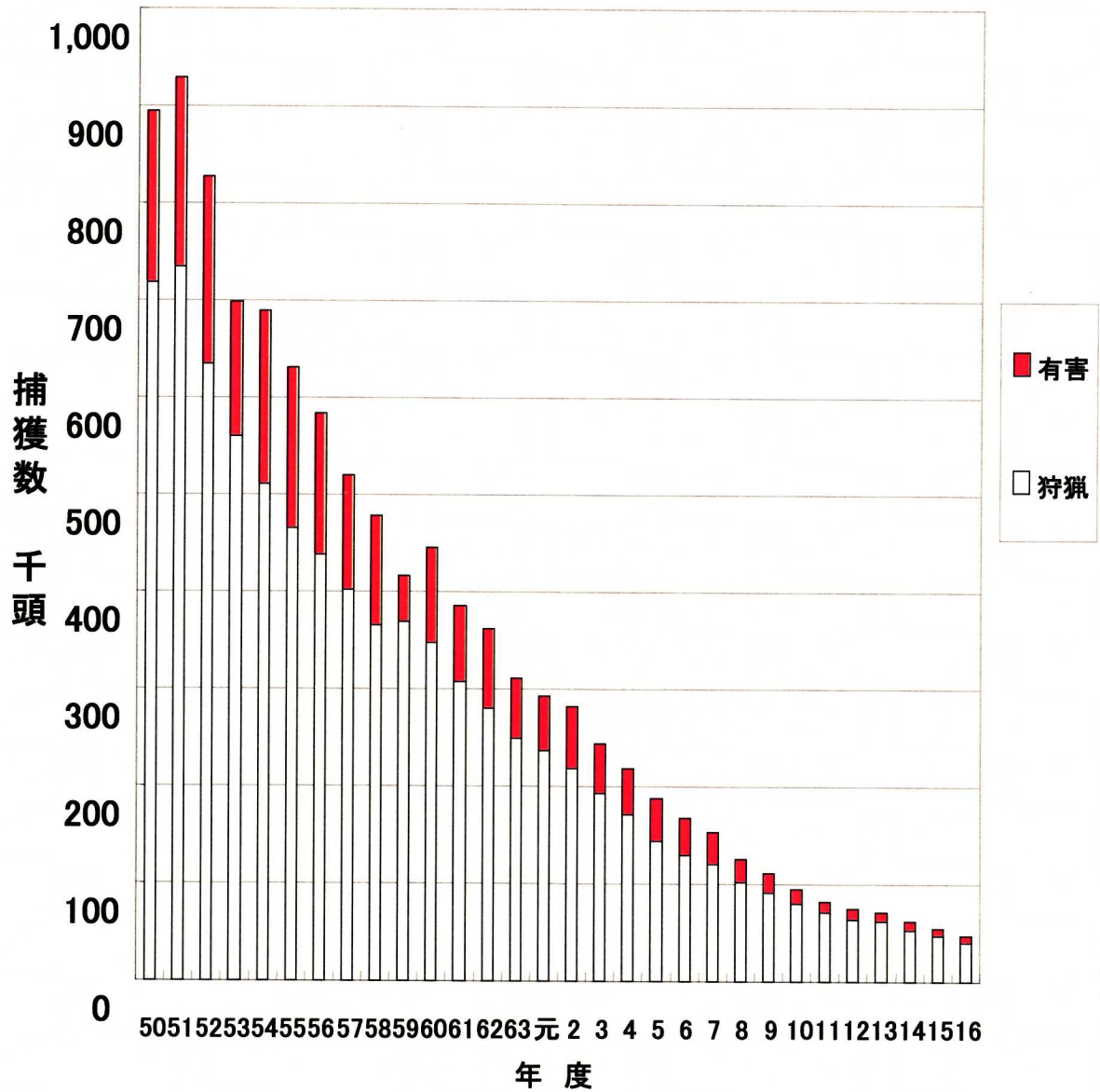
サルの捕獲数の推移

■ 特定計画

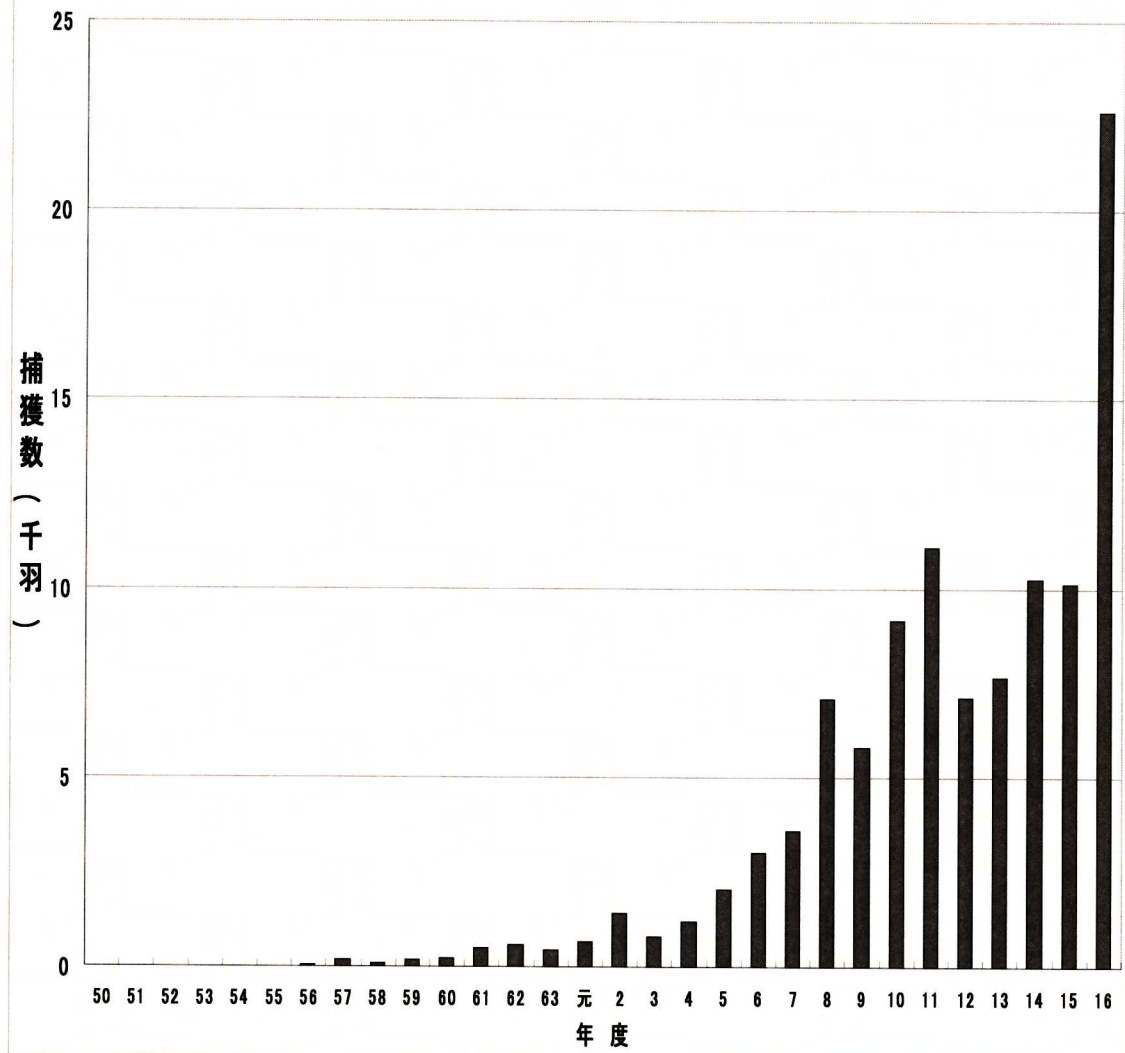
■ 有害



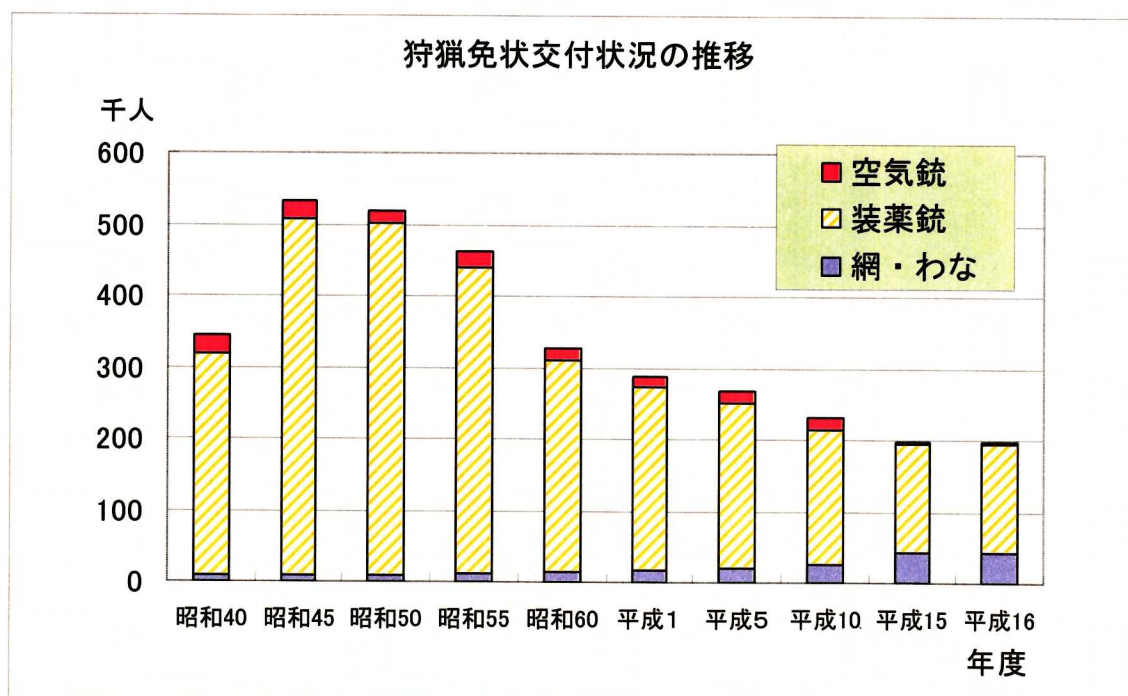
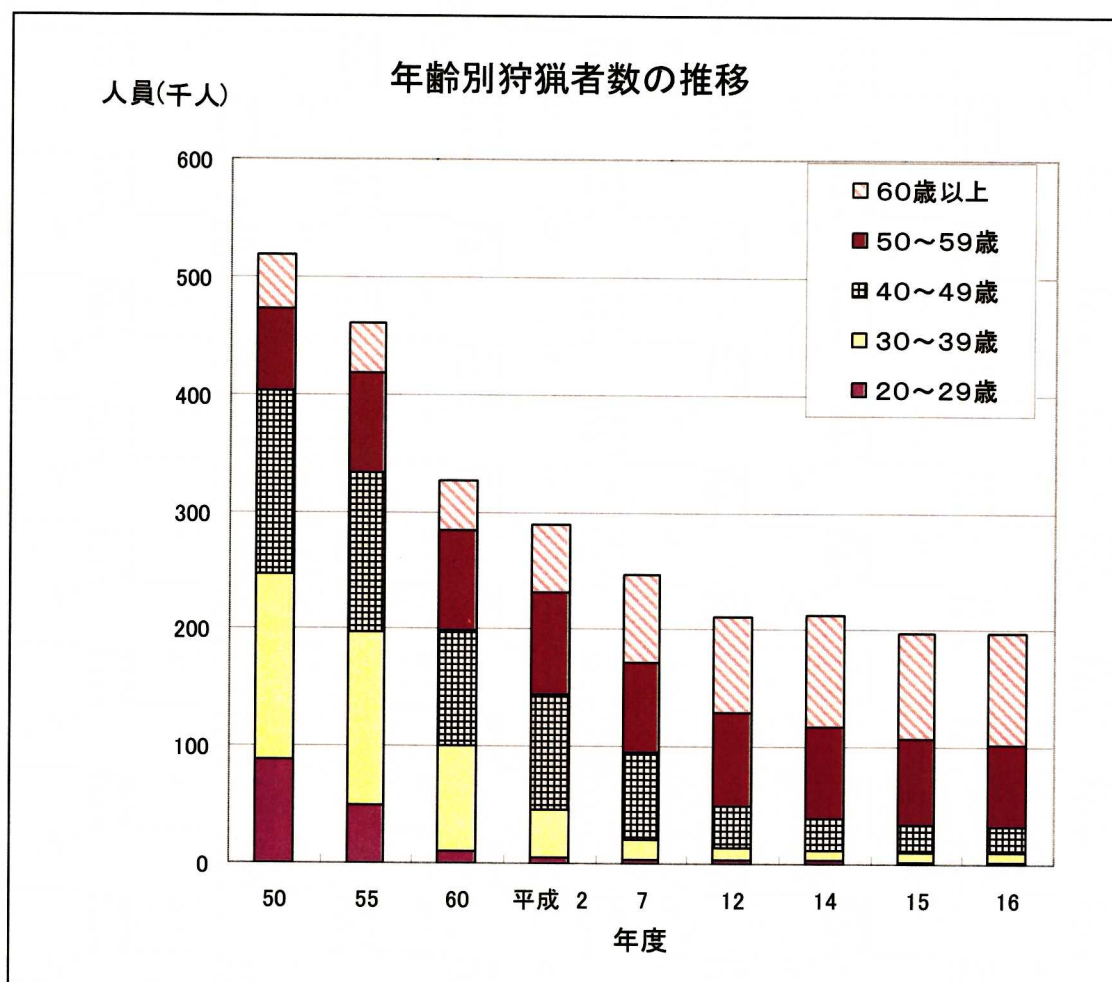
ノウサギ捕獲数推移

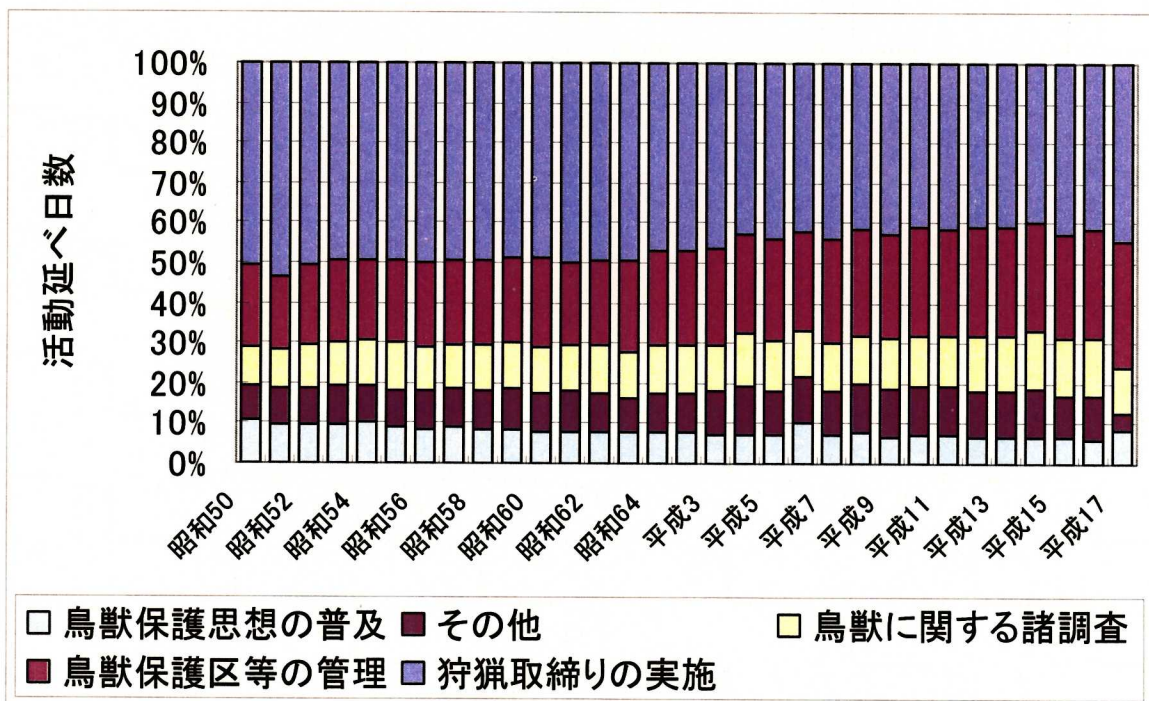
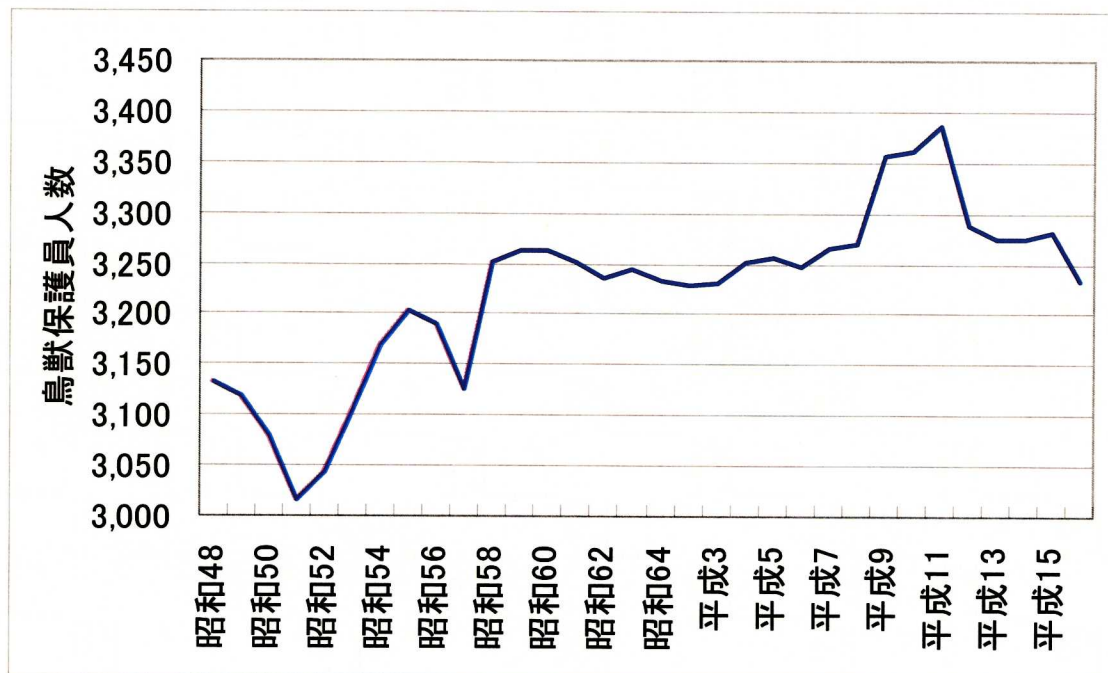


カワウの捕獲数の推移



鳥獣保護管理に関わる人材





<鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の概要>

本改正のねらい

生息数が著しく増加した一部の鳥獣(シカ、イノシシ等)による農林業、自然植生への被害の多発

生息数が著しく減少した鳥獣等の存在

- 狩猟規制の見直し
- 鳥獣の保護施策の強化

改正案の骨子

1. 地域における鳥獣の生息状況の変化等を踏まえた狩猟規制の見直し

休猟区における特定鳥獣の狩猟の特例

- 農林業被害を防止するため、休猟区のうち都道府県知事が指定した区域において特定鳥獣(シカ、イノシシ等)の捕獲等を行うことができることとする。

狩猟免許の区分の見直し

- 鳥獣による農業被害を防ぐことを目的にわな猟を行おうとする農家等の狩猟免許の取得促進のため、現行の「網・わな猟免許」を「網猟免許」と「わな猟免許」とに区分す

適切な捕獲等を進めるのための入猟者承認制度の創設

- 生息数が増加している狩猟鳥獣について、捕獲禁止措置の緩和が求められていること等から、都道府県知事等の事前承認を受けることにより、一定の区域等において当該鳥獣の捕獲ができることとする。

わな猟に係る危険防止のための制度の創設

- 人への危険予防の見地から、危険性の高いわなについて、その使用を禁止、制限する区域を指定することができることとする。

網及びわなへの設置者の氏名等の表示義務付け

- 網及びわなの違法な設置を的確に防止するため、すべての網及びわなについて、その設置者の住所、氏名等の表示を義務付けることとする。

2. 鳥獣の保護施策の強化

鳥獣保護区における保全事業の創設

- 国及び都道府県は、鳥獣保護区において、鳥獣の生息環境改善のための施設を設置する等の事業を行うこととする。

輸入鳥獣の識別措置

- 鳥獣の違法捕獲又は違法輸入を防止するため、適法に輸入された鳥獣に環境大臣が標識を交付する制度を導入し、当該標識の装着を義務付けることとする。

- 狩猟を活用したきめ細かな鳥獣の保護管理
- 狩猟の担い手の確保

- 鳥獣保護区の機能強化
- 鳥獣の違法捕獲の防止

人と鳥獣が共生できる社会の構築

高病原性鳥インフルエンザに関する 環境省の取組について

環境省では、鳥インフルエンザ等の野生鳥獣の感染症に係る取組として、17年度より「野生鳥獣感染症対策事業」を開始し、以下の事業について取組を進めている。

1 野生鳥獣感染症対策検討会の設置

平成17年4月に鳥インフルエンザ等の感染症及び野鳥の専門家等からなる「野生鳥獣感染症対策検討会」を設置し、当省が実施している渡り鳥の飛来経路解明事業、野鳥のモニタリング等の各種事業に対し、指導・助言を行っている。なお、当省では本検討会の助言・指導に基づき高病原性鳥インフルエンザ発生時の都道府県の野生鳥獣担当部局等の対応マニュアルをとりまとめ、各都道府県に配布した。

2 渡り鳥の飛来経路解明

ウイルスの運搬に渡り鳥が関与した可能性も指摘されており、発生国からのウイルス運搬に関与すると考えられる渡り鳥について衛星追跡による飛来経路解明を進めている。

3 モニタリングの実施（平成16年度～）

平成16年度に山口県、長崎県及び沖縄県において大陸方面からの渡り鳥や野鳥を捕獲し、高病原性鳥インフルエンザウイルスの保有状況について調査を実施しており、今年度も上記検討会の指導・助言を受けつつ調査を進めている。

これまでに、千葉県において捕獲した水鳥及び長崎県において陸鳥、沖縄等において東南アジア方面からの渡り鳥を捕獲し検査した結果、高病原性鳥インフルエンザ（H5型及びH7型）ウイルスについては、全て陰性であった（調査結果は別紙参照）。なお、今年度も引き続きシベリアや東南アジア方面からの渡り鳥の調査を行う予定である。

4 情報収集・提供

鳥インフルエンザウイルスの分離や当省のモニタリングの結果等に関する情報を随時、都道府県の担当部局に情報提供している。なお、野鳥の異状及び都道府県における野鳥調査の実施結果等に関して、各都道府県から情報を提供していただいているが、現在のところ、高病原性鳥インフルエンザによる野鳥の大量死等の連絡はない。

また、関係省庁連絡会議への出席など随時関係省庁との情報交換等に努めている。

5 連携施策群について

総合科学技術会議で、科学技術連携施策群としているテーマのひとつが新興・再興感染症であり、厚生労働省、農林水産省、文部科学省及び環境省の4省が連携して取り組んでおり、環境省は渡り鳥の飛来経路の解明等の研究に対して協力している。

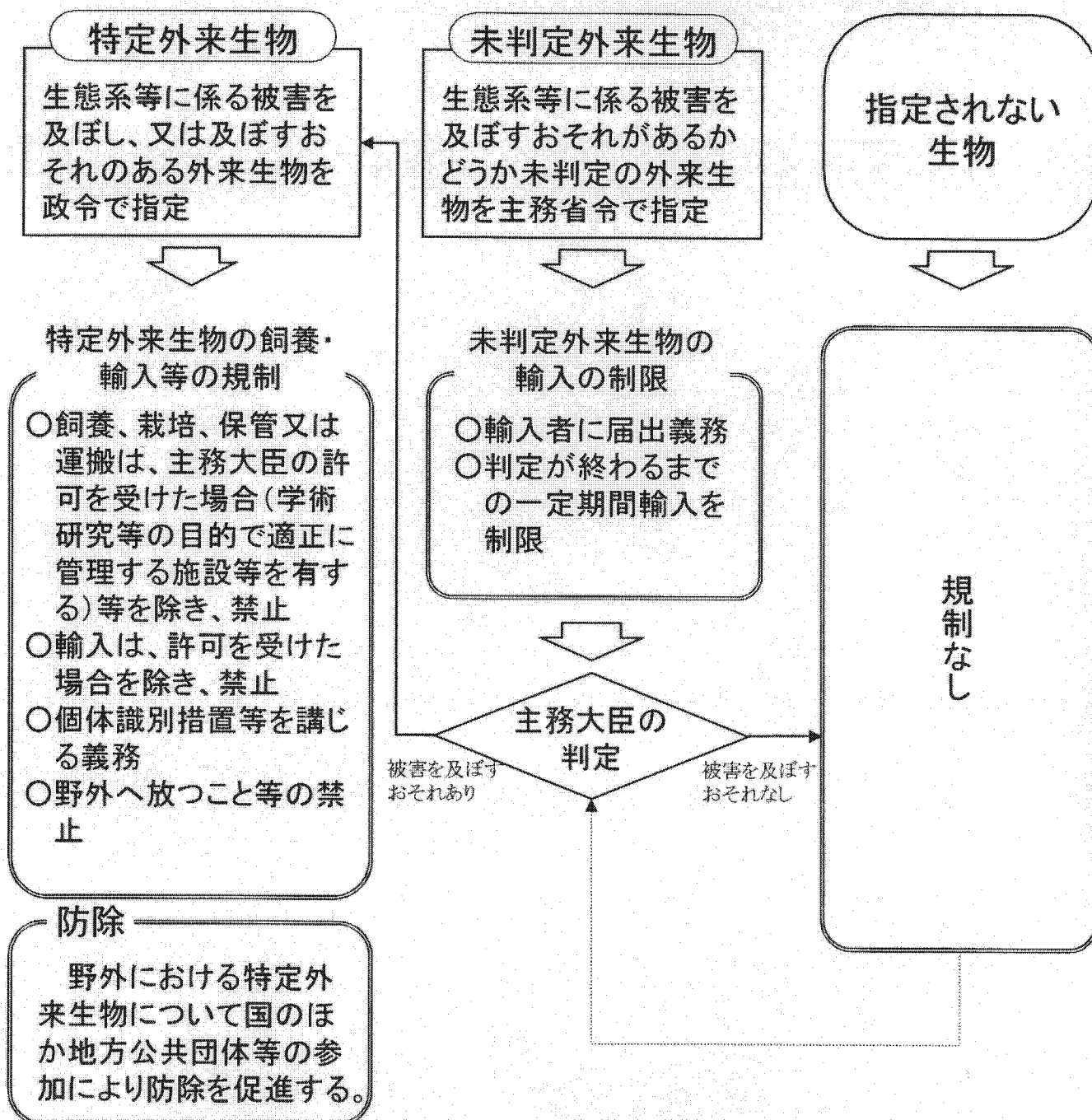
外来生物による生態系等への被害の防止

＜特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の概要＞

目的

特定外来生物の飼養、輸入等について必要な規制を行うとともに、野外等に存する特定外来生物の防除を行うこと等により、特定外来生物による生態系、人の生命若しくは身体又は農林水産業に係る被害を防止する。

特定外来生物被害防止基本方針の策定及び公表



その他、輸入時に特定外来生物を確認する証明書の添付、調査、普及啓発、罰則等所要の規定を整備する。

特定外来生物一覧表

平成 17 年 6 月 1 日指定（一次指定）

分類群	種 名	種数(種類数)
哺乳類	フクロギツネ、タイワンザル、カニクイザル、アカゲザル、ヌートリア、クリハラリス、トウブハイイロリス、カニクイアライグマ、アライグマ、ジャワマングース、キョン	11 種
鳥類	ガビチョウ、カオグロガビチョウ、カオジロガビチョウ、ソウシチョウ	4 種
爬虫類	カミツキガメ、グリーンアノール、ブラウンアノール、ミナミオオガシラ、タイワンスジオ、タイワンハブ	6 種
両生類	オオヒキガエル	1 種
魚類	チャネルキャットフィッシュ、ブルーギル、コクチバス、オオクチバス	4 種
昆虫類	アルゼンチンアリ、アカカミアリ、ヒアリ	3 種
無脊椎動物	キョクトウサソリ科全種、ジョウゴグモ科のうち 2 属全種、イトグモ属のうち 3 種、ゴケグモ属のうち 4 種（セアカゴケグモ、ハイイロゴケグモ、ジュウサンボシゴケグモ、クロゴケグモ）	1 科、4 属 (5 種類)
植物	ナガエツルノゲイトウ、ブラジルチドメグサ、ミズヒマワリ	3 種
	合計	1 科 4 属 32 種 (37 種類)

平成 18 年 2 月 1 日指定（二次指定）

分類群	種 名	種数(種類数)
哺乳類	ハリネズミ属、アメリカミンク、シカ亜科（アキシスジカ属、シカ属、ダマシカ属、シフゾウ）、キタリス、タイリクモモンガ、マスカラット	4 属、5 種
両生類	コキーコヤスガエル、キューバズツキガエル、ウシガエル、シロアゴガエル	4 種
魚類	ノーザンパイク、マスキーパイク、カダヤシ、ケツギョ、コウライケツギョ、ストライプトバス、ホワイトバス、パイクパーチ、ヨーロピアンパーチ	9 種
昆虫類	テナガコガネ属、コカミアリ	1 属、1 種
無脊椎動物	モクズガニ属、ザリガニ類 2 属と 2 種（アスタクス属、ウチダザリガニ、ラスティークレイフィッシュ、ケラクス属）、ヤマヒタチオビ、カワヒバリガイ属、カワホトトギスガイ、クワガガイ、ニューギニアヤリガタリクウズムシ	4 属、6 種
植物	アゾルラ・クリスタタ、オオブサモ、アレチウリ、オオキンケイギク、オオハンゴンソウ、ナルトサワギク、オオカワヂシャ、ボタンウキクサ（ウォーターレタス）、スパルティナ・アングリカ	9 種
	合計	9 属、34 種 (43 種類)

平成 18 年 9 月 1 日指定

分類群	種 名	種数(種類数)
昆虫類	クモテナガコガネ属、ヒメテナガコガネ属、セイヨウオオマルハナバチ	2 属、1 種
	合計	(3 種類)

平成17年12月までの都道府県別飼養等許可申請件数

	タイワンザル	カニクイザル	アカゲザル	アライグマ	マカニクイアライグマ	ジャワマングース	クリハラリス	リス	トウブハイロリス	ヌートリア	フクロギツネ	キョン	ソウシチョウ	ガビチョウ	ウカオグロガビチョウ	カオジロガビチョウ	カミツキガメ	グリーンアノール	ブラウンアノール	ヘビ	ミナミオオガシラ	タイワンスジ	タイワンハブ	オオヒキガエル	オオクチバス	コクチバス	ブルーギル	フィッシュ	チャネルキャット	アルゼンチンアリ	ゴケグモ属	科	キョクトウサソリ	ナガエツルノゲイトウ	サ	ブラジルチドメグ	ミズヒマワリ	計
北海道		4	1	11							1						3							1	3	2	3					1						30
青森				3													3																1					7
岩手	1		1	2																					1													5
宮城	1	1		2													3								4	1												12
秋田				1													1								5													8
山形				2													1								5	1	1											10
福島				2													4								6	3	6	5										26
東京	2	14	10	25	1	1	5	3	3		5	3	7	5	1	1	46	4	1	1	2	1	1	23	3	14	3	1					2		1	1	191	
神奈川		3	4	30			2				1		5				27	1						22	1	10	3										111	
埼玉		3	2	13			1						2	1			26							18	3	4	5										83	
千葉	1	9	3	8			2						2				16							9	1	5	3	1									62	
茨城		13	11	3									1				9							22	4	10	47										122	
栃木	1	2		4			1						1	1			3							8	3	3	4										33	
群馬				3								1					10				1			8	8	2	5							1	1		34	
山梨		1		1													1							7	4	3	3										20	
静岡		7	3	10													14							3	12	1	7					2					59	
新潟		1	2	3							1						4								4	1	3							1			20	
富山			1	2															2					2	6		1										14	
長野	1	2	2	5													5								5	1	4	2					1				28	
石川		1	1	1			1										2								3											1	10	
福井																	2								2												5	
岐阜		2	2	6			1										3			1					5		5	11						1			37	
愛知	4	5	4	12				1			2		1				17	2	1		1			2	11	2	10	2									77	
三重				5							1	1					7								7	1	5						1				30	
滋賀		4	1	2		1				1	1						2								13	1	10	1										37
京都		4	5	7							1						3								1	6	1	3										34
大阪	2	13	6	17			1		1	1	4		4				18								1	14	4	10				3				1	99	
兵庫		2		10	1		1	1		1	2		1				5								1	19	1	14				2					62	
奈良		2	1	1													2									3		2									12	
和歌山		3	1	2							1						4									1		1	1									14
鳥取				1									1																									3
島根				2							1						7								1	3	2	3	1									20
岡山		2		5						3			1				11									4		1						1				29
広島			1	6						1	1		1				4								1	2	3											24
山口		2	1	4									1													3		1										12
徳島		1															1																					3
香川		2	2	6		1				2	2						5									3		4										27
愛媛	1			3								1					3								1	6	1	7	1									24
高知				1													3								2		1											7
福岡	1	3	2	6			1					2					4					1			1	10		10										41
佐賀																	1																					3
長崎		1		4						1																												6
熊本		3	1	5							1						4									3		4										24
大分				3																						3		2										14
宮崎				1													1																					12
鹿児島	1	5	3	1		1						1					3		1							2		3										16
沖縄		1		2		2											4					6	2	1	1		1											20
計	16	116	71	243	2	6	15	6	14	29	13	40	7	1	1	292	11	3	2	12	3	20	297	42	181	97	3	5	12	3	3	11					1577	

環境省の特定外来生物防除事業の概要

	実施主体	事業内容	17年度実施内容
直轄防除事業	ジャワマングース		
	奄美大島 (希少種の生息地)	那覇事務所	・17年度から10年間で奄美大島における完全排除を実現。 ・マングース・バスターズ(12名の防除チーム)を編成し、合計2,591頭のマングースを捕獲。
	やんばる (希少種の生息地)	那覇事務所	・17年度から10年間でやんばる地域からの完全排除を実現。 ・沖縄島北部地域において沖縄県と協力し、合計838頭のマングースを捕獲。(県はH17～H18年度で侵入防止柵を設置)
	オオヒキガエル		
	西表島 (国立公園)	那覇事務所	・西表島への侵入を監視し、早期発見・早期駆除を実施。 ・オオヒキガエル侵入防止のため港や止水域の定期的監視を実施。(H17年度発見個体ゼロ)
	オオクチバス等		
	伊豆沼・内沼 (国指定鳥獣保護区) (ラムサール湿地)	東北事務所	・既存の防除手法に係る知見のマニュアル化(教本・DVD)。 ・周辺水系からの排除に係る手法の検討。 ・駆除マニュアルの作成。 ・周辺ため池の現況調査。 ・稚仔魚の駆除(グリーンワーカー)
	羽田沼 (生息地保護区)	関東事務所	・羽田沼における有効な排除手法を実地に検討。 ・現況調査の実施。 ・検討会における防除手法の検討。
	片野鴨池 (国指定鳥獣保護区) (ラムサール湿地)	中部圏事務所	・鴨池及び下福田溜池における排除手法を実地に検討。 ・現況調査の実施。 ・検討会における防除手法の検討。
	犬山市ため池 (希少種の生息地)	"	・中島池・下池とその上流域における排除手法を実地に検討。 ・中島池の池干しの実施。 ・周辺ため池の現況調査。
	琵琶湖 (国立公園) (ラムサール湿地)	近畿事務所	・内湖における繁殖抑制手法の検討と、湖における防除推進のための資料収集を実施。 ・現況調査の実施。 ・検討会における防除手法の検討。
	蘭牟田池 (生息地保護区) (ラムサール湿地)	九州事務所	・蘭牟田池における排除手法を実地に検討。 ・実地における捕獲方法の検討。
	オオクチバス等		
	皇居外苑外来魚対策事業	皇居外苑	・皇居外苑のお濠における排除手法を実地に検討。 ・網、電気ショッカーによる捕獲の実施。
広域分布生物防除モデル事業	小笠原(グリーンアノール、オオヒキガエル等)		
	小笠原諸島 (国立公園)	関東事務所	・外来生物の根絶を目標とした防除事業及びモニタリングを父島及び母島において集中的に実施。 ・現況調査の実施。 ・防除手法の検討。
	アライグマ		
	知床半島 (希少種の生息地)	釧路事務所	・シマフクロウの生息にとって脅威となるアライグマの排除を実施。 ・生息調査及び捕獲(グリーンワーカー)
	アライグマ		
	北海道	北海道事務所	・野幌森林公園において、アライグマの通りの把握と排除手法を実地に検討。 ・現況調査の実施。 ・防除手法の検討。
	関東	関東事務所	・広域に拡大するアライグマ個体群を抑制するための手法と関係自治体の連携体制を検討。 ・既存情報の収集整理。 ・モデル地区の設定と防除手法の検討。
	長野	長野事務所	・分散初期段階にあるアライグマ個体群の拡大を抑制する手法を検討。 (18年度から実施)
	関西	近畿事務所	・広域に拡大するアライグマ個体群を抑制するための手法と関係自治体の連携体制を検討。 ・既存情報の収集整理。 ・モデル地区の設定と防除手法の検討。
	タイワンザル(H17限り)		
広域分布生物防除モデル事業	和歌山	近畿事務所	・紀伊半島におけるタイワンザルの排除手法を検討 ・紀伊半島におけるタイワンザルの排除手法を検討
	カミツキガメ		
	千葉県印旛沼	関東事務所	・印旛沼に流入する河川水系において排除手法を実地に検討。 ・現況調査の実施。 ・実地における防除手法の検討。
広域分布生物防除モデル事業	アルゼンチンアリ		
	広島・山口	中国四国事務所	・アルゼンチンアリの生態・被害知見の整理。 ・効果的な排除手法を実地に検討。 (18年度から実施)

種類別防除の確認・認定状況一覧

(平成18年9月6日確認・認定分まで)

	実施主体	件数	事業内容の例
確認防除	アライグマ	北海道、埼玉県、神奈川県、京都府、大阪府、札幌市、夕張市等	92 計画的な防除として箱わなにより捕獲し、適切に処分する。
	カニクイアライグマ	神奈川県、岐阜市等	17 計画的な防除として箱わなにより捕獲し、適切に処分する。
	アメリカミンク	北海道、札幌市、夕張市等	60 計画的な防除として箱わなにより捕獲し、適切に処分する。
	ヌートリア	岐阜市、美濃市、松江市、岡山県自然保護センター、山形市	5 計画的な防除として箱わなにより捕獲し、適切に処分する。
	カミツキガメ	千葉県、名古屋市	2 計画的な防除としてワナにより捕獲し、適切に処分する。
	キョン	東京都	1 計画的な防除として、調査を行い、その知見に基づきワナ等で捕獲し、適切に処分することとする。(計画防除)
	ジャワマングース	沖縄県	1 計画的な防除としてワナにより捕獲し、適切に処分する。
	ウチダザリガニ	釧路市	1 計画的な防除として“どう”により捕獲し、適切に処分する。
	オオクチバス	滋賀県	1
	コクチバス	滋賀県	1 効果的な防除手法の研究開発を行いつつ、刺し網、定置網、底曳き網等の漁具による捕獲、遮光籠網等改良漁具を用いた産卵親魚の捕獲、たも掬いや小型ビームトロール網等による稚魚の捕獲を実施する。
	ブルーギル	滋賀県	1
	クリハリス	五島市	1 計画的な防除として箱わなにより捕獲し、適切に処分する。
認定防除	オオハンゴンソウ	神奈川県自然環境保護センター箱根出張所	1 計画的な防除として引き抜き、乾燥後に焼却し、適切に処分する。
	カミツキガメ	和亀保護の会、生態工房、外来亀対策委員会	3 計画的な防除としてワナにより捕獲し、適切に処分する。
	アライグマ	鶴川町農業協同組合、瀬戸静恵	2 計画的な防除として箱わなにより捕獲し、適切に処分する。
	アメリカミンク	鶴川町農業協同組合	1 計画的な防除として箱わなにより捕獲し、適切に処分する。
	カニクイアライグマ	瀬戸静恵	1 計画的な防除として箱わなにより捕獲し、適切に処分する。
	ウシガエル	生態工房	1 計画的な防除として、水中に張網・蟹かごを設置し、定期的な駆除作業を行い、適切に処分する。
	カダヤシ	生態工房	1 計画的な防除として、水中に小型のもんどりを設置し、定期的な駆除作業を行い、適切に処分する。
	ナガエツルノゲイトウ	千葉県障害者就労事業振興センター	1 根ごと抜き取り、浚渫汚泥、給食残渣、種菌、粉殻を加え堆肥一時発酵を行い、発酵温度70度程度の好気性発酵により二次発酵を行い熟成堆肥とする。
	オオハンゴンソウ	雨竜沼湿原を愛する会	1 計画的な防除として、引き抜きにより採取し、適切に処分する。

各都道府県版外来生物リスト作成・外来生物対策条例策定の状況

(平成 18 年 9 月 1 日現在)

都道府県	外来生物 リスト ※1	条例の 有無 ※2	条例名	策定の 時期	種指定	分類群	飼養 規制	譲渡 規制	放出 規制	防除 規定	罰則
北海道	○	○	北海道動物の愛護及び管理に関する条例	平成 13 年 3 月	特定移入 動物	動物のみ	○	△	△	—	○
青森県	○										
埼玉県	○										
東京都		○	東京における自然の保護と回復に関する条例	平成 12 年 12 月	なし	限定なし	—	—	○	—	—
石川県		○	ふるさと石川の環境を守り育てる条例	平成 16 年 3 月	なし	限定なし	—	—	○	○	—
富山県	○										
福井県	○										
静岡県	○										
三重県		○	三重県自然環境保全条例	平成 15 年 3 月	なし	限定なし	—	—	○	○	—
滋賀県	○	○	ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例 滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例	平成 18 年 3 月	指定外来種	限定なし	△	△	○	○	○
				平成 14 年 10 月	外来魚	魚類	—	—	○	—	—
京都府	○										
兵庫県	○										
佐賀県	○	○	佐賀県環境の保全と創造に関する条例	平成 14 年 10 月	移入規制種	限定なし	△	△	○	—	—
熊本県		○	熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例	平成 16 年 3 月	外来種の公表	限定なし	△	—	△	—	—
鹿児島県	○										
参考)			特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律	平成 16 年 6 月	特定外来生物	限定なし	○	○	○	○	○

※1: ほかに、長野県、愛媛県、高知県、熊本県、大分県で外来生物のリストを作成中

※2: ほかに、愛知県、京都府、愛媛県、沖縄県で外来生物規制等に係る条例等の制定を検討中又は作業中。

飼養規制△: 飼養者の届出義務、飼育施設要件の規定、飼養等の中止指導等

譲渡規制△: 販売者の説明義務等

放出規制△: 飼養者の注意義務等

遺伝子組換え生物による生物多様性影響の防止

「カルタヘナ議定書」及び「カルタヘナ法」について

1 背景と現状

- 遺伝子組換え生物の使用による生物多様性への悪影響を防止することを目的とした「生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書（カルタヘナ議定書）」が平成 12 年 1 月に採択。議定書発効に必要な 50 カ国が締結し、平成 15 年 9 月 11 日に国際発効。
- 我が国として議定書の早期締結を行う必要があるため、環境省を中心に財務、文部科学、厚生労働、農林水産、経済産業の 6 省で、議定書の国内担保法である「**遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（カルタヘナ法）**」案を国会に提出、平成 15 年 6 月 18 日に公布。
- 法施行及び議定書締結に必要な省令、告示の準備を進め、平成 15 年 11 月 21 日に議定書を締結、90 日後の平成 16 年 2 月 19 日に我が国について発効。法についても同日施行。

2 カルタヘナ議定書の内容

- 環境中での使用（栽培など）がされる遺伝子組換え生物について、輸出国／輸出者は輸入国に対し事前通告。輸入国は、リスク評価を実施し輸入の可否を決定。
- 締約国は、リスク評価により特定されたリスクを規制、管理、制御する制度を確立。
- 拡散防止措置の下での利用についての基準を策定することができる。

3 遺伝子組換え生物の利用の現状



4 カルタヘナ法の概要

目 的

国際的に協力して生物の多様性の確保を図るため、遺伝子組換え生物等の使用等の規制に関する措置を講ずることにより、カルタヘナ議定書の的確かつ円滑な実施を確保。

主務大臣による基本的事項の公表

遺伝子組換え生物等の使用等による生物多様性影響を防止するための施策の実施に関する基本的な事項等を定め、これを公表。

遺伝子組換え生物等の使用等に係る措置

遺伝子組換え生物等の使用等に先立ち、使用形態に応じた措置を実施

「第1種使用等」
＝環境中への拡散を防止しないで行う使用等

新規の遺伝子組換え生物等の環境中での使用等をしようとする者(開発者、輸入者等)等は事前に使用規程を定め、生物多様性影響評価書等を添付し、主務大臣の承認を受ける義務。

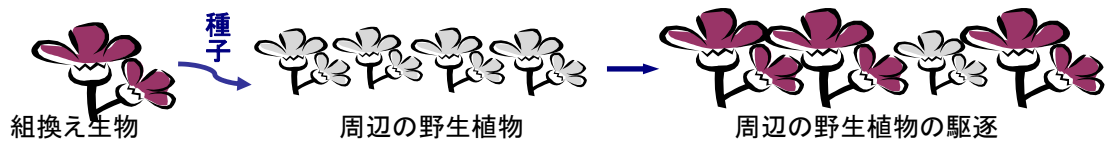
「第2種使用等」
＝環境中への拡散を防止しつつ行う使用等

施設の態様等拡散防止措置が主務省令で定められている場合は、当該措置をとる義務。定められていない場合は、あらかじめ主務大臣の確認を受けた拡散防止措置をとる義務。

その他、未承認の遺伝子組換え生物等の輸入の有無を検査する仕組み、輸出の際の相手国への情報提供、科学的知見の充実のための措置、国民の意見の聴取、違反者への措置命令、罰則等所要の規定がある。

(参考) 遺伝子組換え生物の生物多様性への影響の例

(1) 生態系への侵入による影響



(2) 近縁の野生種との交雑による影響



(3) 有害物質の産生による影響



<別表>

第一種使用規程の承認状況（2006/9/14現在）

○研究開発 3 件

生物名	付与された性質或いは用途	件数	計
ユーカリ	耐塩性	3件	3件

○農作物75件(31件) ※カッコ内は試験栽培の承認数

生物名	付与された性質或いは用途	件数	計
トウモロコシ	害虫抵抗性	5件(2件)	27件 (6件)
	除草剤耐性	5件	
	害虫抵抗性及び除草剤耐性	16件(3件)	
	バイオエタノール原料	1件(1件)	
イネ	病害抵抗性	5件(5件)	18件 (18件)
	環境ストレス耐性	6件(6件)	
	その他（半矮性等）	7件(7件)	
ワタ	害虫抵抗性	3件	13件 (1件)
	除草剤耐性	4件(1件)	
	害虫抵抗性及び除草剤耐性	6件	
ダイズ	除草剤耐性	3件(2件)	3件 (2件)
セイヨウナタネ	除草剤耐性	2件	2件
テンサイ	除草剤耐性	1件(1件)	1件 (1件)
アルファルファ	除草剤耐性	3件	3件
バラ	花色の発現（青紫色）	2件(2件)	2件 (2件)
カーネーション	花色の発現（青紫色）	5件	5件
クリーピングペントグラス	除草剤耐性	1件(1件)	1件 (1件)

○遺伝子治療6件

生物名	付与された性質或いは用途	件数	計
ヒトアデノウイルス ウイルス等のウイルス	遺伝子治療	6件	6件

国際的取組み

野生生物に係る国際的取組の概要

(1) ワシントン条約（絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約）

【採択】 1973 年 3 月、1975 年 7 月発効（国内発効は 1980 年 11 月）

【締約国数】 169 か国（2006 年 6 月現在）

【内容】

過度の国際取引により野生動植物の一定の種が絶滅のおそれに瀕することを防止するため、野生動植物の国際取引の規制を実施。

(2) ラムサール条約（特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約）

【採択】 1971 年 2 月、1975 年 12 月発効（国内発効は 1980 年 10 月）

【締約国数】 152 か国（2006 年 8 月現在）

【内容】

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地及びそこに生息する動植物の保全を促進することを目的とする。

条約の対象とする湿地には、湿原、湖沼、干潟、サンゴ礁、マングローブ林、地下水系等様々なタイプが含まれる。

*我が国における条約湿地（平成 18 年 8 月現在）：33 か所（別添参照）

*2005 年 11 月にウガンダで開催された第 9 回締約国会議（COP9）に併せて、新たに 20 箇所の国内湿地が同条約湿地登録簿に掲載された。

(3) 二国間渡り鳥等保護条約、協定

【内容】

渡り鳥の捕獲等の規制、絶滅のおそれのある鳥類の保護（日中を除く）及びそれらの鳥類の生息環境の保護等

*アメリカ、オーストラリア、中国、ロシアとの間で締結。

なお、韓国との間でも日韓環境保護協力協定に基づく渡り鳥保護協力プロジェクトを行っており、平成 16 年 12 月の日韓首脳会談で日韓渡り鳥保護条約の締結交渉開始に合意。

(4) バイオセーフティーに関するカルタヘナ議定書

【採択】 2000 年 1 月 2003 年 9 月発効（国内発効は 2004 年 2 月）

【締約国数】 131 か国及び欧州共同体（2006 年 6 月現在）

【内容】

生物多様性条約に基づく議定書。遺伝子組換え生物(LMO)による生物多様性の保全及び持続可能な利用への影響を防止するため、LMO の輸入手続等に関して国際的な枠組みを定めたもの。

(5) アジア・太平洋地域渡り性水鳥保全戦略

【設立】 1996 年 3 月

【内容】

日本及び豪州政府のイニシアティブにより、アジア太平洋地域における渡り性水鳥とその生息地の長期的保全を図ることを目的とする枠組。これまでにシギ・チドリ類、ツル類、ガンカモ類の 3 種群について重要生息地ネットワークが構築され、参加地間の情報交換及び交流等が行われている。（2006 年 8 月現在 14 カ国 92 湿地がネットワークに参加。我が国は 27 湿地）

*当該戦略をさらに強化するため、2006 年中に WSSD タイプ 2 パートナースHIPに基づく「東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナースHIP」を構築することが決定している。

表 各ラムサール条約湿地における主な湿地タイプと保護の形態

[illegible]

野生生物の保護管理に係る進捗状況と課題

(1) 種の絶滅の回避、猛禽類保護への対応、海棲動物の保護と管理

<進捗状況>

新戦略における施策の 取扱方針	新戦略策定時 の状況 (～H14)	進捗状況				
		H14	H15	H16	H17	H18
【絶滅要因の解消】 ・国内希少野生動植物種の指定 ・生息地等保護区の指定 ・繁殖個体の再導入を含めた総合的な保護増殖事業の実施	57 種 (RL:約 2660 種) 7 ヶ所 保護増殖事業計画 21 種	・スイゲンゼニタ ナゴ等 5 種指定 ・イシガキニイニ イ保護区指定	譲渡規制の強化に係る種の 保存法一部改正	・アマミノクロウサ ギ等 11 種指定 ・アユモドキ等 13 種計画決定	・オオワシ等 3 種計画 決定	18 年度中にレッ ドリフトを改定 ・アベサンショウウ オ保護区指定 ・アカガシラカラス バト計画決定
【生息環境に着目した絶滅のおそれの未然回避】 ・全国的に減少が著しい生態系に係る保護区の指定	国指定鳥獣保護区 54 ヶ所	・宮島沼、藤前干 潟を指定	・和白干潟、名蔵 アンパル、白神 山地を指定	・大東諸島を指定	・野付半島・野付湾、 蕪栗沼・周辺水田、 最上川河口、瓢湖、 宍道湖、仏沼を指定	
【猛禽類保護への対応】 ・生態、生息等データの充実 ・土地利用に際してのきめ細かな対応指針の作成	「猛禽類保護の進 め方」の策定 (H 8)	・イヌワシ、クマ タカ保護指針策定 調査 (H14～18)	・オオタカ保護指 針策定調査 (H15 ～19)			
【海棲動物の保護と管理】 ・生息状況データを収集・分析 ・個体群レベルも含めた適正な保護のための取組の推進	自然環境保全基礎 調査海棲動物調査 ジュゴンと藻場の 広域調査	・アザラシ類生息 調査(H14～17) ・ジュゴンと藻場 の広域調査(～H17)	・ジュゴンに係る 漁業等との共存の ための取組 (H15 ～19)			

<課題>

- ・レッドリストの改定を踏まえた希少野生動植物種及び生息地等保護区の指定を推進。
- ・希少野生動植物種の飼育下繁殖技術の確立と野生復帰のための取組を含めた保護増殖事業を推進。
- ・生息環境に着目して種の絶滅のおそれを未然に回避するため、継続的な生態系のモニタリングを推進。
- ・里地里山における種の絶滅のおそれを未然に回避する予防的な方策の検討。
- ・希少猛禽類の総合的な保護指針の策定。
- ・海棲動物の保全策の検討。

(2) 野生鳥獣の科学的・計画的な個体群管理システムの確立

<進捗状況>

新戦略における施策の 取扱方針	新戦略策定時 の状況	進捗状況				
		H14	H15	H16	H17	H18
【個体群の計画的な保護管理】 ・目標とする個体数等をできる限り科学的に設定し、保護管理を総合的かつ計画的に展開	特定計画の策定 (合計：32計画) ニホンジカ 19計画 ツキノワグマ 4計画 カモシカ 4計画 イノシシ 3計画 ニホンザル 2計画	(合計：43計画) ニホンジカ 3計画 ツキノワグマ 3計画 カモシカ 1計画 イノシシ 1計画 ニホンザル 3計画	(合計：58計画) ニホンジカ 2計画 ツキノワグマ 3計画 イノシシ 4計画 ニホンザル 6計画	(合計：66計画) ニホンジカ 5計画 カモシカ 1計画 イノシシ 1計画 ニホンザル 1計画	(合計：79計画) ニホンジカ 3計画 カモシカ 1計画 イノシシ 8計画 ニホンザル 2計画* (* 1計画終了)	(合計：80計画) ツキノワグマ 1計画
【情報共有と合意形成】 ・野生鳥獣生息状況等について推定や評価を行う場合の幅広い情報共有と合意形成を実施					・関東カワ広域協議会の設置と広域指針の策定	・中部近畿カワ広域協議会の設置
【個体群管理システムの確立】 ・科学的、計画的な保護管理に関する情報の収集、整備や調査研究を積極的に推進 ・特定鳥獣保護管理計画制度に基づく各地域での取組から得られる知見を共有して検討を深め、科学的、計画的な個体群管理システムを確立	特定計画技術マニュアルの整備： ニホンジカ、クマ類、カモシカ、イノシシ、ニホンザル 野生鳥獣管理技術者育成研修(H10～) ニホンジカ、クマ類、ニホンザル、カモシカ	野生鳥獣管理技術者育成研修：116名 クマ類、ニホンザル、イノシシ	野生鳥獣管理技術者育成研修：97名 ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル	特定計画技術マニュアルの整備： カワ 野生鳥獣管理技術者育成研修：69名 ニホンジカ、イノシシ、カワ	野生鳥獣管理技術者育成研修：220名 ニホンジカ、クマ類、ニホンザル、カワ	特定計画技術マニュアルの改訂： ニホンジカ、クマ類、カモシカ、イノシシ、ニホンザル 野生鳥獣管理技術者育成研修： ニホンジカ、クマ類、カワ

<課題>

- 科学的・計画的な鳥獣の保護管理の推進に向けて、特定鳥獣保護管理計画に関する都道府県の取組への支援が課題
 - ・隣接する都道府県境を越えて広域的に移動するような鳥獣について、関係都道府県で共通する保護管理の指針を作成するなど、効果的な保護管理の実施に向けた支援。
 - ・効率的なモニタリング手法、市町村レベルにおける実施計画の策定方法、目標設定と進行管理等に関する手法等、特定計画の更なる効果的な実施に向けた技術的な支援。
 - ・鳥獣保護管理に関する専門的知見を持つ人材の育成・確保による支援

(3) 移入種（外来種）問題への対応

<進捗状況>

新戦略における施策の 取扱方針	新戦略策定時 の状況	進捗状況				
		H14	H15	H16	H17	H18
【外来生物の利用制限と水際管理】 ・生物多様性への影響が懸念される生物の利用制限を行うことにより、その輸入を抑制 ・飼育動物の管理を徹底することによる影響対策を実施	・動物愛護管理法における飼養動物（一部）の遺棄禁止	・移入種問題分科会において「移入種（外来種）への対応方針について」をとりまとめ	・中央環境審議会より「移入種対策に関する措置の在り方について」答申	外来生物法の制定 ・専門家会合において特定外来生物の選定作業実施	外来生物法の施行・規制開始 ・特定外来生物として37種類を指定 ・43種類を追加指定	・特定外来生物として3種類を追加指定（合計：83種類）
【非意図的導入への対応】 ・意図せずに導入される生物の侵入経路の特定と侵入の予防、排除、管理を実施	・国立公園内等における外来植物等の駆除				・非意図的導入を含め特定外来生物の情報収集を開始	
【モニタリングと早期対応】 ・注意を要する種の移入、定着に関するモニタリングと早期対応を実施	・西表島へのオオヒキガエル侵入防止対策を実施（H13～）				・アライグマに係る防除モデル事業の実施（H17～19）	・カミツキガメに係る防除モデル事業の実施（H18～20）
【島嶼地域等における管理】 ・固有の生物相を有している島嶼地域等緊急性の高い地域における外来生物の導入規制、排除、管理を重点的に実施	・奄美大島及び沖縄県島やんばる地域のマングース防除事業を実施（H12～）				・奄美大島・やんばる地域のマングース防除について、10年間で完全排除の目標を設定 国立・国定公園の特別保護地区等における動植物の放出等の規制を開始	・オオクチバスに係る防除モデル事業の開始
【関係機関の連携体制の確保】 ・外来生物対応施策を総合的に推進するために有効な関係機関の連携体制を確保					・法を共同所管する農林水産省と許可手続体制を整備、税関・植物防疫所等と協力して水際規制を実施	

＜課題＞

- ・外来生物の生態、被害、利用に係る幅広い情報の収集・整備を充実。
- ・生態系等に係る影響を効果的・効率的に評価する手法を確立。
- ・非意図的導入の外来生物に関し、導入経路等の実態把握と対応を検討。
- ・外来生物による被害に早期に対応するため、モニタリングの継続と被害対応の体制を整備。
- ・効率的・効果的な防除の実施に係る手法・体制の検討と関係機関への普及啓発を推進。
- ・国内由来外来生物に係る対応の更なる推進。

議題２ 沿岸・海洋域の保全について

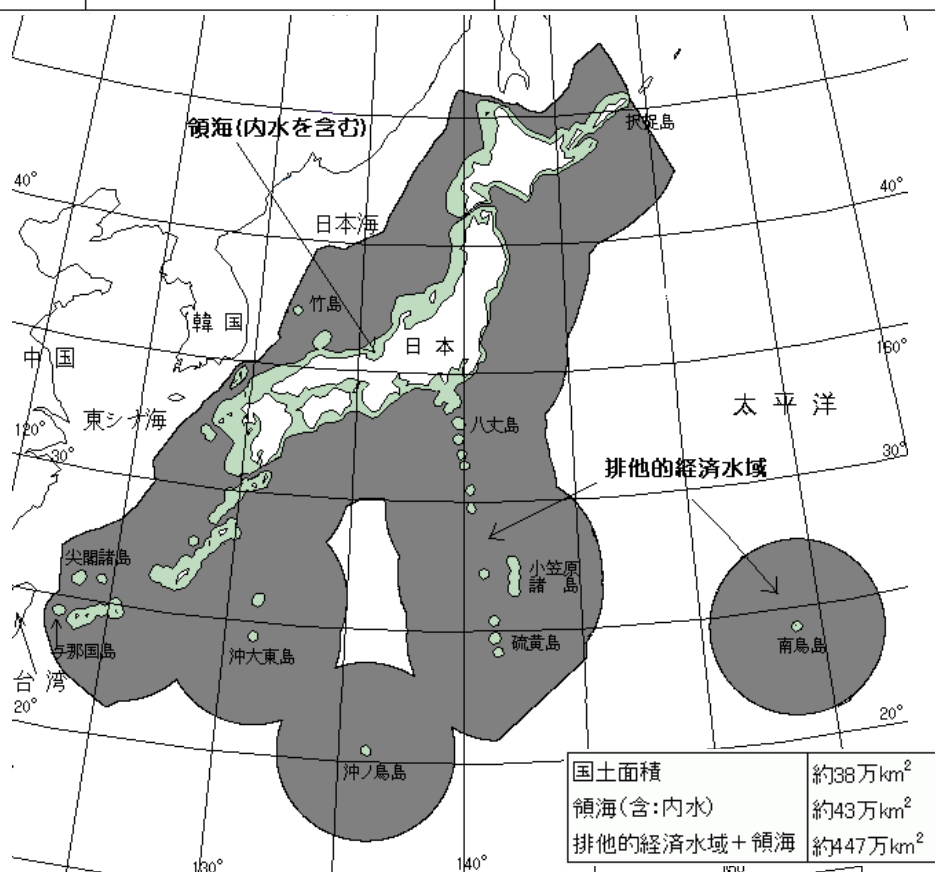
資料一覧

資料２－１	わが国の排他的経済水域
資料２－２	沿岸・海洋域の生物多様性保全に関する取組
資料２－３	沿岸・海洋域の生物多様性に係る主な動き
資料２－４	沿岸生態系の状況について ・ 主要な干潟の分布状況と面積の推移 ・ 主要な藻場の分布状況と面積の推移 ・ 主要なサンゴ礁の分布状況と面積の推移 ・ 海岸改変の現状と推移
資料２－５	海棲動物の生息状況について ・ ジュゴン及びジュゴンの食跡確認位置 ・ ゴマフアザラシ生息状況 ・ トド分布図 ・ オットセイ分布図 ・ ウミガメ上陸地点分布 ・ アホウドリ分布図 ・ エトピリカ分布図
資料２－６	水産資源の状況について ・ 水産物の消費量、漁獲量 ・ 海水面漁業の魚種別漁獲量、主な浮魚類の漁獲量
資料２－７	沿岸・海洋域に係る保護地域について ・ 沿岸・海洋域に係る保護地域（環境省関係） ・ 沿岸・海洋域に係る主な保護地域（他省庁関係）
資料２－８	沿岸域における自然再生について ・ 沿岸域における環境省関係自然再生事業の取組状況 ・ 沿岸域における自然再生の例
資料２－９	水産資源保護制度について ・ 海洋の水産資源の保存及び管理に関する制度の現状 ・ 漁獲可能量（TAC）・漁獲努力可能量（TAE）制度、採捕規制、資源回復計画 ・ 資源回復計画の例
資料２－１０	知床世界自然遺産地域海域管理計画について
資料２－１１	沿岸、海洋生物モニタリングの現状
資料２－１２	課題と方向性

我が国の排他的経済水域

わが国は国土面積の約 12 倍の排他的経済水域をもつ。わが国の国土面積は世界で第 60 位だが、排他的経済水域の面積は世界で第 6 位になる。

区分	定義	管轄権等
領海	領海の基線（海岸線等）から外側12海里（約22km）までの海域。	沿岸国の主権が及ぶ。領海の上空および、領海の下海底にも沿岸国の主権が及ぶ。
排他的経済水域	領海の外側の、領海の基線から外側200海里（約370km）までの海域。	1.天然資源の開発等にかかる主権的権利、2.人工島、設備、構築物の設置および利用にかかる管轄権、3.海洋の科学的調査にかかる管轄権、4.海洋環境の保護および保全にかかる管轄権が認められる。



出典：海上保安庁 HP 資料を一部改変

排他的経済水域の面積と国土面積 (単位: 万km²)

	排他的経済水域 (含: 領海)		国土		排他的経済水域 / 国土面積 (%)
	面積	順位	面積	順位	
アメリカ	762	1	963	3	79.1%
オーストラリア	701	2	769	6	91.2%
インドネシア	541	3	189	15	286.2%
ニュージーランド	483	4	27	73	1788.9%
カナダ	470	5	997	2	47.1%
日本	447	6	38	60	1176.3%

沿岸・海洋域の生物多様性保全に関する取組

生態系に関連する取組

保護地域

- ・自然公園
- ・自然環境保全地域
- ・鳥獣保護区
- ・保護水面
- ・天然記念物 等

藻場・干潟調査（自然環境保全基礎調査） 等

沿岸域の自然再生（干潟、藻場、サンゴ礁等）

種に関連する取組

海棲動物

- ・ウミガメ保護（産卵地の保護等）
- ・アザラシ類生息調査
- ・ジュゴンと藻場の広域的調査 等

水産資源

- ・T A C（漁獲可能量）制度
- ・採捕規制
- ・資源回復計画 等

その他の取組

調査・研究、自然とのふれあい、国際的取組 等

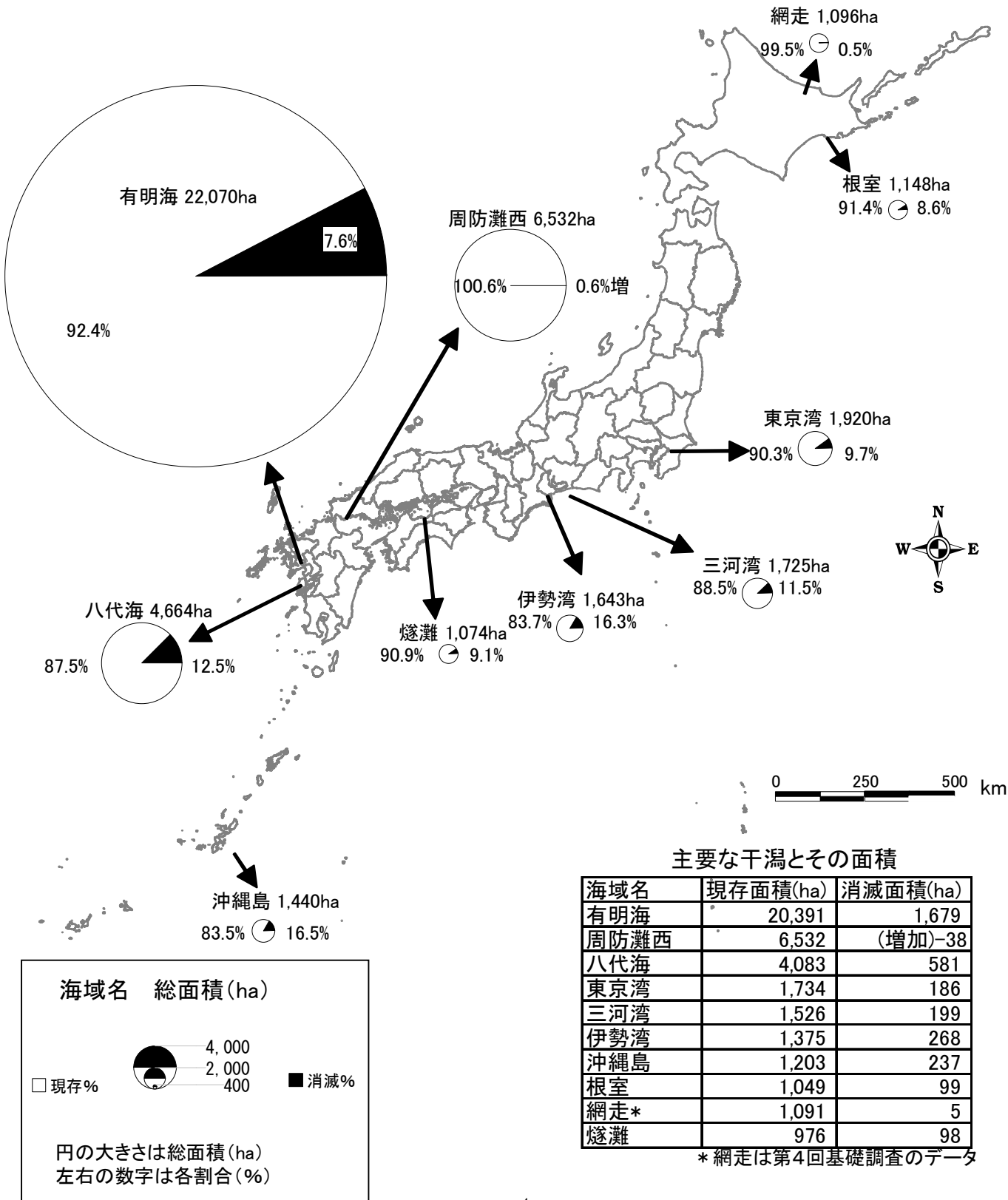
沿岸・海洋域の生物多様性に係る主な動き

昭和45年 5月	自然公園法改正（海中公園地区制度）
昭和49年11月	沿岸域における最初の鳥獣保護区（中海）指定
昭和55年 6月	ラムサール条約締結
平成 3年	環境省RDB「日本の絶滅のおそれのある野生生物」作成
平成 4年 6月	リオ地球サミット「アジェンダ21」において、「海洋・沿岸域の統合的管理」、「海洋環境保護」、「海洋生物資源の持続可能な利用及び保全」等について記載
平成 5年 4月	水産資源保護法施行規則改正により6種の採捕を規制
5月	生物多様性条約締結
平成 6年12月	国際サンゴ礁イニシアティブ（ICRI）公表
平成 8年 6月	排他的経済水域及び大陸棚に関する法律制定により排他的経済水域（EEZ）を設定
6月	海洋生物資源の保存及び管理に関する法律制定。漁獲量を規制する漁獲可能量（TAC）制度導入
7月	国連海洋法条約締結
平成10年	水産庁水生生物RDB作成
平成13年 6月	水産基本法制定。「水産資源が生態系の構成要素である」との認識のもと、その持続的な利用を明記
12月	「重要湿地500」公表（干潟68箇所、藻場113箇所、砂浜13箇所、サンゴ礁28箇所等）
平成14年度～	自然環境保全基礎調査 浅海域（「重要湿地500」に選定された藻場・干潟）調査開始
平成14年 7月	改正鳥獣保護法公布。ニホンアシカ、アザラシ類、ジュゴンが鳥獣保護法の対象に
平成15年度～	モニタリングサイト1000開始（干潟、藻場、砂浜、サンゴ礁含む。）
平成17年 7月	国土形成計画法制定。国土形成計画の計画事項として「海域の利用及び保全」を明記
7月	知床世界自然遺産登録（海域を含む区域）
平成18年 6月	国土交通省の海洋・沿岸域に関する施策を総合的に推進するため「国土交通省海洋・沿岸域政策大綱」策定 生物多様性関連部分の記述 ・海洋・沿岸域の自然環境を回復させる 「干潟や藻場、サンゴ礁、湿地等の保全と再生、修復」、「底質環境の改善」 ・海洋・沿岸域の自然環境及び景観の維持及び保全を図る 「沿岸域構造物と環境及び景観との調和」、「漂着ごみや放置船舶等の処理」

沿岸生態系の状況について

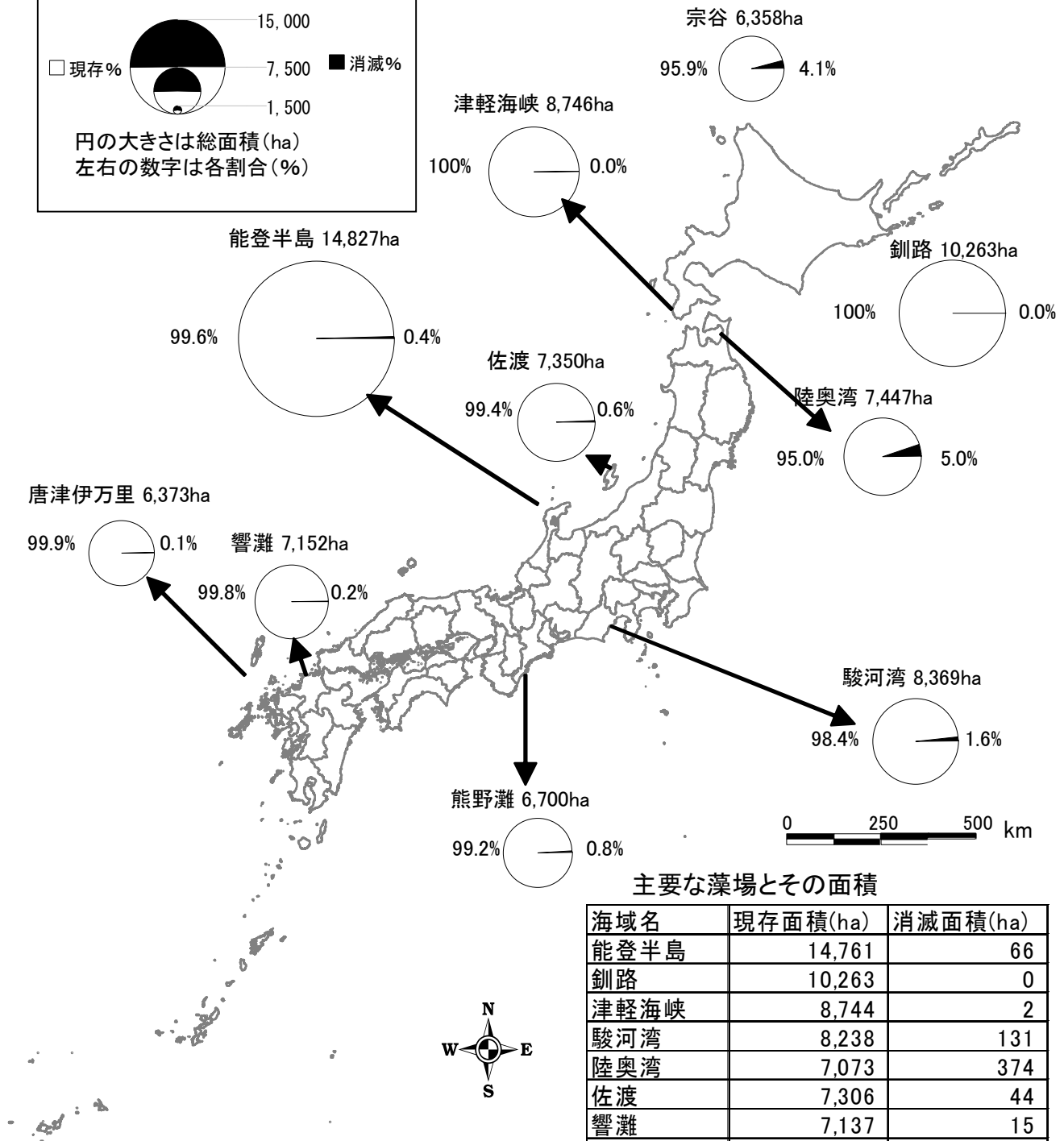
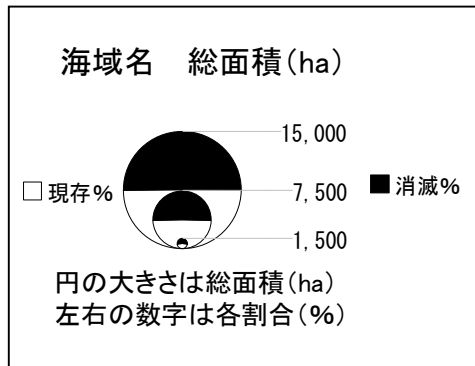
主要な干潟の分布状況と面積の推移

第5回自然環境保全基礎調査（H4年）における全国の干潟（浅海域内外）面積の合計は49.380haであった。
第2回調査（S53年）以降5.920haの干潟が消滅した。



主要な藻場の分布状況と面積の推移

第4回自然環境保全基礎調査(H4年)における全国の藻場面積の合計は201,212haであった。第2回調査(S53年)以降6,403haの藻場が消滅した。

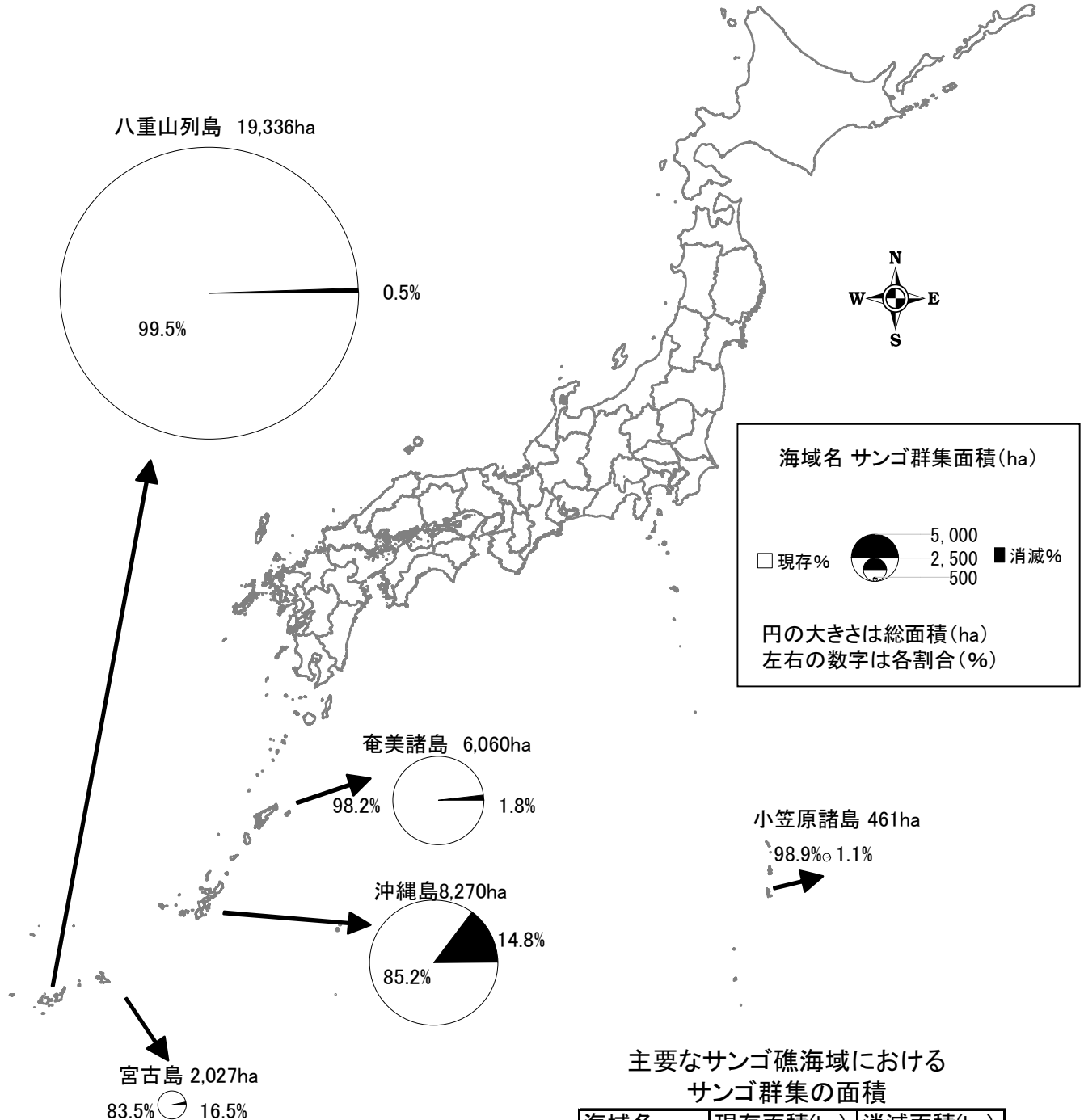


主要な藻場とその面積

海域名	現存面積(ha)	消滅面積(ha)
能登半島	14,761	66
釧路	10,263	0
津軽海峡	8,744	2
駿河湾	8,238	131
陸奥湾	7,073	374
佐渡	7,306	44
響灘	7,137	15
熊野灘	6,646	54
唐津伊万里	6,366	7
宗谷	6,100	258

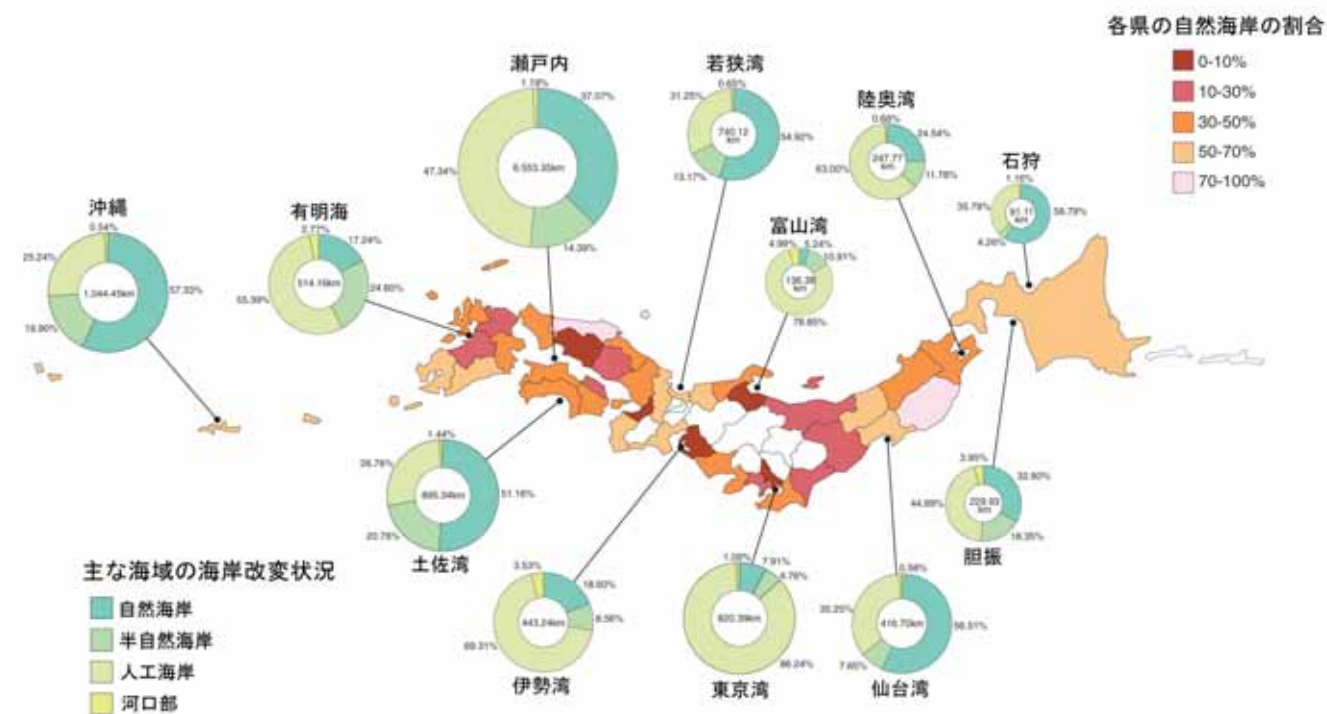
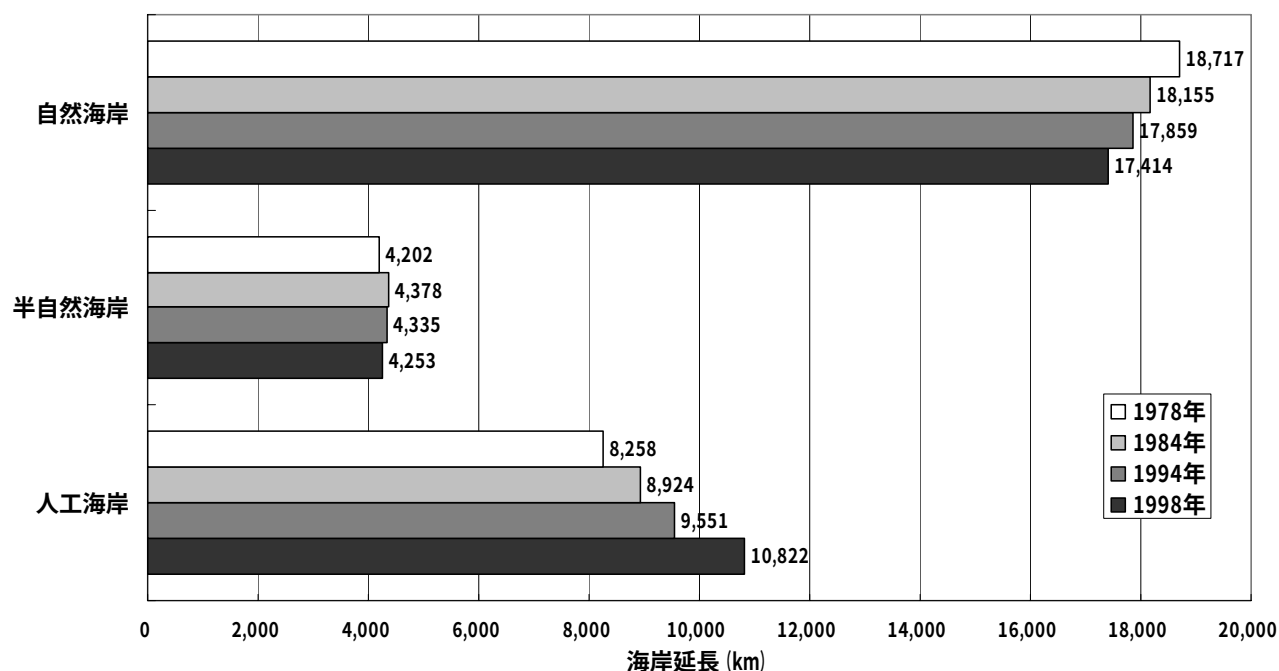
主要なサンゴ礁の分布状況と面積の推移

第4回自然環境保全基礎調査(H4年)において確認された、地形としてのサンゴ礁の総面積は96,479haであった。また、サンゴ群集の面積は34,642haで前回調査時(S53年)以降1,512haのサンゴ群集が消滅した。



自然海岸の推移

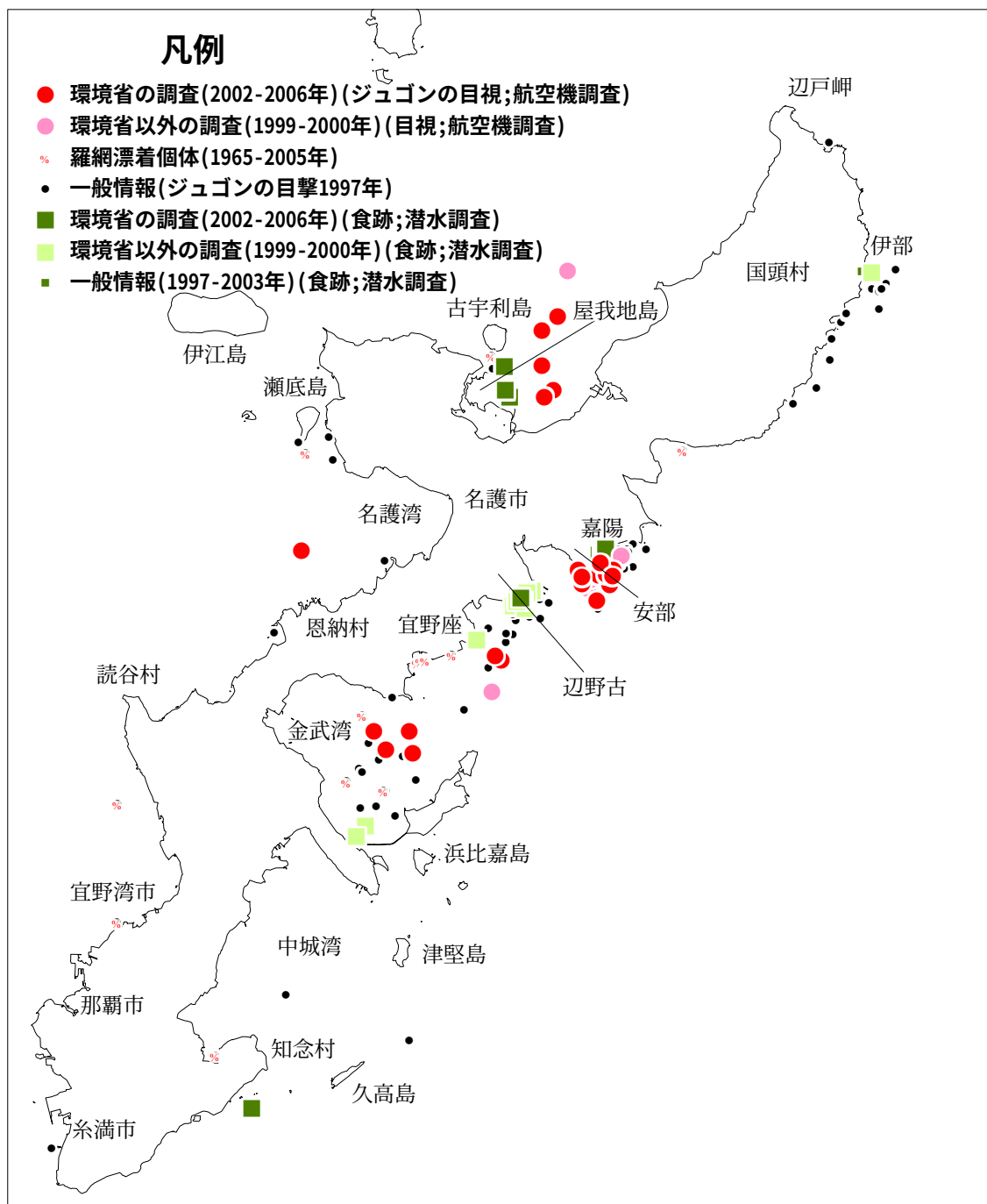
1978年～1998年までの海岸改変状況の変化



1998 年時点（第 5 回自然環境保全基礎調査）での海岸の現状

出典: 第 2,3,4,5 回自然環境保全基礎調査

ジュゴン及びジュゴンの食跡確認位置



平成 17 年度ジュゴンと藻場の広域的調査報告書より抜粋

- ・ わが国のジュゴンはかつては奄美諸島から八重山列島までの南西諸島海域に広く分布していたが1960年代以降は正式な記録が無く(内田,1998)現在は沖縄本島周辺のみに生息すると考えられる。
- ・ ジュゴンは沖縄本島周辺の東海岸の中北部と西海岸の北部を主として利用していると考えられる。

[illegible]

- ・ベーリング海、オホーツク海、日本海および北部太平洋の一部に分布する代表的な氷上繁殖型アザラシ。北海道で観察される個体の大部分は冬季にロシア海域から南下してきたものと考えられ、日本海側に集中するが、一部の集団は夏季にも北海道東部の尾岱沼や風蓮湖に定着している。
- ・北海道での 2002～2005 年度の確認個体数はどの地域でも増加傾向にあり、特に日本海側での増加が著しい。
*確認個体数 2003 年 319 頭 2006 年 1018 頭
(なお、上記の頭数は、一斉個体数カウント調査の結果であり、ゴマフアザラシの生息数を表すものではない。)
- ・標識調査により、襟裳岬と北海道東部地方との間の移動が確認されている。

140°

145°

哺乳類分布図

種の多様性調査（動物分布調査）2002

0740 トド

Eumetopias jubatus

8メッシュ RDBランク：VU

情報不足。

雄冬、礼文島のほか、奥尻島襟裳岬などの情報が
欠如。択捉島南端、歯舞諸島に上陸場あり。

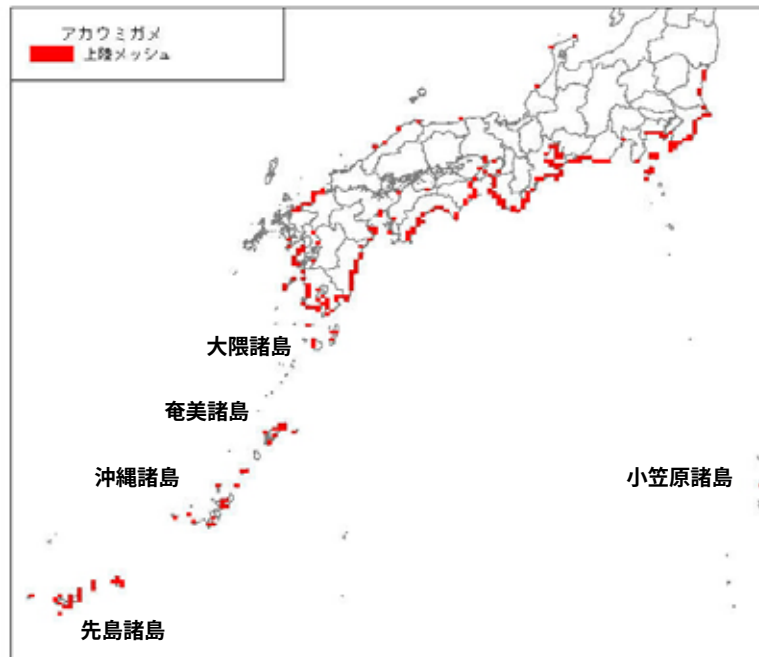


ウミガメ上陸地点分布

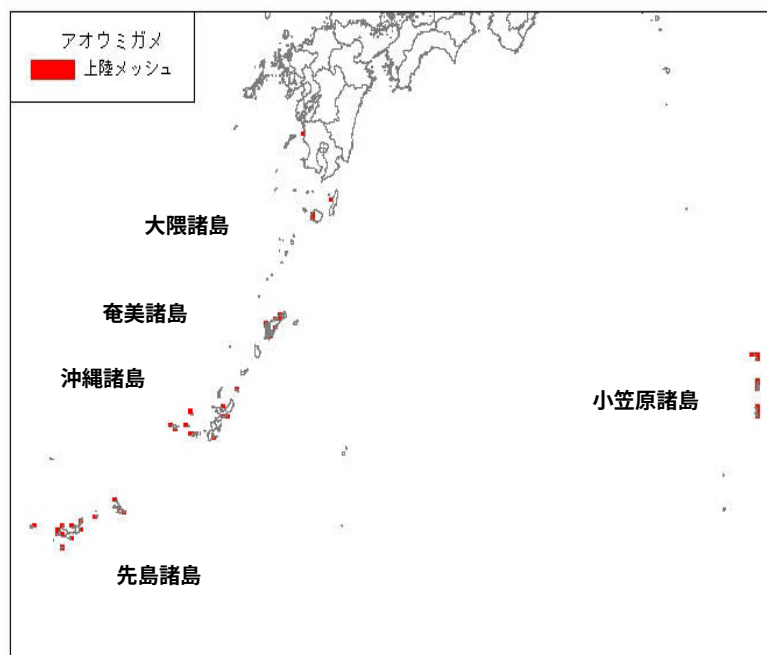
自然環境保全基礎調査・海棲動物調査（1997 年）の結果によるアカウミガメとアオウミガメの上陸地点（1992～1996 年）の分布を示した。

アカウミガメは関東以西の太平洋側で広く上陸が確認されている。アオウミガメは九州以南で上陸が確認されている。

アカウミガメ



アオウミガメ



アホウドリの分布

分布：伊豆諸島鳥島及び尖閣諸島だけで繁殖。広く北太平洋に分布。栄養分の湧き出る湧昇域に集まる。

1974 年-1978 年の分布

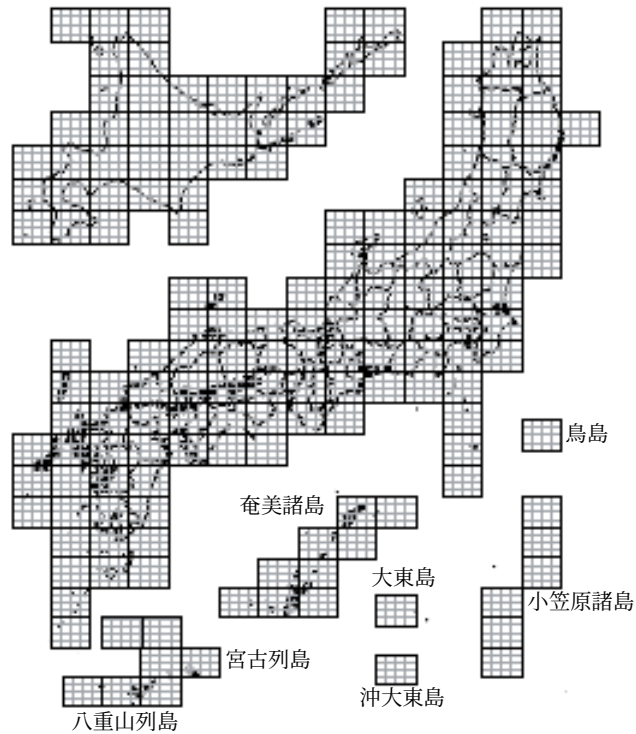
(昭和 49 年-53 年)

メッシュ数

A=0

B=0

C=0



1997 年-2002 年の分布

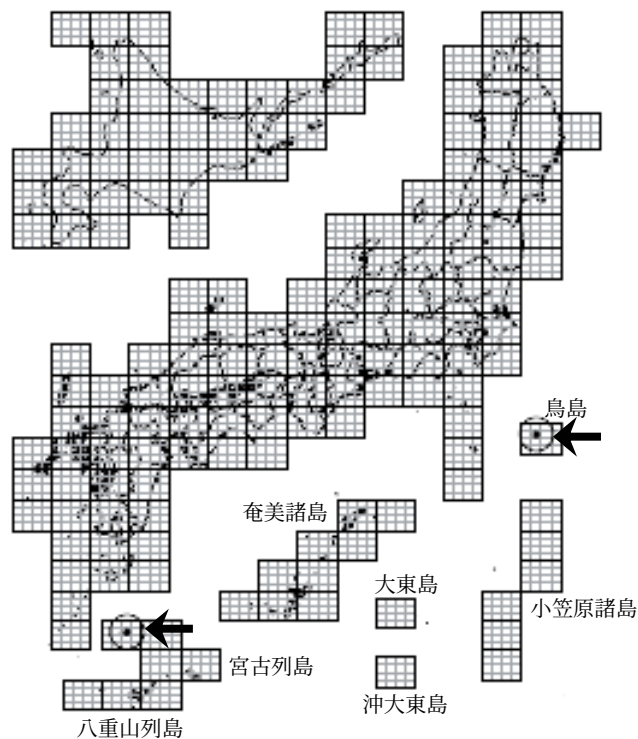
(平成 9 年-14 年)

メッシュ数

A=2

B=0

C=0



凡例

● A (繁殖を確認した)

● B (繁殖の確認はできなかったが、繁殖の可能性はある)

● C (生息を確認したが、繁殖の可能性は、何ともいえない)

出典：環境省自然環境局生物多様性センター（2004）第 6 回自然環境保全基礎調査

エトピリカの分布

分布：北海道東部で繁殖。冬は北海道の太平洋岸で越冬。北太平洋に広く分布。

1974 年-1978 年の分布

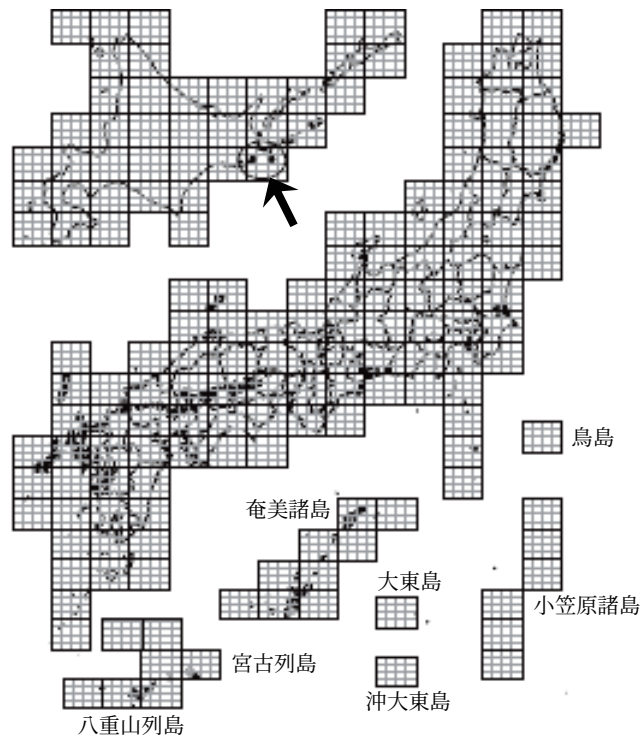
(昭和 49 年-53 年)

メッシュ数

A = 2

B = 0

C = 0



1997 年-2002 年の分布

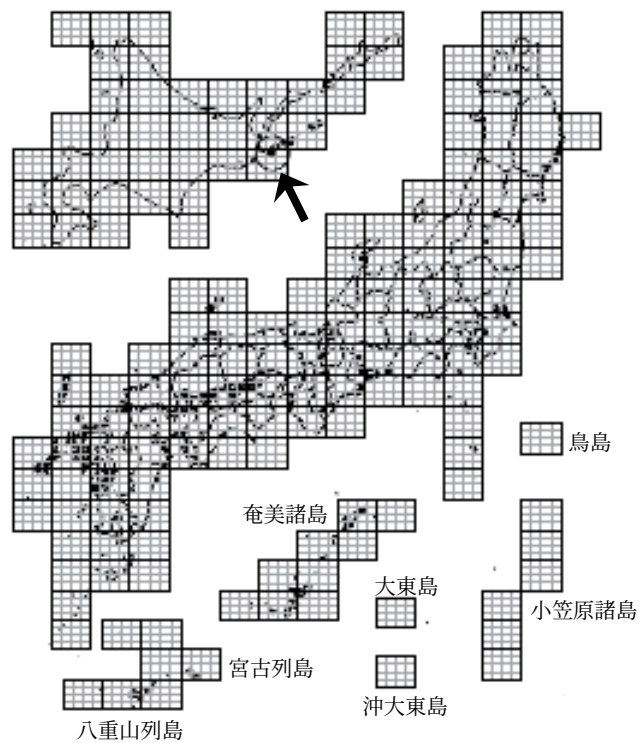
(平成 9 年-14 年)

メッシュ数

A = 1

B = 0

C = 0



凡例

● A (繁殖を確認した)

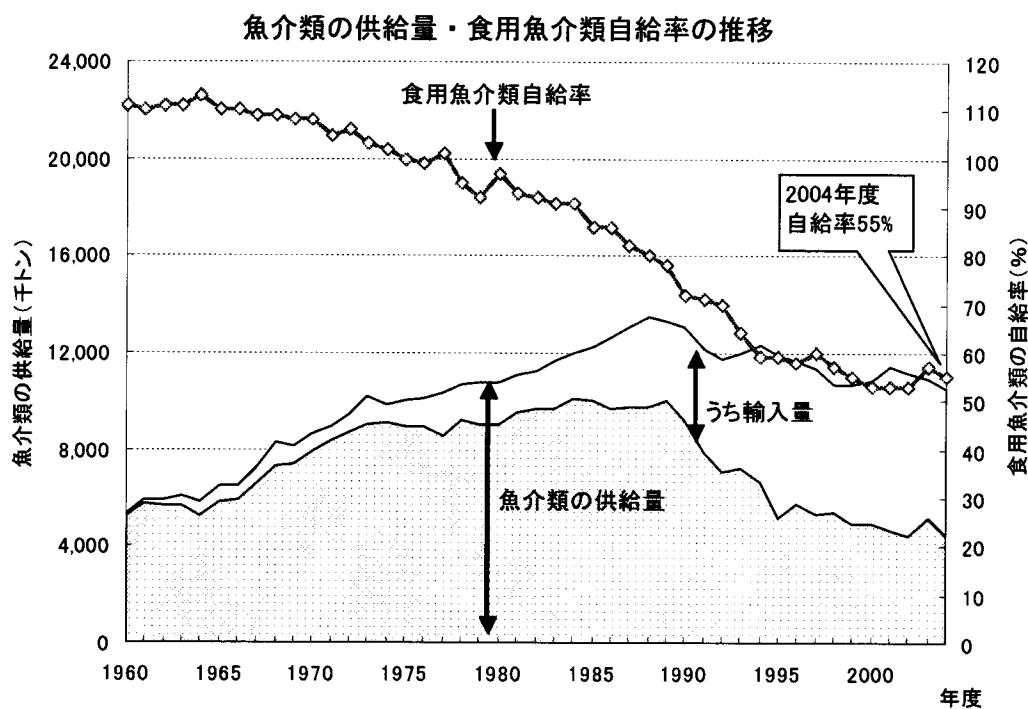
● B (繁殖の確認はできなかったが、繁殖の可能性はある)

○ C (生息を確認したが、繁殖の可能性は、何ともいえない)

出典：環境省自然環境局生物多様性センター（2004）第 6 回自然環境保全基礎調査

水産資源の状況について

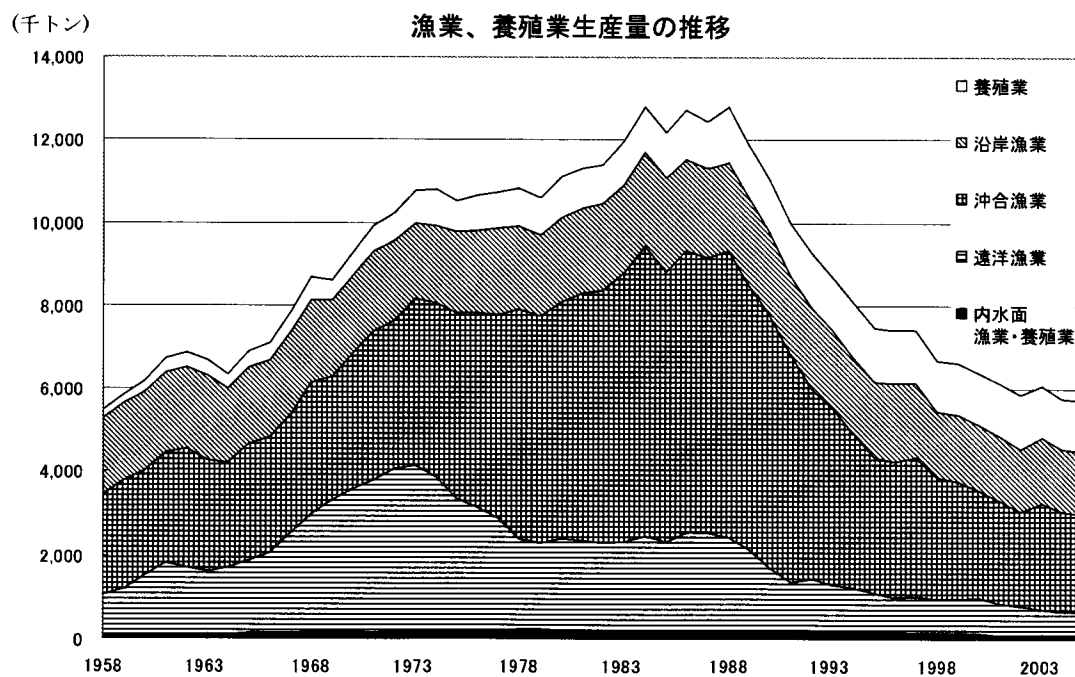
水産物の供給量、漁獲量



データ出典：農林水産省「食糧需給表」

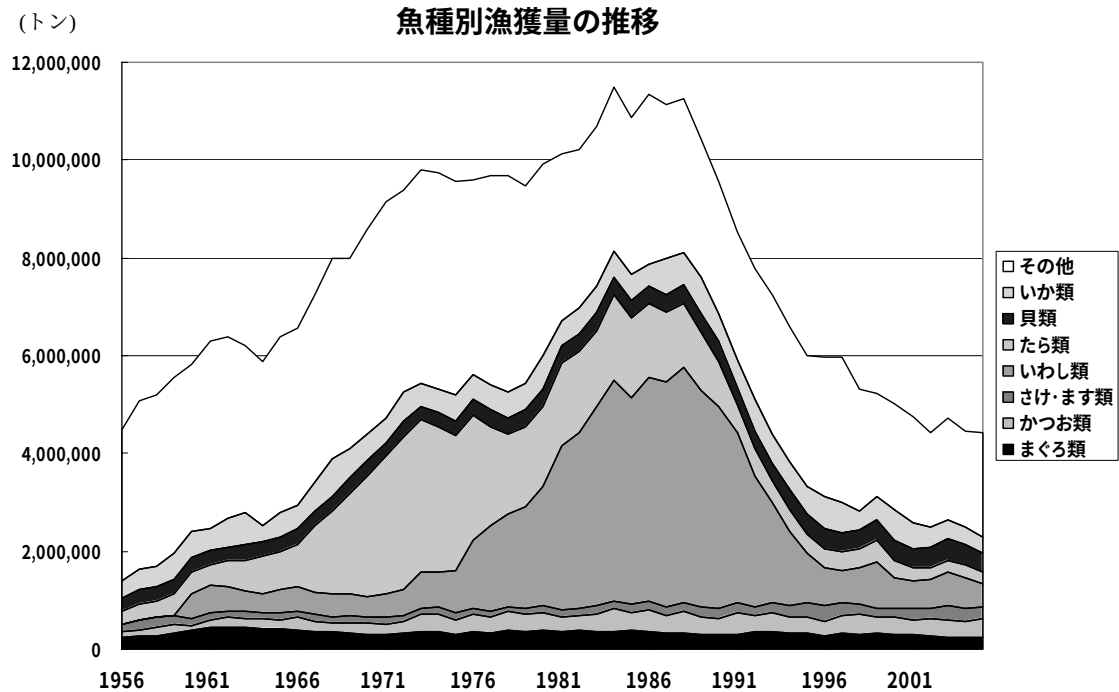
注1：供給量は「国内消費仕向量」のこと。

注2：自給率は、国内生産量／国内消費仕向量×100

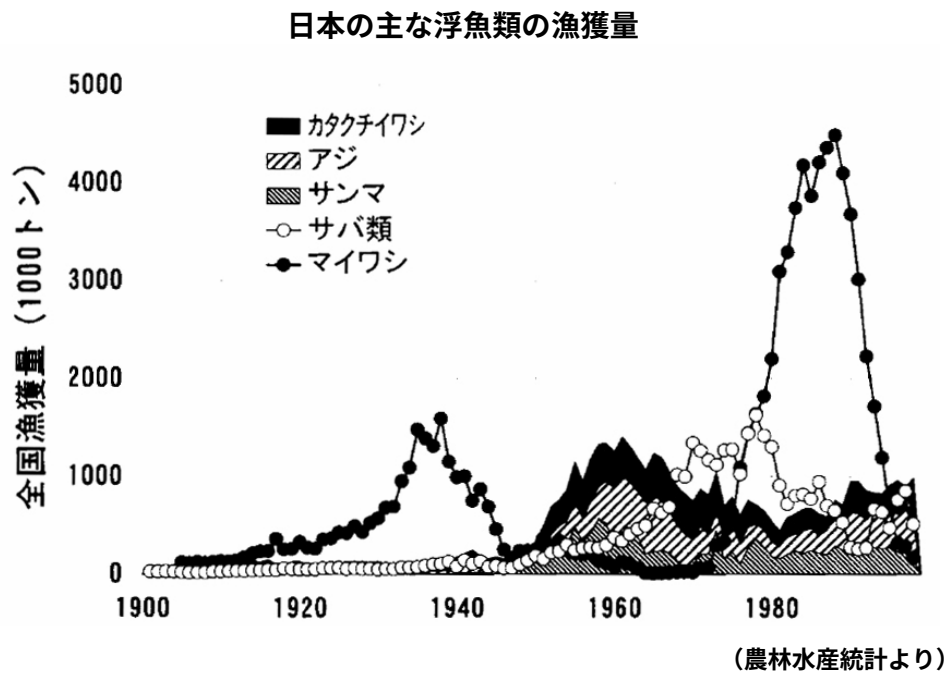


データ出典：農林水産省「漁業・養殖業生産統計年報」

海面漁業の魚種別漁獲量、主な浮魚類の漁獲量



データ出典：農林水産省「漁業・養殖業生産統計年報」



出典：松田裕之（2000）「環境生態学序説」

沿岸・海洋域に係る保護地域について

資料 2-7

沿岸・海洋域に係る保護地域（環境省関係）

国立公園・国定公園

根拠法：自然公園法、立法目的：優れた自然の風景地の保護と、その利用の増進

海中公園地区

○自然公園の海面の区域のうち海中景観の保護と利用を図る地区
○海底地形に特色があり海中動植物が豊富である、海水が清澄である、水深がおおむね 20m 以浅、周辺陸域の保護十分図られるなど

許可制

①工作物の新・改・増築、②土石の採取等、③広告物の掲出等、④指定動植物の捕獲等、⑤海面の埋立等、⑥海底の形状の変更、⑦物の係留、⑧汚水の排出等

普通地域（海域）

○自然景観が特別地域等と一体をなす地域あるいは公園の利用上の必要性から公園区域とされている地域

届出制

①大規模な工作物の新・改・増築、②広告物の掲出等、③水面の埋立等、④土石の採取等※、⑤海底の形状の変更※
※海中公園地区の周辺 1 km 以内

名称	所在地	海中公園地区 の面積	普通地域（海域） の面積 [参考]
単位：ha			
〔国立公園〕			
利尻礼文サロベツ	北海道	0	10,600
知床	北海道	0	22,400
陸中海岸	岩手県・宮城県	23	38,800
小笠原	東京都	463	23,800
富士箱根伊豆	東京都・静岡県	52	44,600
伊勢志摩	三重県	0	20,600
吉野熊野	三重県・和歌山県	67	19,400
山陰海岸	京都府・兵庫県・鳥取県	67	11,300
瀬戸内海	岡山県など 11 府県	0	851,000
大山隠岐	鳥取県	58	33,500
足摺宇和海	愛媛県・高知県	179	42,000
西海	長崎県	30	54,800
雲仙天草	熊本県・鹿児島県	116	34,900
霧島屋久	鹿児島県	141	18,800
西表	沖縄県	214	40,000
小計 15 公園		1,410	1,266,500
〔国定公園〕			
暑寒別天売焼尻	北海道	0	5,400
網走	北海道	0	8,000
ニセコ積丹小樽海岸	北海道	44	11,800
日高山脈襟裳	北海道	0	6,200
下北半島	青森県	9	6,800
津軽	青森県	0	15,800
南三陸金華山	宮城県	0	27,000
男鹿	秋田県	0	3,100
鳥海	秋田県・山形県	0	3,900
水郷筑波	茨城県・千葉県	0	2,000
南房総	千葉県	15	19,900
佐渡弥彦米山	新潟県	21	16,200
能登半島	富山県・石川県	38	30,400
越前加賀海岸	石川県・福井県	0	9,700
若狭湾	福井県・京都府	30	36,700
三河湾	愛知県	0	14,400
北長門海岸	山口県	33	31,300
室戸阿南海岸	徳島県・高知県	25	22,000
玄海	福岡県・佐賀県・長崎県	46	37,800
壱岐対馬	長崎県	48	31,000
日豊海岸	大分県・宮崎県	82	33,200
日南海岸	宮崎県・鹿児島県	56	14,000
奄美群島	鹿児島県	446	27,700
沖縄海岸	沖縄県	493	25,700
沖縄戦跡	沖縄県	0	1,700
小計 25 公園		1,385	441,700
計 40 公園		2,795	1,708,200

注1：普通地域（海域）の面積は、知床国立公園以外については、自然環境情報 GIS（環境庁）を用いて試算した参考値である。なお、数値は 100 の位で四捨五入してあるため、各数値を加えても合計欄とは必ずしも一致しない。

注2：瀬戸内海国立公園の普通地域を地先海面に有するのは、大阪府、兵庫県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、大分県の 11 府県である。

注3：国立公園は全国で 28 箇所、国定公園は全国で 55 箇所に指定されている（平成 18 年 3 月現在）。

国立公園・国定公園（つづき）

乗り入れ規制地区（陸域）

○特別地域（陸域に限られる）の区域内で、車馬を使用すること等による動植物の生息・生育環境の悪化を防止する必要がある地域

許可制

特別地域における通常の規制のほかに、車馬・動力船を使用し、または航空機を着陸させること

	地区名	関係都道府県	面積(ha)	主な保全対象	期間
【国立公園】					
伊勢志摩	日和浜参宮浜	三重県	5	アカウミガメ	5月1日～10月31日
	広の浜	〃	7	アカウミガメ、シロチドリ	5月1日～10月31日
吉野熊野	七里御浜	三重県	98	アカウミガメ	5月1日～9月30日
	大浜	和歌山県	29	アカウミガメ	5月1日～9月30日
山陰海岸	鳥取砂丘	鳥取県	20	砂丘植生、砂丘風紋	通年
	丹後砂丘	京都府	69	海岸植物、海岸動物	通年
足摺宇和海	下ノ加江海岸	高知県	4	アカウミガメ	通年
霧島屋久	永田いなか浜・前浜	鹿児島県	10	アカウミガメ	通年
	田代海岸	〃	50	アカウミガメ、沈状熔岩地形	通年
小計			292		
【国定公園】					
網走	涛沸湖小清水海岸	北海道	1,515	海浜植生、野生動物生息地	通年
	止別斜里海岸	〃	163	海浜植生	通年
	三里浜ワッカ原生花園	〃	1,340	海浜植生	通年
三河湾	豊橋地区	愛知県	3	アカウミガメ、海浜植生	通年
	豊橋・田原地区	〃	57	アカウミガメ、海浜植生	通年
	田原地区	〃	67	アカウミガメ、海浜植生	通年
室戸阿南海岸	蒲生田海岸	徳島県	2	アカウミガメ	通年
	大浜海岸	〃	4	アカウミガメ	通年
	大里海岸	〃	25	アカウミガメ	通年
日南海岸	こどものくに海岸	宮崎県	10	アカウミガメ	5月1日～10月31日
	風田海岸	〃	31	アカウミガメ	〃
小計			3,217		
合計			3,509		

自然環境保全地域

根拠法：自然環境保全法、立法目的：自然環境を保全することが特に必要な区域等の自然環境の適正な保全を総合的に推進する等

海中特別地区

- 熱帯魚、さんご、海そうその他これらに類する動植物を含む自然環境がすぐれた状態を維持している海域
- 生態系等を保全するために必要不可欠な核となるもの

許可制

- ①工作物の新・改・増築、②土石の採取等、③指定動植物の捕獲等、④海面の埋立等、⑤海底の形質の変更、⑥物の係留

普通地区（海域）

- 特別地区や海中特別地区における自然環境の保全上重要で、自然環境保全地域全体の保全上不可欠な地域

届出制

- ①大規模な工作物の新・改・増築、②海底の形質の変更、③土石の採取等、④海面の埋立等

単位：ha

名称	所在地	海中特別地区 の面積	普通地区(海域) の面積
崎山湾	沖縄県	128	0
計		128	0

注：自然環境保全地域は、全国で10箇所に指定されている（平成18年3月現在）。

国指定鳥獣保護区

根拠法：鳥獣保護法、立法目的：鳥獣の保護及び狩猟の適正化を図る

特別保護地区（海域）

○鳥獣の保護を図るため特に必要があると認められる区域
の中でも、特に保護の必要があると認められる区域
○鳥獣の生息等に必要と認められる中核的地区等について
指定される

許可制

①鳥獣の捕獲等、②工作物の新・改・増築、③水面の埋立など

特別保護地区以外（海域）

○鳥獣の保護を図るため特に必要があると認められる区域

許可制

鳥獣の捕獲等

単位：ha

名称	所在地	特別保護地区（海域） の面積	特別保護地区以外 （海域）の面積
濤沸湖	北海道	900	0
野付平島・野付湾	北海道	5,408	0
風蓮湖	北海道	5,202	17
厚岸・別寒辺牛・霧多布	北海道	3,578	385
小湊	青森県	0	4,083
最上川河口	山形県	0	490
仙台海浜	宮城県	92	6,894
谷津	千葉県	40	0
藤前干潟	愛知県	323	447
紀伊長島	三重県	0	6,068
浜甲子園	兵庫県	12	18
中海	鳥取県・島根県	0	6,670
宍道湖	島根県	7,651	199
西南	高知県	0	1,019
和白干潟	福岡県	0	249
屋我地	沖縄県	1,001	1,127
漫湖	沖縄県	58	0
名蔵アンバル	沖縄県	60	926
計 18 地区		20,747	28,207

注1：指定例には干潟や汽水湖なども含めて摘示した。

注2：厚岸・別寒辺牛・霧多布鳥獣保護区の面積の値には、淡水の湖沼の面積が含まれている。

注3：国指定鳥獣保護区は、全国 66 箇所に指定されている（平成 18 年 3 月現在）。

出典：環境省資料から作成

注：本資料は、現に海域に保護地域が指定されている場合に、その根拠法と指定実績等を摘示したもの

沿岸・海洋域に係る主な保護地域（他省庁関係）

	保護水面	天然記念物（注）
根拠法	水産資源保護法（法 14 条）	文化財保護法（法 109 条）
根拠法の目的	水産資源の保護培養を図り、かつその効果を将来にわたって維持する（法 1 条）	文化財を保存し、かつその活用を図る（法 1 条）
保護地域の趣旨	水産動物が産卵し、稚魚が生育し、又は水産動植物の種苗が発生するのに適している水面であって、その保護培養のために必要な措置を講ずべき水面（法 14 条）	動物、植物及び地質鉱物でわが国にとって学術的価値が高いもののうち重要なもの（法 2 条、法 109 条）
指定権者	都道府県知事または農林水産大臣	文部科学大臣
指定基準	保護水面の指定基準（S28.3.2 農林省告示 94 号）	国宝及び重要文化財指定基準ならびに特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準（S26.5.10 文化庁告示 2 号）
指定数（海面を含むもの）	海面：55 箇所（2,948ha）	1）野生動物の生息地指定天然記念物 93 件のうち、少なくとも 10 件は海面の区域を含む。 2）植物の天然記念物 537 件のうち、少なくとも 1 件は海面の区域を含む。
指定例（海面を含むもの）	野付郡別海町地先海面（北海道）、渥美郡田原町地先海面（愛知県）、詫間町粟島地先海面（香川県）、石垣市名蔵湾（沖縄県）など	スナメリクジラ廻遊海面（広島県）、大浜海岸のウミガメおよびその産卵地（徳島県）、クロキツタ産地（島根県）など
管理計画	保護水面の管理計画（法 17 条）	保存管理計画（法定計画ではない）
管理者	都道府県知事または農林水産大臣	文化庁長官が指定した管理団体（通常は地方公共団体）
規制内容	1）埋立・浚渫の工事などの改変行為につき知事または大臣の許可制（法 18 条） 2）管理計画の策定による水産動植物の採捕や漁具・漁船の制限・禁止など（法 17 条）	天然記念物の現状を変更する行為及びその保存に影響を及ぼす行為につき文化庁長官の許可制（法 125 条）

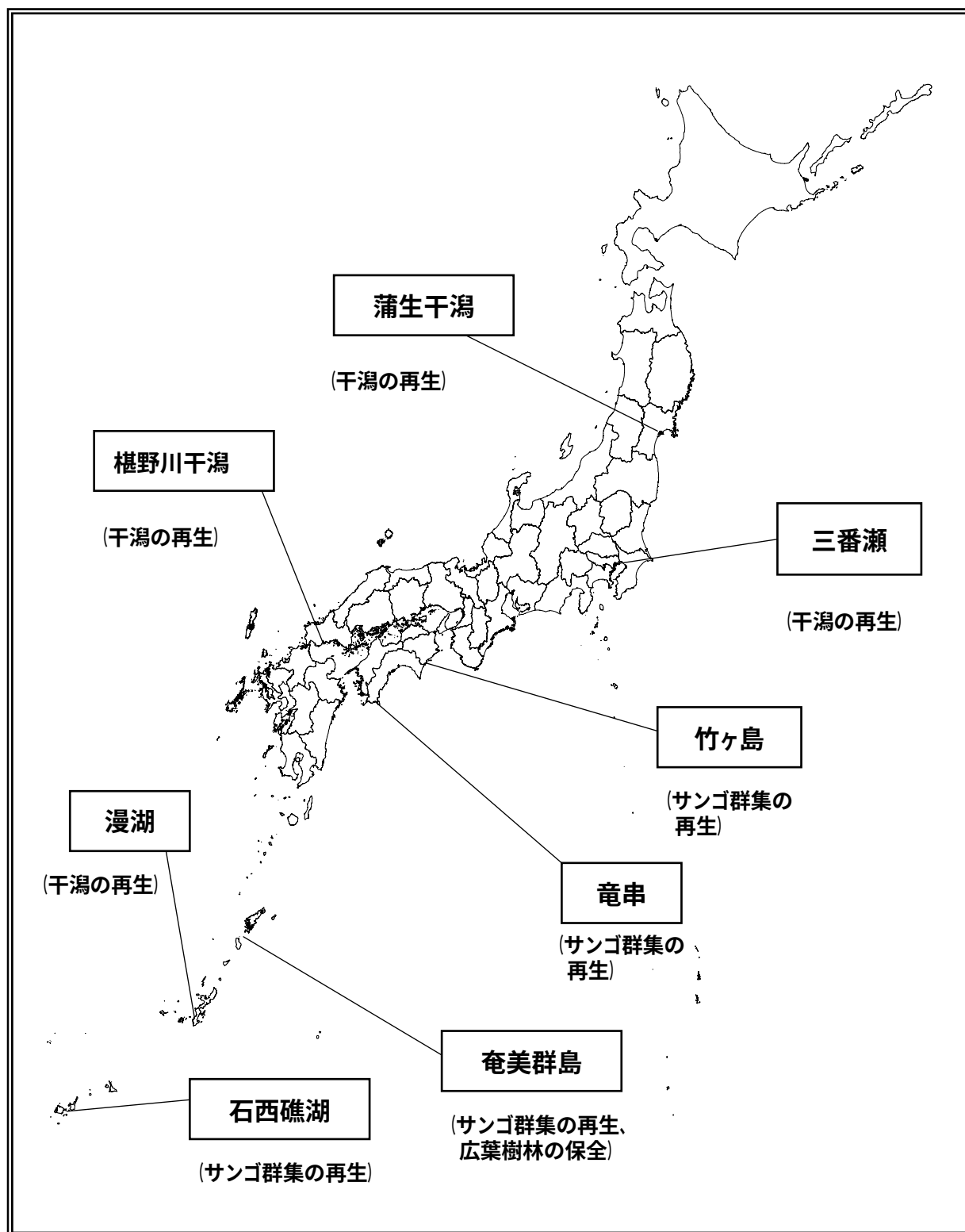
出典：水産庁資料、文化庁資料、官報などから作成

注：指定数・指定例の欄では、動物、植物、地質鉱物、天然保護区域の 4 区分のうち（生物多様性の保全と直接的に関係する）前 2 者だけを扱った。

沿岸域における自然再生について

資料 2-8

沿岸域における環境省関係自然再生事業の取組状況



沿岸域における自然再生の例

1. 石西礁湖自然再生の概要

■自然再生の目標

(長期的目標)

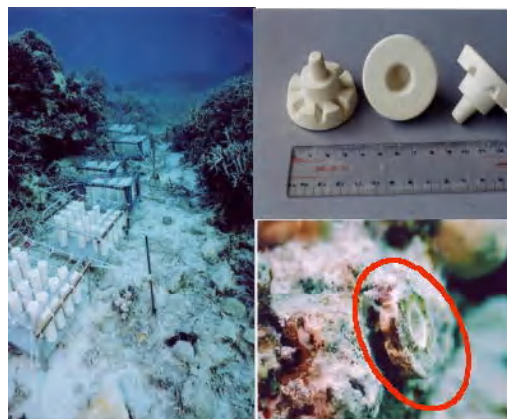
1972年の国立公園指定当時の豊かなサンゴ礁生態系を取り戻す

(短期的目標)

環境負荷をなくし、現状より悪化させない

■自然再生の5つの方法

- ・保全管理の強化（オニヒトデ対策、水質改善（赤土対策等）等）
- ・持続可能な利用（持続可能な漁業利用等）
- ・サンゴ群集の修復（着床具を用いた移植等）
- ・普及啓発（環境教育・環境学習等）
- ・調査研究（モニタリング調査等）



一斉産卵時の着床具の設置(H16)

移植した種苗

2. 榎野川河口域・干潟自然再生の概要

■自然再生の目標

人が適度な働きかけを継続することで、自然からのあらゆる恵みを持続的に享受できる場、『里海』を再生する。

■豊かな流域づくりという視点

- ・榎野川河口干潟等の生物多様性の確保
- ・源流の森づくり、豊かな川づくり
- ・地域通貨の導入

■河口干潟における自然再生の手法

- ・堆積したカキ殻の粉砕、硬質化した土砂の交換などによる底質環境の改善
- ・干潟に対する働きかけが持続される体制作り



カキの著しい増殖

3. 三河湾シーブルー事業

■事業の目的

富栄養化による水質や底質の悪化などの状況を改善するとともに、海に親しめる利用度の高い空間を創造する

■事業の手法

国の港湾事務所と県の港湾部局及び水産部局が協力して実施

中山水道航路の浚渫で発生する良質な砂を利用した覆砂を中心とした事業

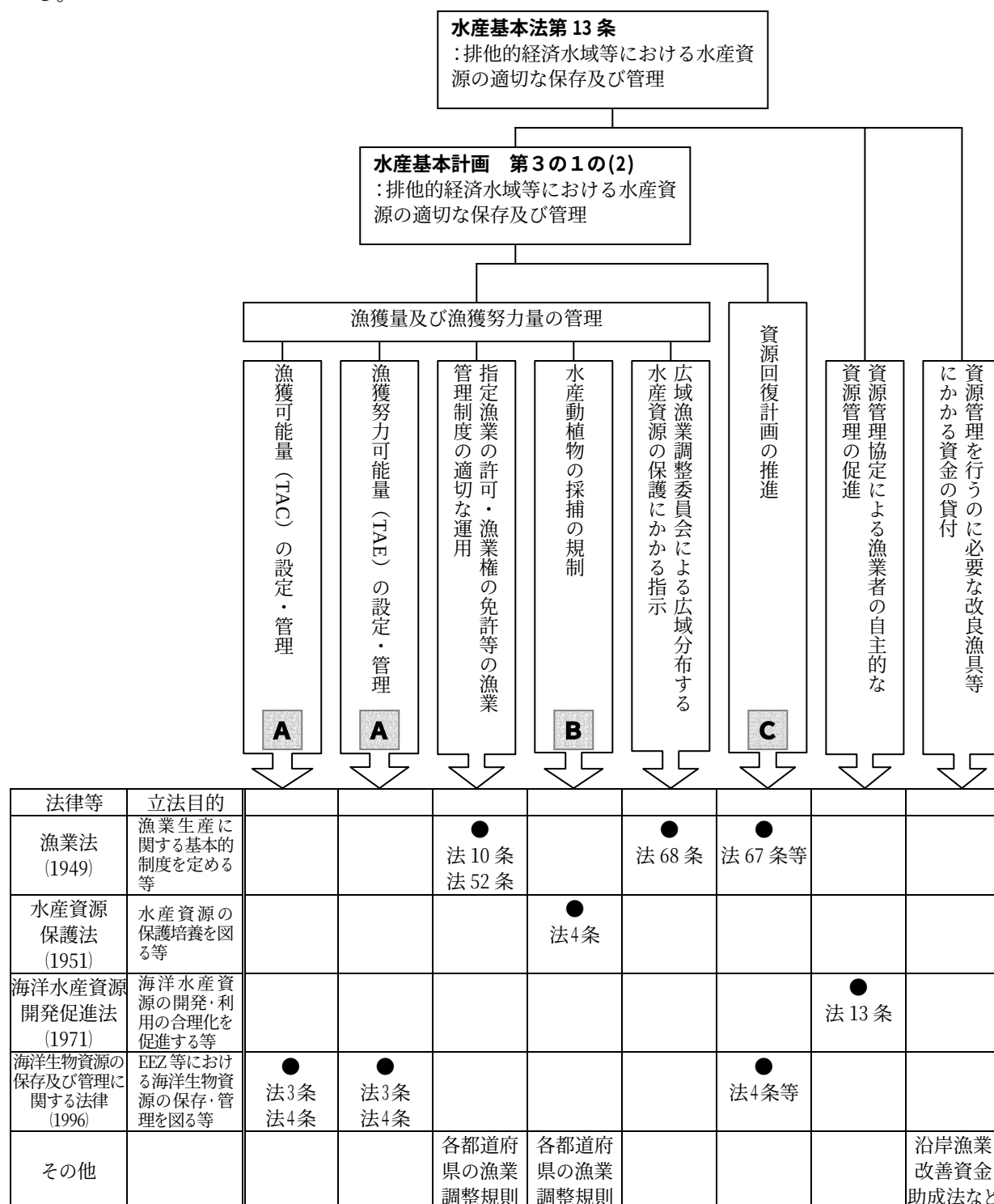
海辺に良質な砂を使い、干潟を形成したり、海底を浅くして海草などによる自然浄化作用を高める工夫

（3. については中部地方整備局ホームページより環境省作成）

水産資源保護制度について

海洋の水産資源の保存及び管理に関する制度の現状

現在の水産資源の保存及び管理の施策は、水産基本法（平成 13 年 6 月 29 日法律第 89 号）の規定と水産基本計画の記述を基本とし、各法律等に含まれる制度を総合して、一体的に機能している。



出典：逐条解説水産基本法解説（水産基本政策研究会編 2001）等から作成

漁獲可能量（TAC）・漁獲努力可能量（TAE）制度、採捕規制、資源回復計画

A．漁獲可能量（TAC）・漁獲努力可能量（TAE）制度

- ・TAC制度は、平成8年、我が国において「国連海洋法条約」が発効したことに伴い、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に基づき導入された水産資源管理の新しい仕組み。それまで行われてきた漁獲能力や漁獲努力量*の規制による資源管理と異なり、“採捕量”そのものに着目して管理する制度
- ・TACとは「Total Allowable Catch」の略で、魚種ごとに1年間の漁獲の上限を定めることにより、資源の保存・管理を図ろうとするもの
- ・TAE*制度は、平成15年に導入された資源状態が悪化している漁業資源を早急に回復するために資源回復計画の対象となる魚種について、対象となる漁業と海域を定めた上であらかじめ漁獲努力量の上限を「漁獲努力可能量」として定め、その範囲内に漁獲努力量を収めるように対象漁業を管理する制度

＊漁獲努力量……漁獲のために投入された操業日数、漁船数等の量のこと

＊TAE……「Total Allowable Effort」の略

B．採捕規制

- ・水産資源保護法に基づき、水産資源の保護培養のために必要があるときに、農林水産省令又は各都道府県の漁業調整規則において、水産動植物の採捕、販売・所持、漁具・漁船などの制限・禁止について規則を定めるもの
- ・農林水産省令では、ヒメウミガメ（卵含む）、オサガメ（卵含む）、シロナガスクジラ、ホッキョククジラ、スナメリ、ジュゴンの6種の保護動物について、一定の区域での採捕を原則禁止。また、違法に採捕された個体の所持・販売も禁止

C．資源回復計画

- ・平成13年の水産基本法制定とともに、主要な水産関係法制度について、水産基本法の示す施策の方向に即して行われた改正により新たに示された漁業管理制度
- ・緊急に資源回復を図る必要がある魚種について、減船、休漁等を含む漁獲努力量の削減や種苗放流等による資源の積極的な培養、漁場環境の保全などの資源回復措置を計画的、横断的に講じていくもの
- ・資源回復計画は、国（一都道府県の範囲にとどまる資源については都道府県）が作成。法律等に基づくものではないが、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（TAC・TAE制度）、漁業法等によってその実効を担保

資源回復計画の例

	日本海北部マガレイ、ハタハタ資源回復計画 (ハタハタ関係を抜粋)
公表時期	平成 15 年 (2003 年) 7 月 1 日公表
資源の現状と回復の必要性	○1965 年から 1975 年までは漁獲量が 20,000 トン前後と非常に高い水準にあった。 ○1976 年に漁獲量が 11,746 トンに半減して以降、漁獲状況は急激に悪化し、1991 年には 158 トンまで落ち込んだ。 ○資源状況の急激な悪化を踏まえ、秋田県では 1992 年から独自に 3 年間の採捕禁止に踏み切った。 ○また、関係 4 県の漁業者が北部日本海ハタハタ資源管理協定を締結し、資源管理を実施してきた。 ○これらにより漁獲量も回復してきている。
	日本海北部のハタハタ漁獲量の変遷(1964～2002年) 01 年 02 年は県別へのデータ、富山県の 01 年 02 年は統計事務所への聞き取り、それ以外は漁獲・漁獲量生産統計年報から作成。
資源の利用の現状	○日本海北部においてハタハタを対象としている漁業は、漁獲量 (2002 年) でみると小型定置網漁業で 57%、底びき網漁業で 35%と全体の 90%近くを占め、刺し網とその他で約 8%を漁獲している。
資源管理等の現状	○公的規制措置：隻数制限・水域制限・期間制限・漁具制限・体長制限など ○自主的規制措置：全長による採捕禁止・再放流、網目制限、漁獲量制限など ○遊漁について一部の県で、卵の採捕禁止及び所持販売禁止、たも網等による採捕禁止。 ○放流技術に係る基礎技術開発、種苗の大量生産技術開発、種苗放流、産卵場拡大のための藻場造成整備 ○一部漁業者による、外国漁船による残置漁具の回収、海底清掃等
資源回復のために講じる措置	○H15 年度～23 年度までに、各県ごとに定めた漁獲努力量削減措置 (減船、休漁、漁具の改良など) を順次実施する。 ○また、必要に応じ、漁具の改良、休漁、保護区域の設定等を追加する等検討することにする。 ○休漁する漁業者を活用した海底堆積物の除去及び海底耕耘
資源回復の目標	○関係漁業者が実施中の資源管理措置を基礎とし、さらに措置を講じ、小型魚の保護などを行うことにより、現状の回復傾向を維持し、海域全体の漁獲量で 5,000 トン (1970 年代後半の水準) まで回復させることを目標とする。
漁獲努力量の削減措置及びその効果に関する公的担保措置	○TAE の設定 (海洋生物資源の保存及び管理に関する法律)。 ○必要に応じ、漁業調整委員会指示 (漁業法) による禁漁期間、禁猟区域の設定等の担保措置について検討。
資源回復のために講じる措置に対する支援策	○漁具等の廃棄・改良に必要な経費、休漁中の漁業経営経費、不要漁船・漁具のスクラップ経費等の助成など。

出典：水産庁ホームページより作成

知床世界自然遺産地域海域管理計画について

1. 経緯

- ・ 知床は、海洋生態系と陸上生態系の相互関係の顕著な見本である等の評価を受け、平成17年7月に世界遺産リストに記載
- ・ 記載の際、遺産地域の海域部分の境界線を距岸1 kmから3 kmに拡張すること及び海域管理計画の早期策定等が求められた。

平成16年 1月 推薦書提出

平成16年 7月 国際自然保護連合（IUCN）による現地調査

平成16年 8月 IUCN より海域部分の保護強化を求められる

平成17年 3月 海域部分の保護強化の対応決定

① 海域管理計画を3年以内に策定

② 推薦区域を、現行の距岸1 kmから、水深200mの陸棚を含む距岸3 kmに拡張

平成17年 7月 世界遺産委員会で「知床」が世界遺産リストに記載

平成17年12月 海域を距岸3 kmに拡張

2. 目指す方向性

（1）作成状況

現在、専門家で構成される知床世界自然遺産地域科学委員会に設置した海域WGにおいて科学的な検討を行うとともに、北海道をはじめ漁業協同組合等地域関係者と連携し、平成19年度中を目途としてとりまとめる予定。

（2）方向性

海域管理計画は、持続的な水産資源利用による安定的な漁業の営みと海洋生物や海洋生態系の保護管理の両立を目標とし、現行の漁業関係規則や漁業者・漁業団体が実施している自主管理措置（注）といった漁業関連のルールを基調として策定。策定主体は環境省と北海道。

（注）自主管理措置の例－羅臼漁業協同組合によるスケトウダラの自主管理

- ・ 禁漁期及び禁漁区の設定
- ・ 網目の制限
- ・ 共同経営体方式
- ・ 自主減船

沿岸、海洋生物モニタリングの現状

- ・従来、海洋環境のモニタリングは物理化学的な水質分析を中心に実施されており、継続的に行われている水温等の定線観測網は、世界でも類の無い貴重な外洋域の定期データを提供
- ・しかし、海洋生物そのものを対象としたモニタリングは、水産庁や各地方の水産試験場が行ってきた漁業資源調査を除くと、部分的な調査が行われているのみ

日本国内の海洋生物モニタリングの事例

1. 水産庁、各地方水産試験場による漁獲統計、資源量調査など

- ・漁獲統計に関して 100 年以上にわたり記録
- ・資源管理のための調査として 1940 年代（大規模調査は 1970 年代）から漁獲対象種の卵稚仔を調査

2. 環境省による海洋環境モニタリング調査

- ・平成 10 年から実施
- ・陸域起源の汚染による水質・底質への影響、生物群集の状況、プラスチック類漂流物の量、海洋生物に蓄積される汚染物質の濃度などを調査し、海洋の汚染状況を把握
- ・生物群集の調査は、海底で生活する微小生物の種類組成などの変化を調査。海洋生物に蓄積される汚染物質の調査は、P C Bなどの物質について、沿岸ではムラサキイガイ、底性サメ類を、沖合ではイカ類、タラ類、甲殻類を調査

3. 環境省による自然環境保全基礎調査

①干潟

（浅海域生態系調査）

対象：重要湿地 500 に含まれた全国 145 箇所の干潟

目的：全国規模で底生動物相を把握

期間：平成 14～16 年度。結果とりまとめ中

（モニタリングサイト 1000）

対象：浅海域生態系調査の結果を踏まえ、日本を代表する干潟タイプの標準的なデータを取得するコアサイト（想定数 20～30 サイト）と全国的な干潟の概況をモニタリングするサイト（想定数 150 サイト）を設定

内容：干潟の概況のほか底生生物、シギ・チドリ類といった干潟生態系を構成する生物について質的量的変化を把握予定

予定：平成 19 年度までにサイト設定見込み。平成 18～19 年度に調査手法、実施体制等を検討

②藻場

(浅海域生態系調査)

対象：重要湿地500に含まれた全国129箇所の藻場

目的：全国規模で海藻・海草藻場の生物相を把握

期間：平成14～18年度。平成19年度に結果とりまとめ予定

(モニタリングサイト1000)

対象：浅海域生態系調査の結果を踏まえ、海域区分及び藻場タイプ等による全国的な配置、継続的な調査実施体制を主な基準として50サイト程度選定

内容：生物相、生物量等藻場の質的量的な変化を把握予定

予定：平成19年度までにサイト設定見込み。平成19年度に調査手法、実施体制等を検討

③サンゴ礁

(モニタリングサイト1000)

対象：サンゴ礁の分布する日本の沿岸域を地理や海流等の条件により区域分けし、その区域ごとにサイトを設定

内容：生物量、生物相等サンゴ礁の質的量的変化を把握

予定：現在23サイトにおいて調査実施。さらに調査体制等を検討中の1サイトを追加予定

④砂浜

(モニタリングサイト1000)

対象：全国的な配置や継続的な調査実施体制等を基準として、現在のところウミガメ調査を実施するサイトを選定

内容：改変の行われていない砂浜海岸の指標種としてのウミガメの産卵上陸状況及び植生等周辺環境の状況の変化を把握予定

予定：現在41サイトにおいてウミガメ調査を開始

国際的な事例：海洋生物のセンサス（Census of Marine Life: CoML）

- ・2000年より実施
- ・70を超える国々の研究者が力を合わせ、国際的なネットワークにより、過去、現在、未来の世界の海洋生物の多様性、分布と個体数を調査し解明する事を目指す10カ年計画
- ・潮間帯から海溝に及ぶ海の6つの領域に住む生物の多様性・分布と総量を明らかにし、そのデータを海洋生物地理学情報システム登録・蓄積。また、得られる膨大なデータにより環境及び人間による影響が近い未来の海洋生物のどのような変化をもたらすかを解析する予定

課題と方向性

課 題	方 向 性
・干潟・藻場・サンゴ礁等生物多様性保全上重要な浅海域の保全を一層推進すること。 ・その際、広域的なネットワークの視点を持って取り組むこと。	・干潟・藻場・サンゴ礁等、浅海域における保護地域の指定等を進めるとともに、海域保護区のあり方について制度面も含めて検討。 ・特に浅海域については、陸域との関係を踏まえた流域一体での取り組みや生息する種の移動等を考慮した広域的、国際的な取り組みなど国内外のネットワークを強化。 ・干潟、藻場、サンゴ礁等の再生は、各地の取り組みを通じた技術的知見を集積しつつ、さらに積極的に推進。
・漁業対象種以外の海洋生物は、漁業資源における知見の蓄積に比べて情報面で立ち遅れ。沿岸・海洋域の生物多様性に係る総合的なデータ整備を推進すること。	・当面、生物多様性保全上重要な浅海域について、関係各省間の情報交換を図り、生物・生態系に係るデータの充実を推進。 ・浅海域以外の海洋における総合的なデータ整備については、効果的・効率的な手法のあり方を含めて検討。